

コロナ禍の経験を踏まえた地域共生社会の実現

令和4年4月25日 地方から考える「社会保障フォーラム」

厚生労働省 社会・援護局長
山本 麻里

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

1. 地域共生社会の構築を考えるための背景

- (1) コロナ前からの動向・構造的トレンド
- (2) コロナ禍の中で

2. 生活困窮者支援

3. 地域共生社会の構築に向けた取組の深化

- (1) 取組の経緯と重層的支援整備体制事業
- (2) ひきこもり支援
- (3) 権利擁護支援
- (4) 孤独・孤立対策、自殺総合対策

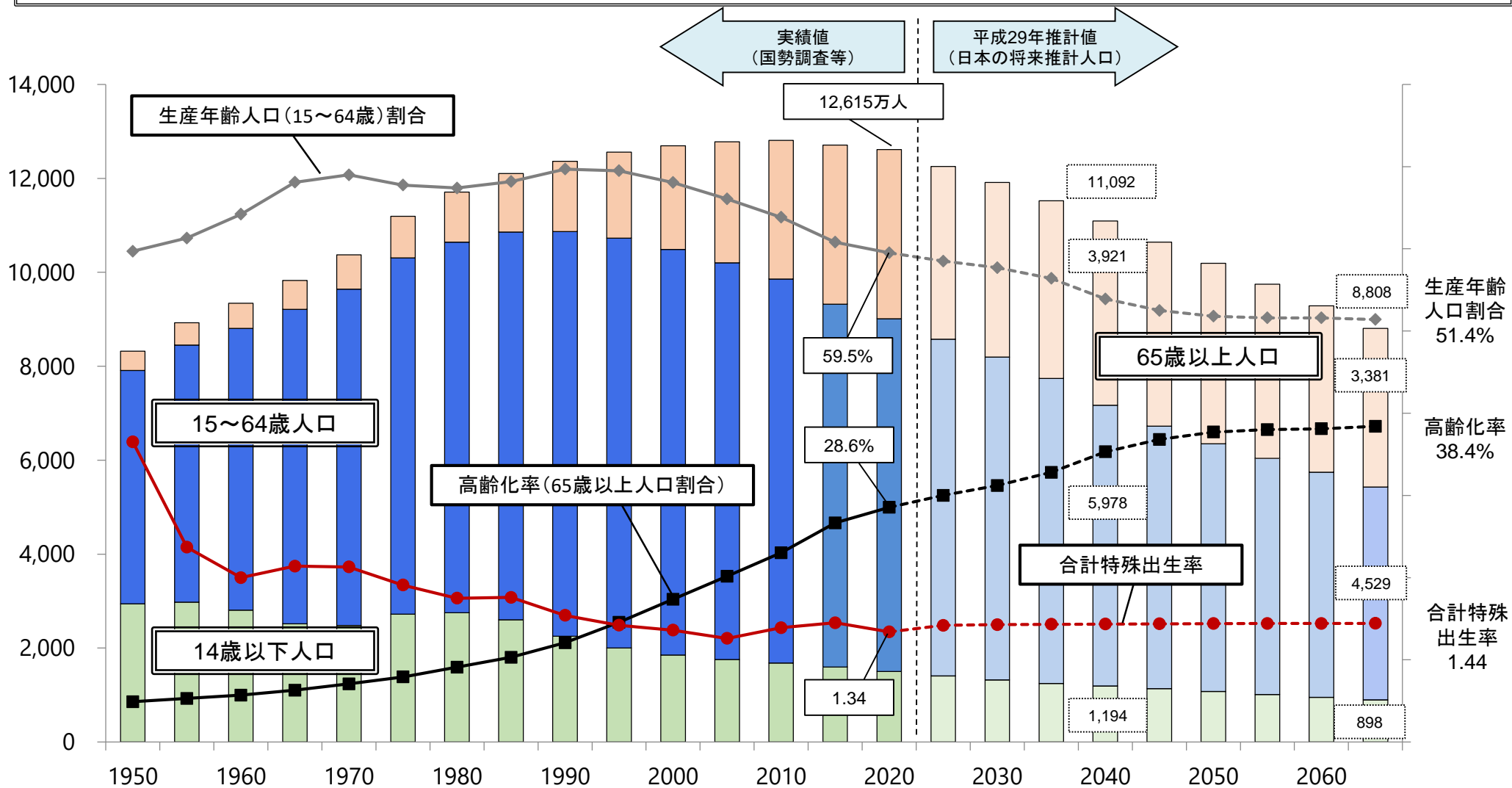
4. 終わりに

1. 地域共生社会の構築を考えるための前提

(1) コロナ前からの動向・構造的トレンド

日本の人口の推移

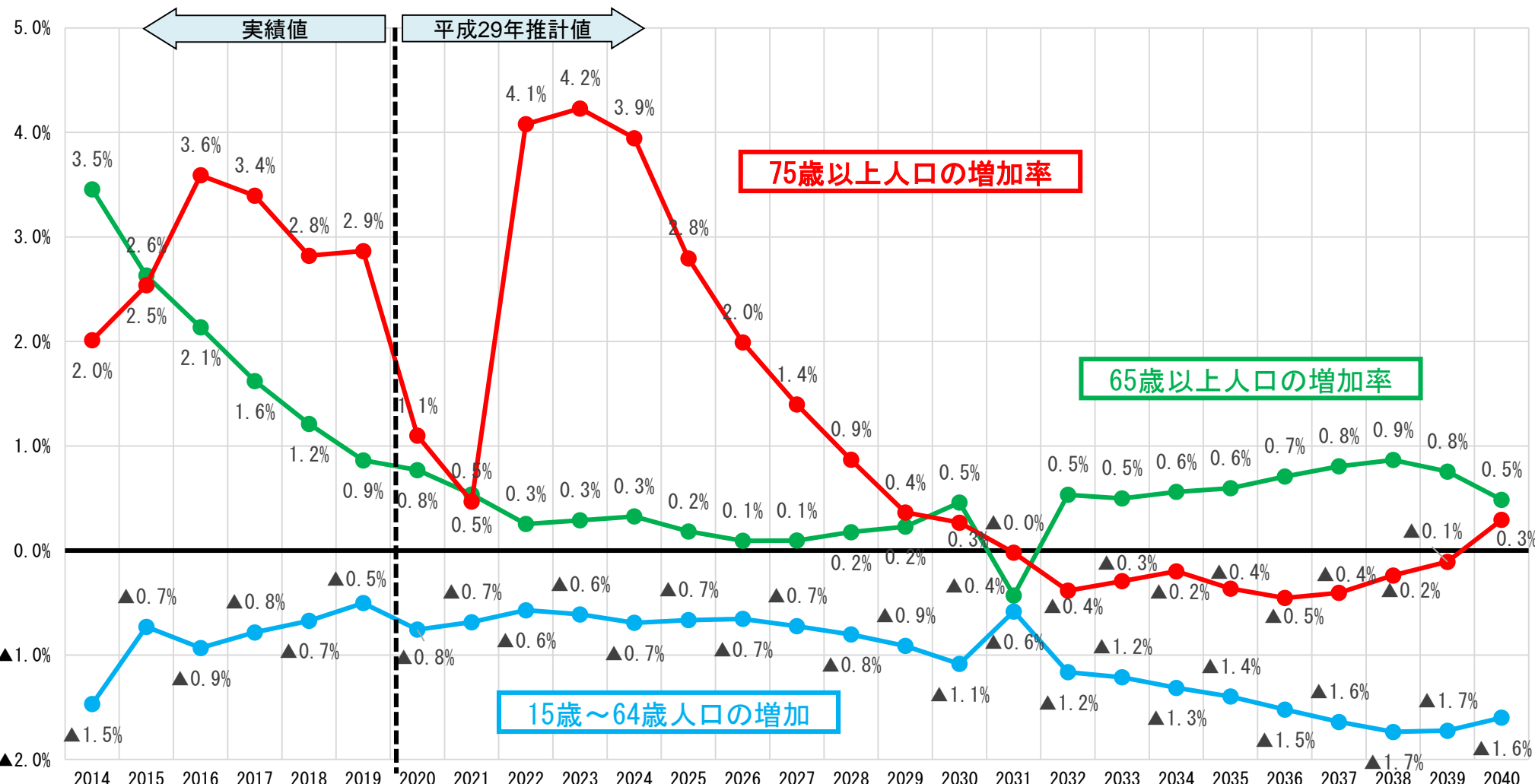
○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

年齢階層別の人口の増加率

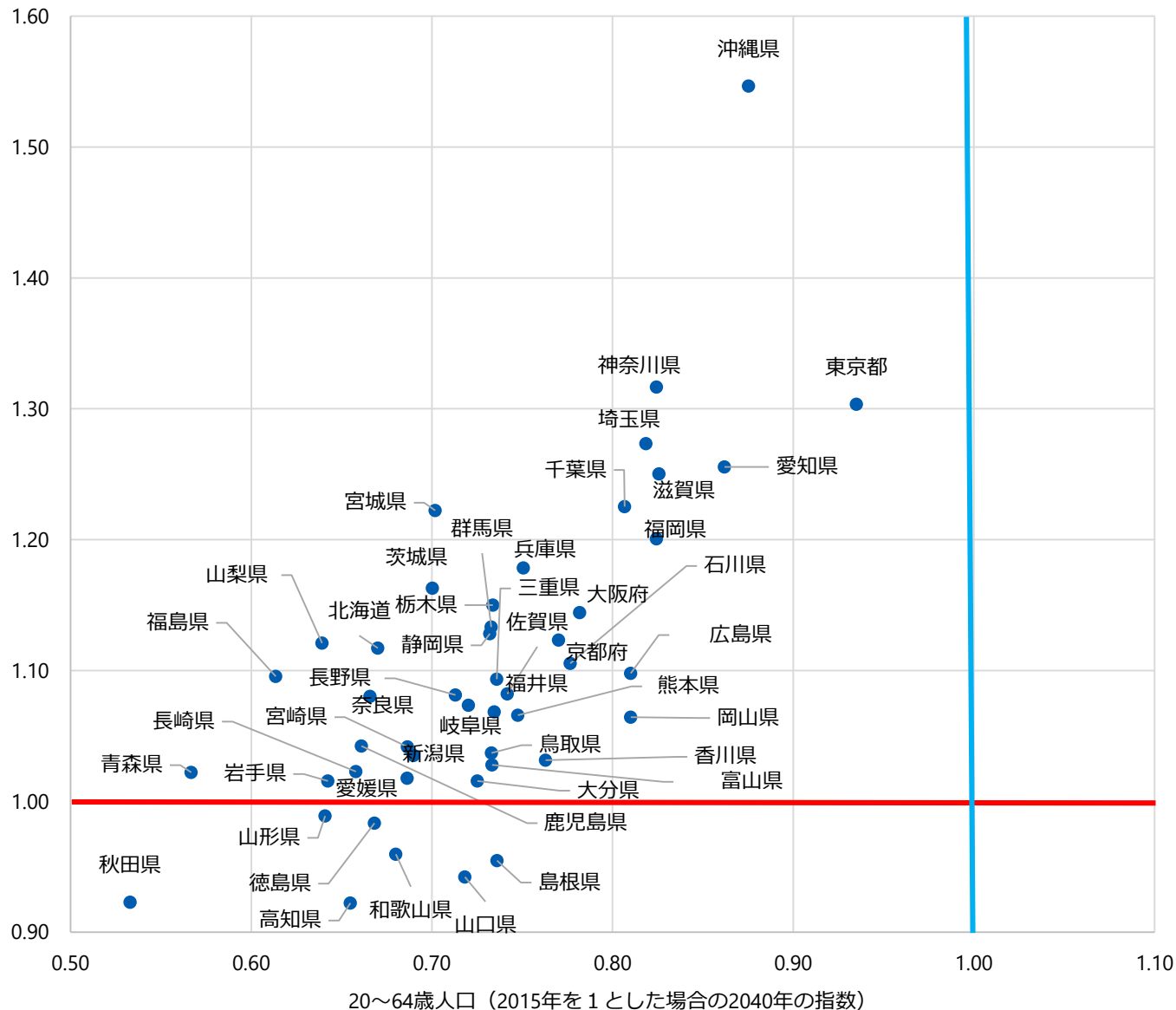
- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。
- 一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降更に減少が加速。



出典：2019年以前は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位)

都道府県ごとの人口の増減（2015年から2040年）

65歳以上人口（2015年を1とした場合の2040年の指数）

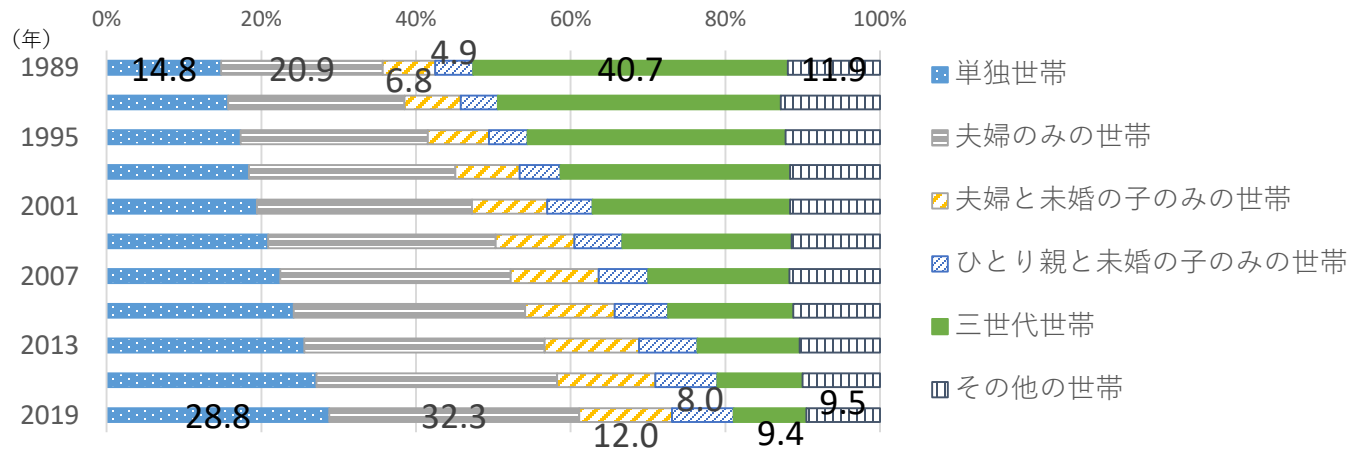


資料：2015年人口につき総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳であん分した人口（参考表）」、2040年人口につき国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室において作成。

世帯と地域社会の変容①

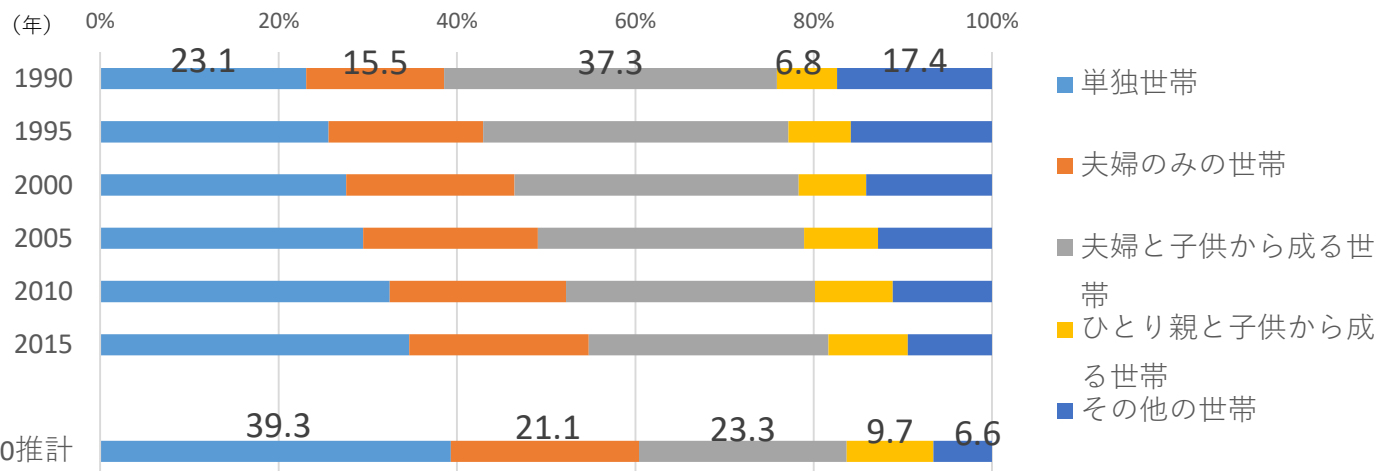
○ 平成の30年間で、三世帯世帯は約4割から約1割へと4分の1に減少。

65歳以上の人のいる世帯の世帯構造の推移



○ 世帯構造の変化がさらに進み、2040年には単独世帯が約4割に。

世帯総数・世帯類型の構成割合の推移

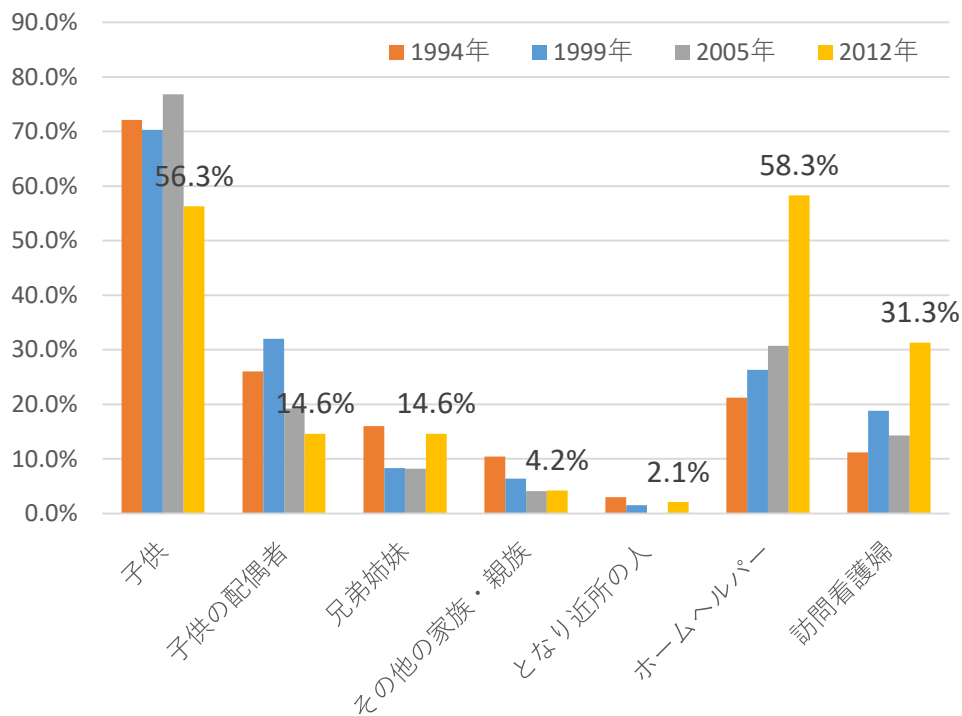


世帯と地域社会の変容②

○ 一人暮らし高齢者が将来の介護を頼む先は「子」が減り「ホームヘルパー」が増加。

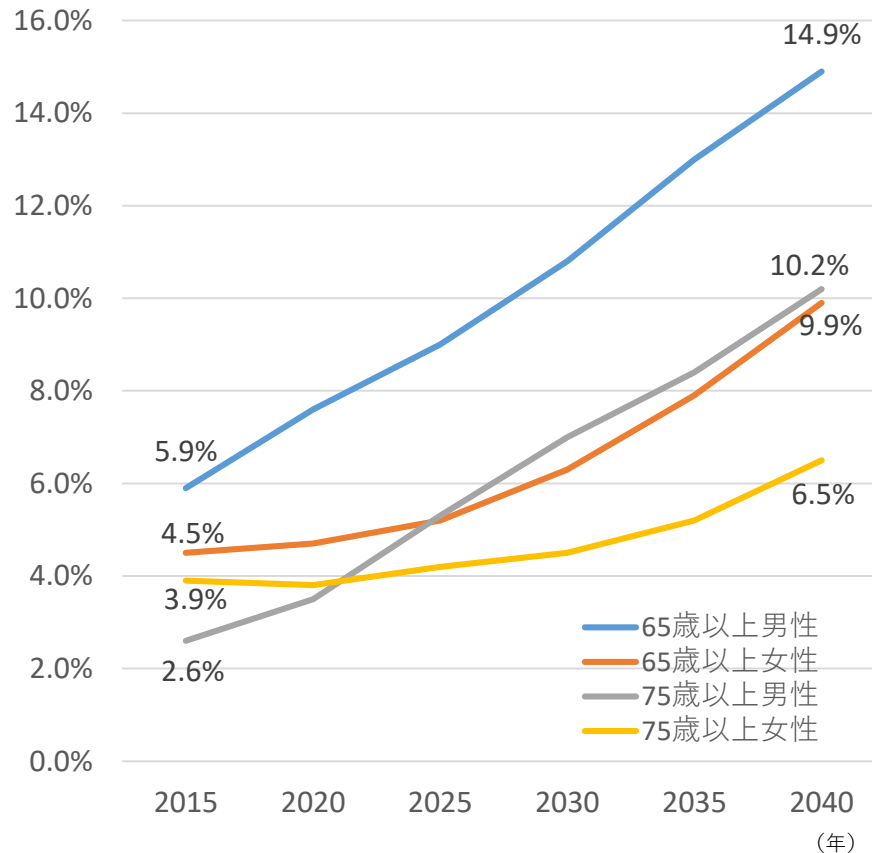
○ 2040年にかけて、未婚の高齢者が増加する見通し。

一人暮らし高齢者が将来の介護を頼む先



(注) 介護の場所として自宅や子ども・親族の家を希望する人を対象に、誰に介護を頼むかを尋ねたもの(3つまでの複数回答)。各年の調査の選択肢の中から抜粋。

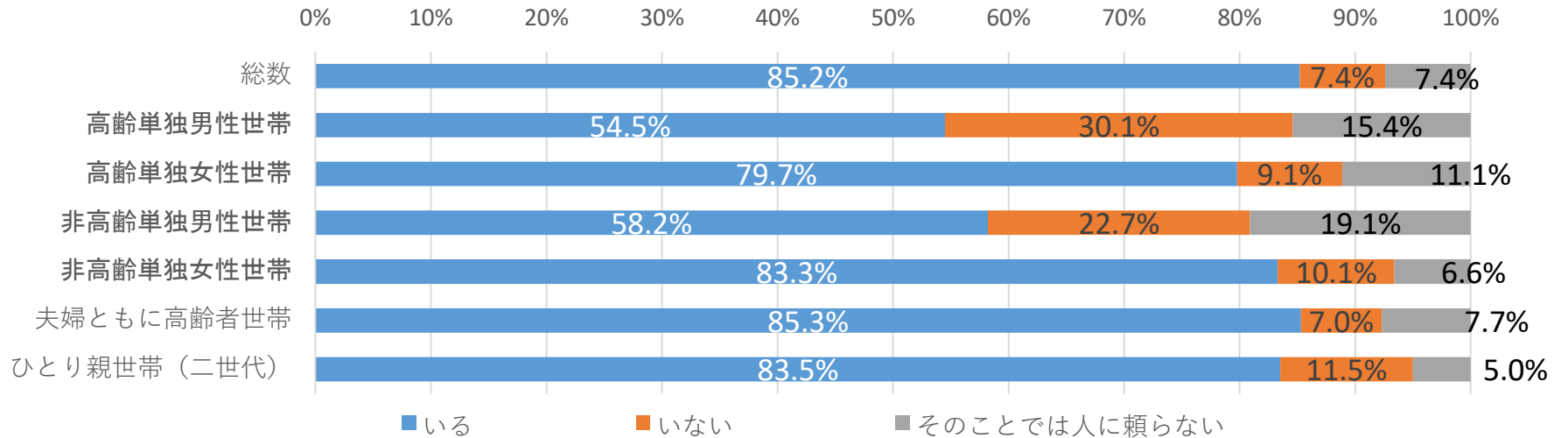
未婚率の将来推計(高齢者)



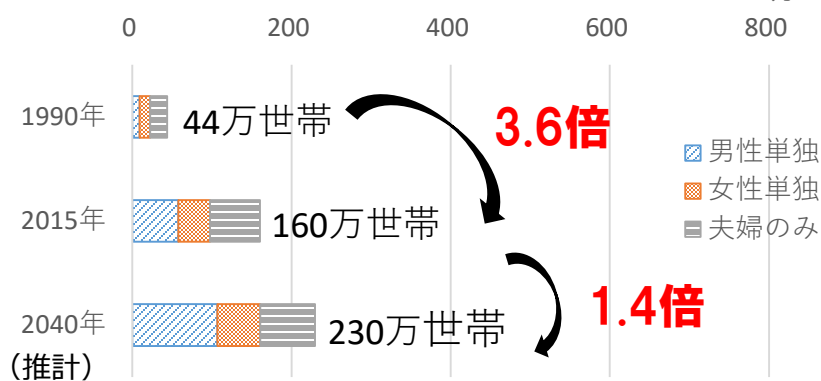
世帯と地域社会の変容③

○ 「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、過去25年間で3.6倍となり、今後25年間で1.4倍に増加の見込み。

「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人の有無（世帯類型別・2017年）



日頃のちょっとした手助けが得られず、
ときに生活支援等が必要と思われる世帯



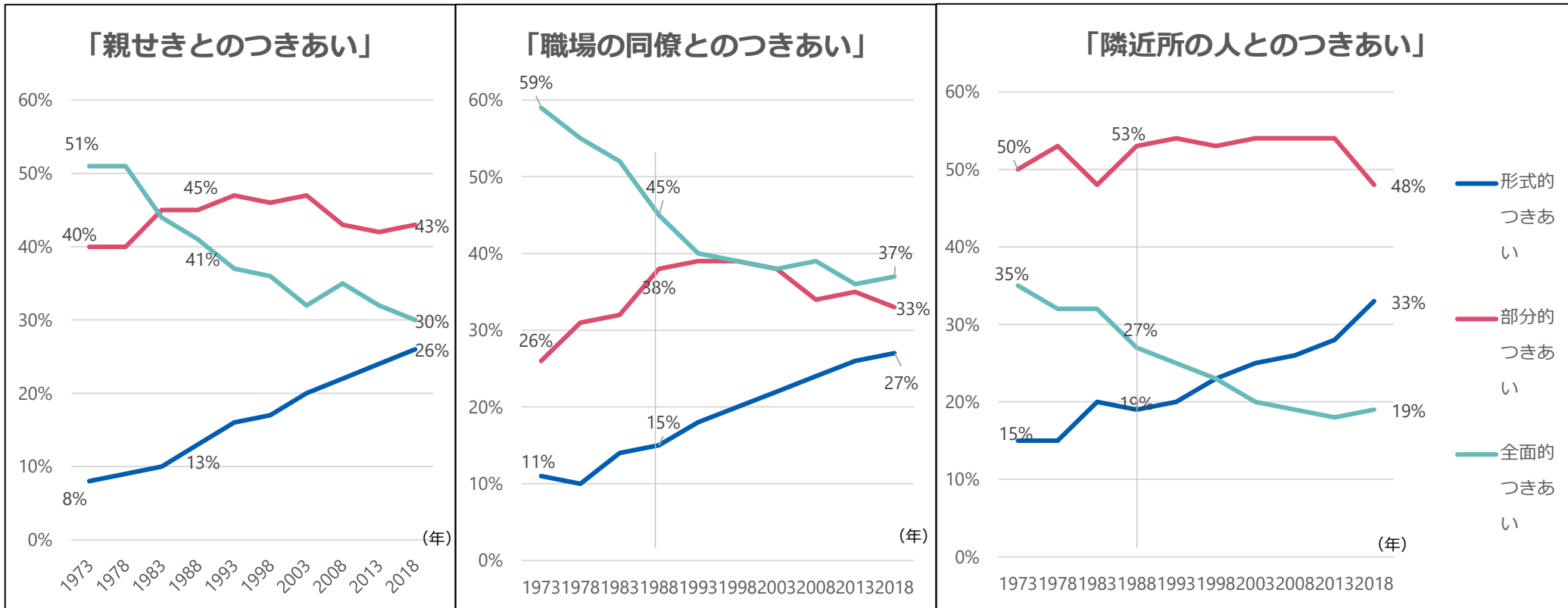
介護サービス利用者数の推移

	ホームヘルプ (訪問介護等)	デイサービス (通所介護等)	ケアマネジメント
1992年	22万人	18万人	—
2018年	149万人 (※)	220万人 (※)	451万人

(注) ※の数値には、2014年の介護保険法改正により介護予防・日常生活支援総合事業に移行したサービス分（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）は含まれていない。

つながりの変容

- 「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」のいずれが望ましいと考えるかについて、何かにつけ相談しあうといった「全面的つきあい」は、①血縁（家族・親戚）、②地縁（地域）、③社縁（勤め先）のいずれにおいても大きく減少してきている。



資料：NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」

(注) 「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」の定義はそれぞれ以下のとおり。

「形式的つきあい」：一応の礼儀を尽くす程度のつきあい 「部分的つきあい」：気軽に行き来できるようなつきあい

「全面的つきあい」：なにかにつけ相談したりたすけ合えるようなつきあい

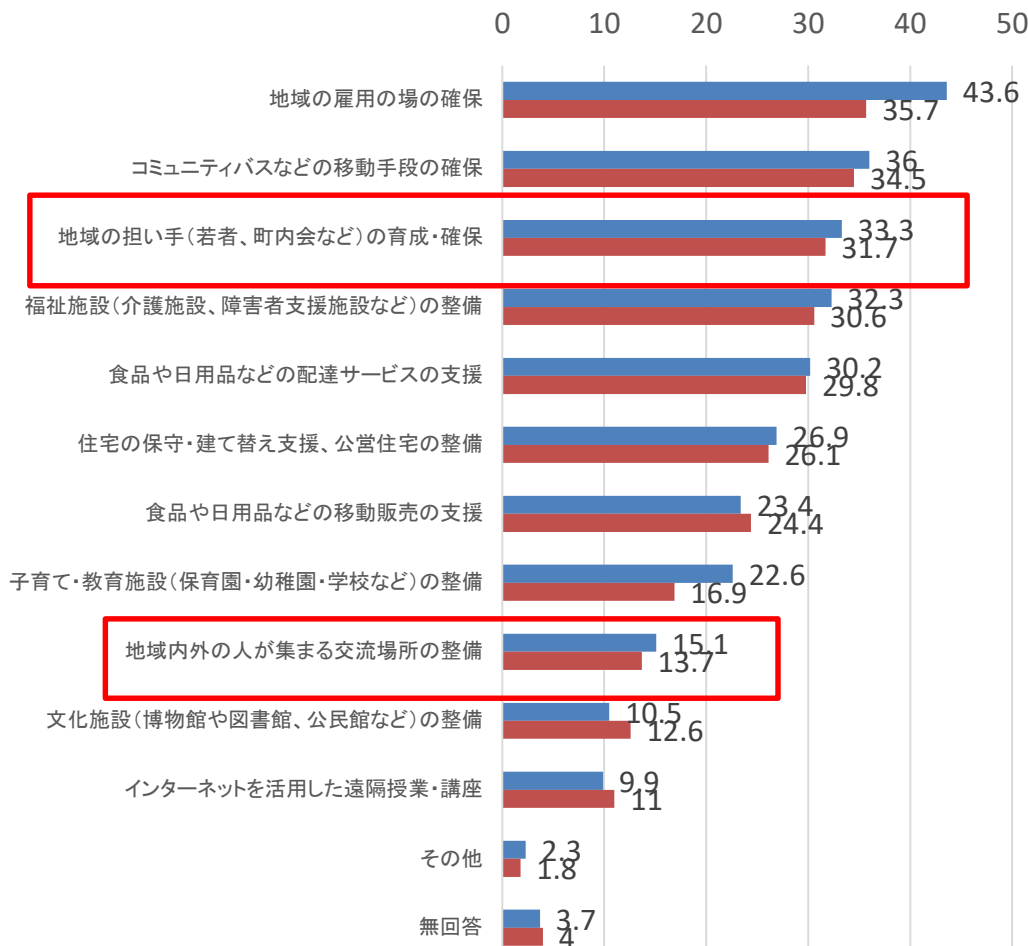
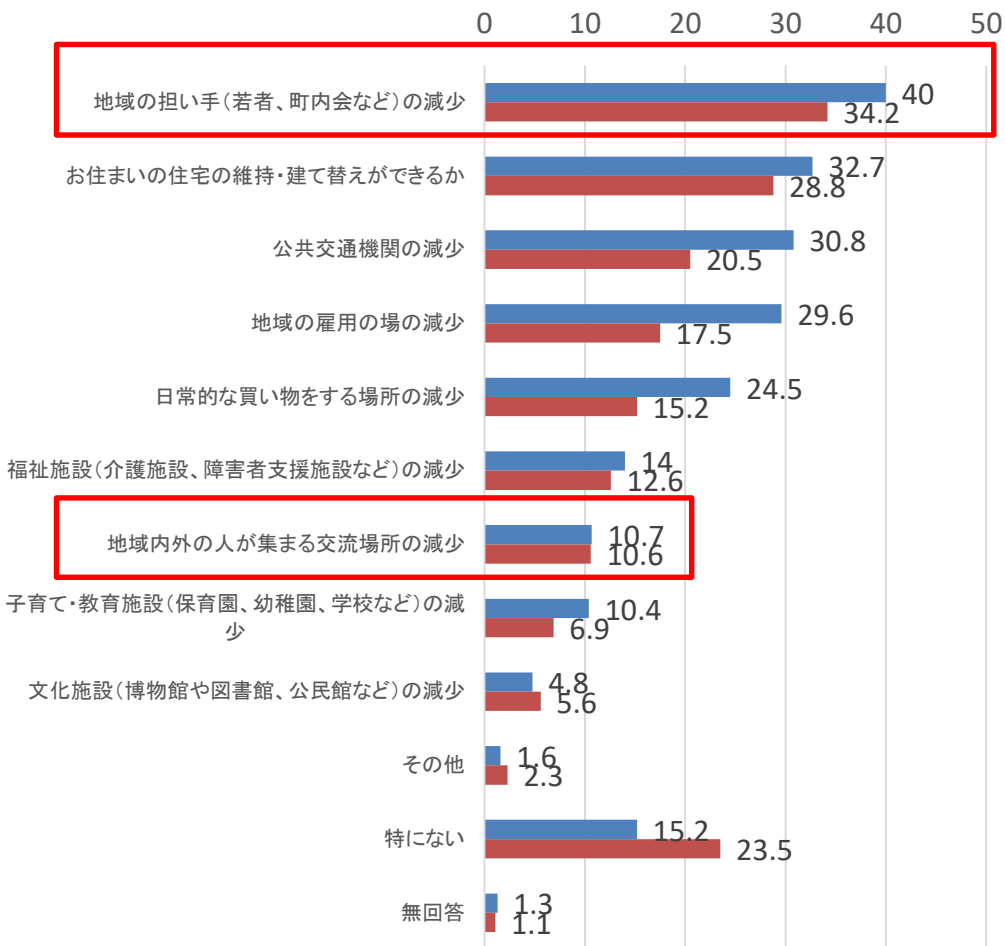
地域社会の暮らしに関する世論調査

○お住まいの地域における将来の生活環境について不安に感じていることはあるか聞いたところ、「地域の担い手（若者、町内会など）の減少」を挙げた者の割合が高く、「地域内外の人が集まる交流場所の減少」は10%程度となっている。

○お住まいの地域における生活環境について、行政はどのような施策に力を入れるべきだと思うか聞いたところ、「地域の担い手（若者、町内会など）の育成・確保」を挙げた者が30%程度、「地域内外の人が集まる交流場所の整備」が15%程度となっている。

地域における将来の生活環境に対する不安なこと

地域における生活環境に関して行政が力を入れるべき施策



■ 人口20万人未満 ■ 人口20万人以上

■ 人口20万人未満 ■ 人口20万人以上

各制度等における複合的課題等①

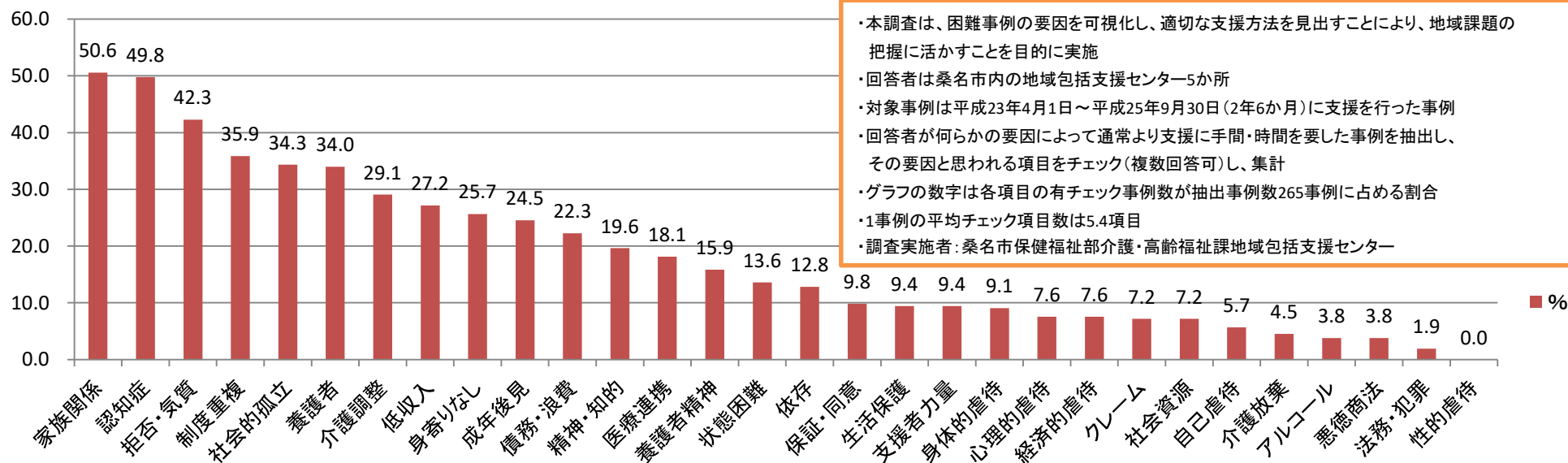
(介護保険制度（桑名市地域包括支援センターの調査を例に）)

- 地域包括支援センターにおける困難事例（何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例）の要因を調査。
- その調査結果によれば、
 - ① 家族関係、認知症、拒否・気質等多様な要因が挙げられるとともに、
 - ② **1事例あたり平均5.4項目の要因**（抽出事例265事例に対し要因項目1,437項目）
 となっており、**複数の要因が複雑に絡み合い、事例への対応をより困難化している**状況が見られる。
- また、調査結果から、地域課題として、**家族、親族、地域との関係が希薄で支援者の不在の事例が困難化している**状況等（※）が見えてきている。

（※）調査結果から見てきた地域課題

①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合っ事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーゾーンの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少数でも難易度の高い事例がある

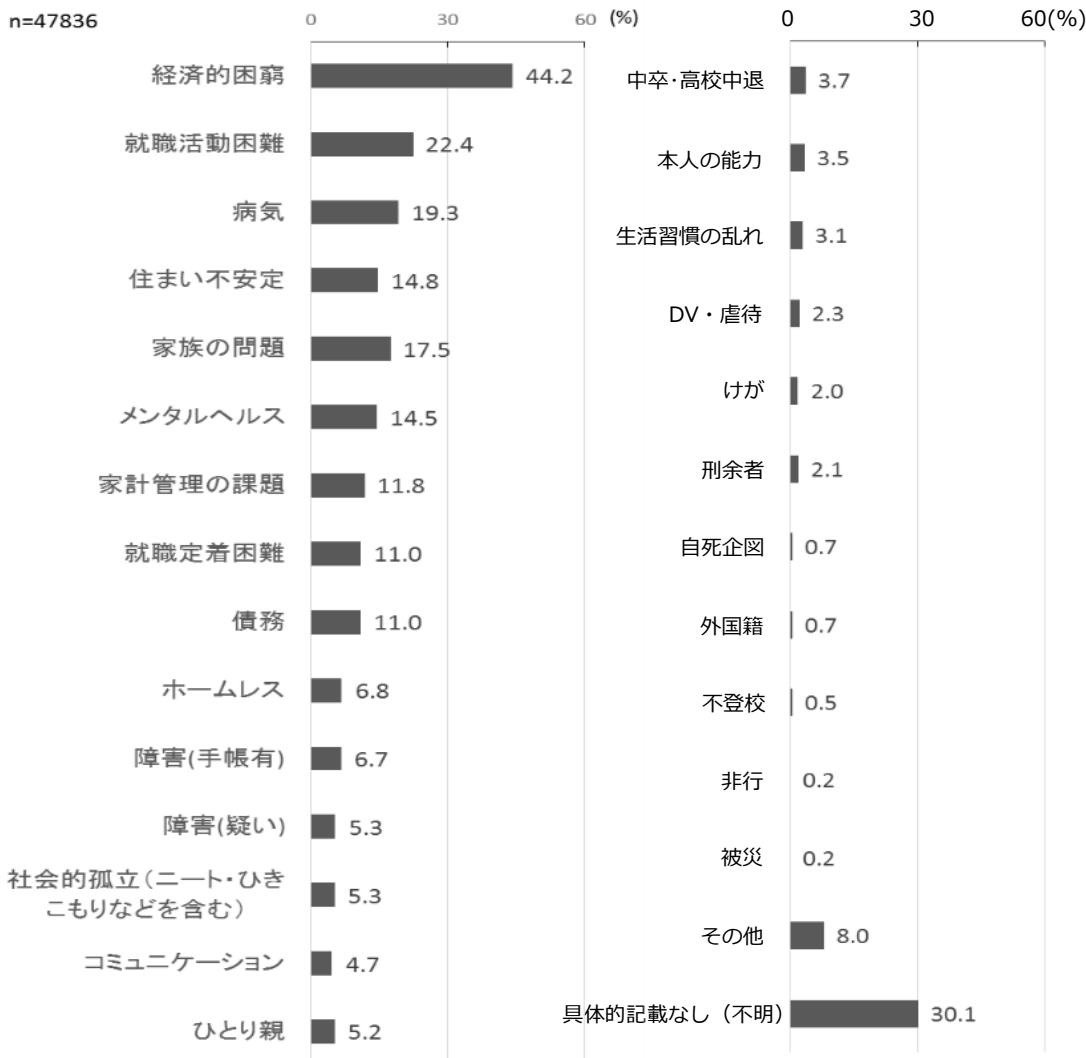
桑名市における困難事例要因調査結果 ～細分類項目別～ (2013.11.1調査)



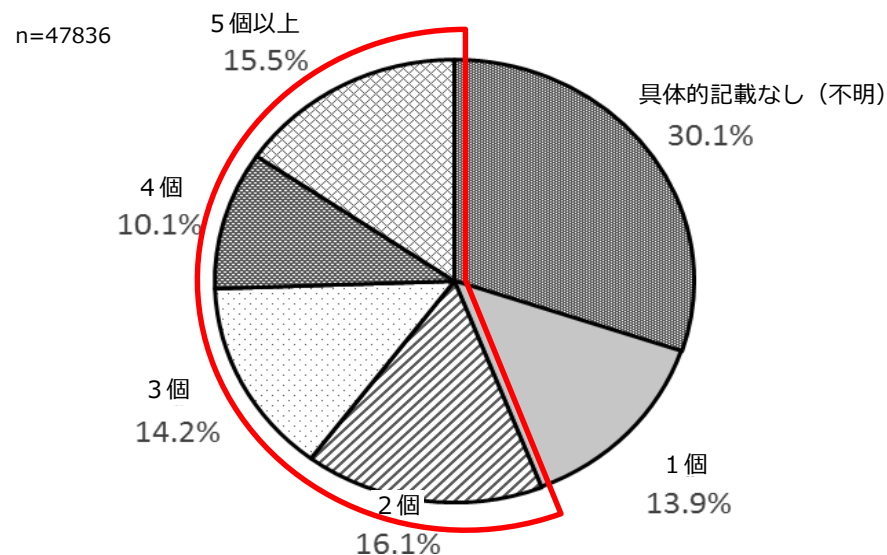
各制度等における複合的課題等② (生活困窮者自立支援制度)

○ 相談に訪れる人の抱える課題は経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

各制度等における複合的課題等③ (障害者総合支援制度(埼玉県での調査を例に))

- 障害者に対する相談支援について、その体制に関する実態調査によれば、
 - ・ 2008年度調査と2018年度調査を比較すると、困難事例の問題領域は各分野において総じて拡大し、虐待、ひきこもり、学校教育の順で拡大幅が大きくなっている。
 - ・ また、障害福祉分野以外の学校教育、ひきこもり、住居、人間関係、収入といった分野も拡大しており、相談支援事業において、他分野に関する対応困難事例が増加している状況が見られる。

埼玉県での相談支援体制実態調査の概要

○2008年度調査

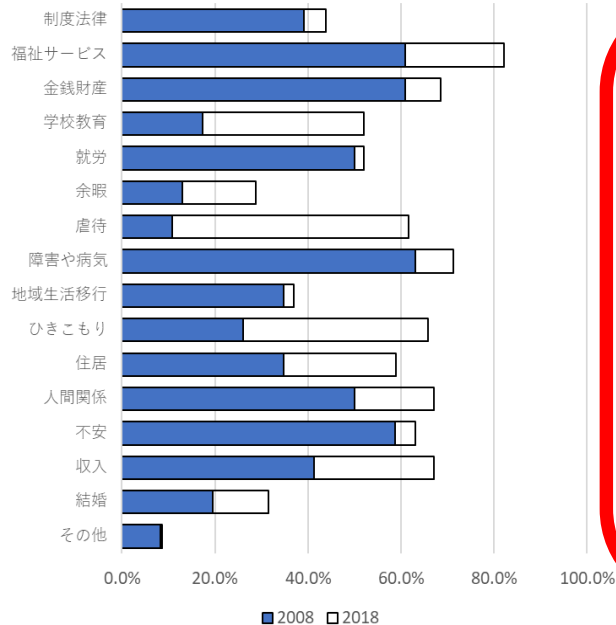
- ・ 埼玉県内の相談支援事業所の2007年度実績を調査
- ・ 委託相談支援事業所67事業所の内52事業所が回答

○2018年度調査

- ・ 埼玉県内の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の2017年度実績を調査
- ・ 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所、91事業所が回答
- ・ 基幹のみ2事業所、基幹と委託16事業所、委託のみ71事業所、2事業所が不明

分析結果

(1) 困難事例の問題領域の比較



(2) 問題領域の数の平均値

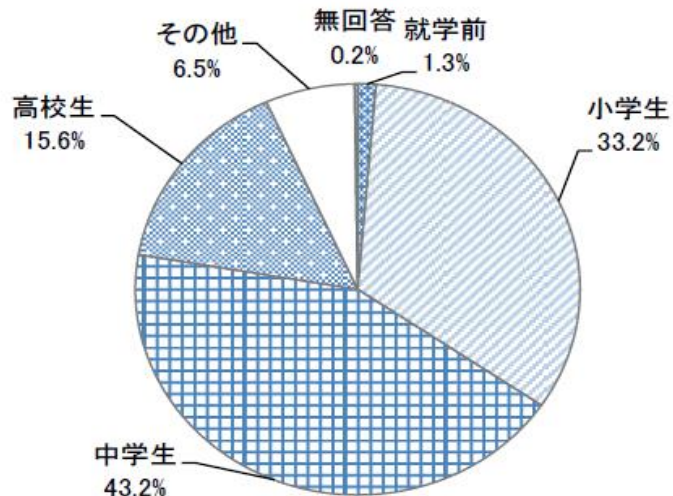
困難事例ありと回答した事業所(2008年46事業所、2018年73事業所)を対象に、問題領域数の平均値を分析した結果、10年間で2領域増加している傾向にあった。

2008年	6.4
2018年	8.6

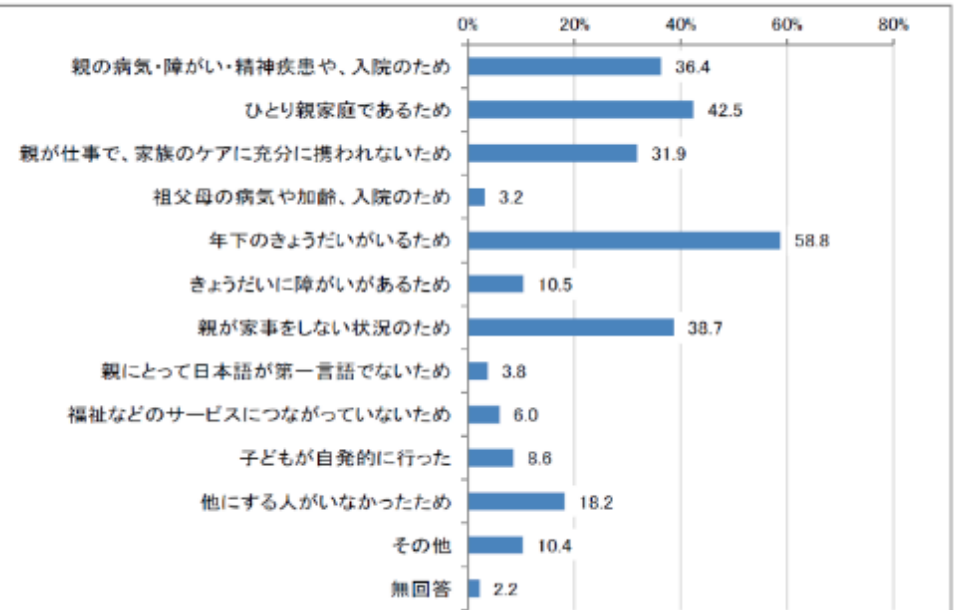
各制度等における複合的課題等④ (子ども分野 (ヤングケアラーの調査を例に))

- 家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども(ヤングケアラー)の実態調査によれば、就学前の子どもであったり、精神疾患や依存症などの母や父のケアをしている子どもなども見られ、多様な状況がうかがわれる。
- また、同調査における支援団体からのヒアリング結果によれば、以下のような現状と課題が認識されており、その世帯が孤立化しやすい状況にあるとともに、子どものみならずその世帯全体の課題に対するアプローチが求められている。
 - ・ 子ども自身が声をあげることが難しい。精神疾患について、社会の理解が進んでいるとは言えない現状もあり、より語られない、孤立しやすい
 - ・ 家族構成の把握まではするが、家族ひとりひとりの状況を把握するまでには至らず、家族のケアまでは考えられていない。ただ最近では、アウトリーチが少しずつ増え、生活の場が見えてきたので、家族のケアの視点も徐々に広がりつつあるのではないかと感じる
 - ・ 今は、親の支援と子どもの支援が分かれており、連携ができていないと感じている。ケア対象者の症状の種別に関わらず、教育、医療、保健、福祉等が横断的につながることが必要である

ヤングケアラーの子ども属性(学年) (n=906)



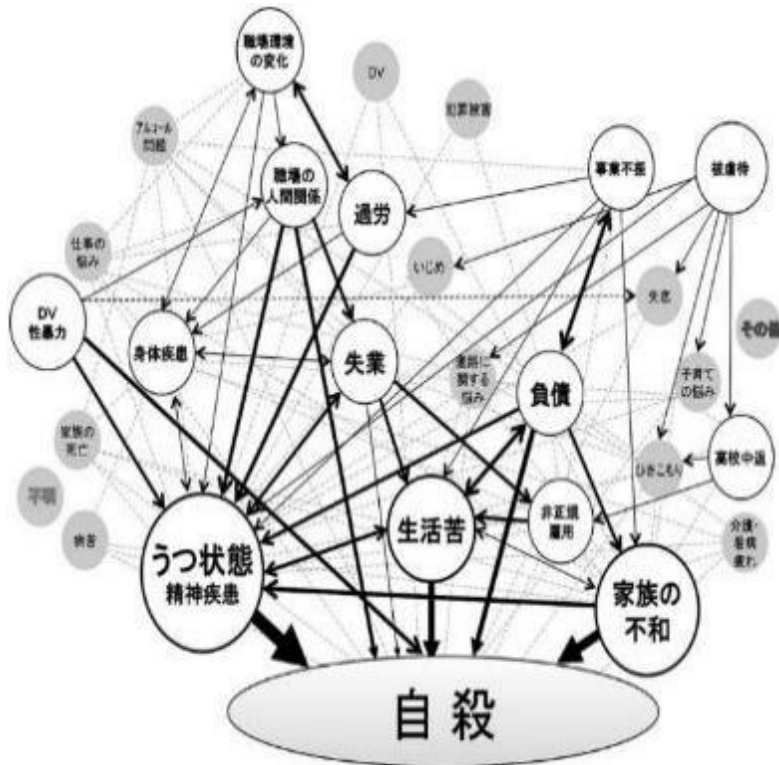
ケアをすることになった理由(複数回答) (n=906)



各制度等における複合的課題等⑤ (自殺対策(自殺既遂者))

- 民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、
 - ・潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
 - ・自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
 - ・最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
 - ・亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%
 等といった結果が示されている。
- こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因(課題)が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。

自殺の危機経路



自殺の危機要因となり得るもの

健康問題 (531)

身体疾患(医療)(18)、身体疾患(その他)(88)、うつ病(274)、統合失調症等(97)、アルコール問題(34)、病苦(17)、認知症(2)、出産(1)

経済・生活問題 (414)

倒産(11)、事業不振(60)、失業(57)、就職失敗(23)、生活苦(66)、負債(多重債務)(82)、負債(住宅ローン)(10)、負債(その他)(31)、借金の取り立て苦(26)、連帯保証(20)、経営の悩み(6)

家庭問題 (354)

家族間の不和(親子)(71)、家族間の不和(夫婦)(76)、家族間の不和(その他)(17)、家族との死別(自殺)(22)、家族との死別(その他)(30)、家族の将来悲観(6)、離婚の悩み(47)、被虐待(当時)(4)、DV被害(19)、育児の悩み(30)、介護・看病疲れ(24)、親の不仲・離婚(6)、妊娠・不妊の悩み(1)

勤務問題 (366)

仕事の失敗(39)、職場の人間関係(95)、職場環境の変化(配置転換)(43)、職場環境の変化(昇進)(17)、職場環境の変化(降格)(6)、職場環境の変化(転職)(19)、休職(13)、過労(69)、職場のいじめ(11)、仕事の悩み(51)、定年退職(3)

学校問題 (95)

進路の悩み(入試)(7)、進路の悩み(その他)(22)、学業不振(8)、いじめ(4)、教師との関係(15)、他生徒との関係(15)、ひきこもり(16)、不登校(6)、教師からの叱責(1)

男女問題 (37)

結婚をめぐる悩み(6)、失恋(16)、不倫の悩み(13)、恋人の自殺(1)、性同一性障害(1)

その他

犯罪発覚(3)、犯罪被害(7)、後遺い(1)、心中(8)、近隣関係(15)、将来生活への不安(29)、単身赴任(2)、災害(その他)(3)、親への家庭内暴力(2)、高校中退(5)、事故(7)、同業者・同僚の自殺(1)、配偶者への暴力(4)、その他(73)

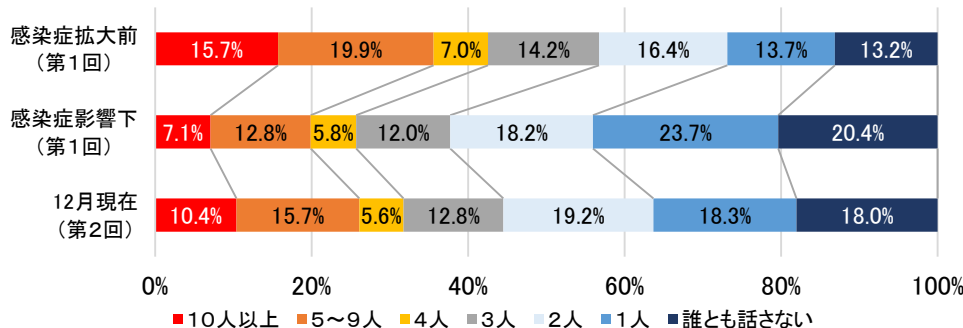
1. 地域共生社会の構築を考えるための前提

(2) コロナ禍の中で

自粛生活の影響①

・自粛生活により、高齢者の交流機会が減少、認知機能の低下やうつ傾向の増加が懸念

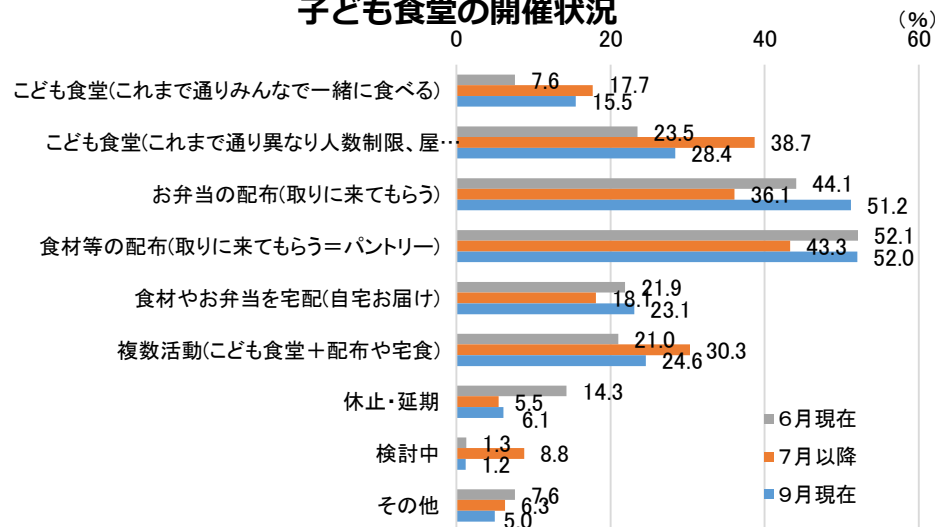
高齢者（60歳以上）の同居する人以外と会話する人数（1日の平均）



資料：内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

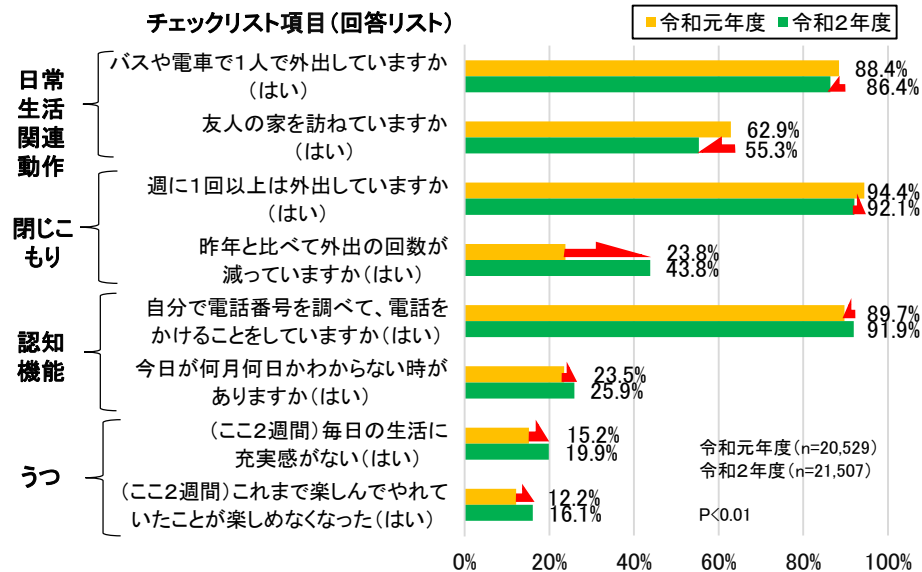
・「集う」に代えて、フードパントリー、戸別訪問（アウトリーチ）、オンライン活用など新しい手法での「つながり」が増加

子ども食堂の開催状況



資料：NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ、子ども食堂ネットワーク「子ども食堂の現状&困りごとアンケート結果」

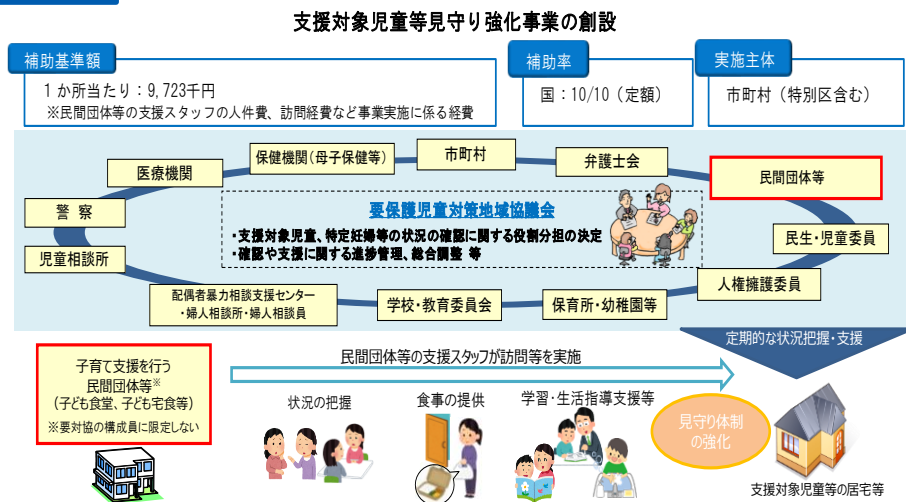
新型コロナウイルス感染症影響下における高齢者の心身への影響



(注)介護予防把握事業として75歳以上の非要介護認定者の心身の状況を把握している2市のデータを集計。

資料：日本能率協会総合研究所「新型コロナウイルス感染症影響下における高齢者の心身への影響【中間的報告】」

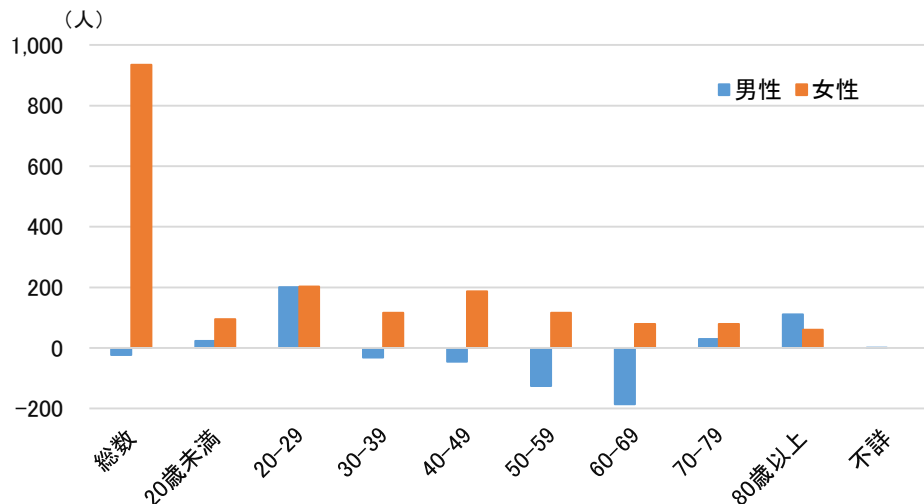
参考



自粛生活の影響②

・2020年7月以降、自殺者が増加傾向。特に女性と若者の増加が著しい

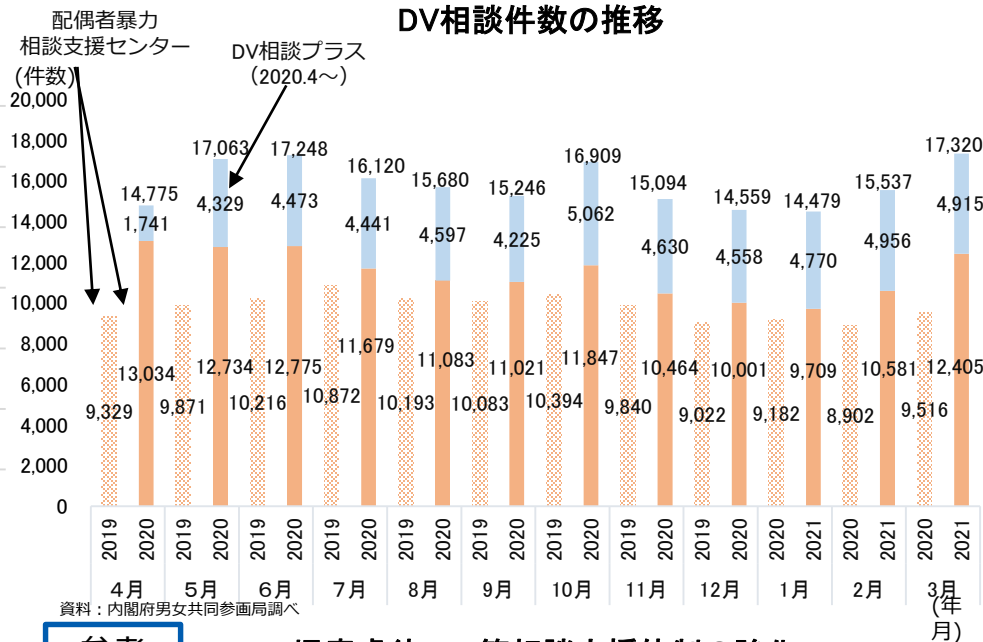
2020年の自殺者数の動向（前年比、年齢別、男女別）



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省社会・援護局自殺対策推進室が作成したデータを基に作成

・自宅で家族と過ごす時間が増加する中で、配偶者からの暴力(DV)の増加が懸念される

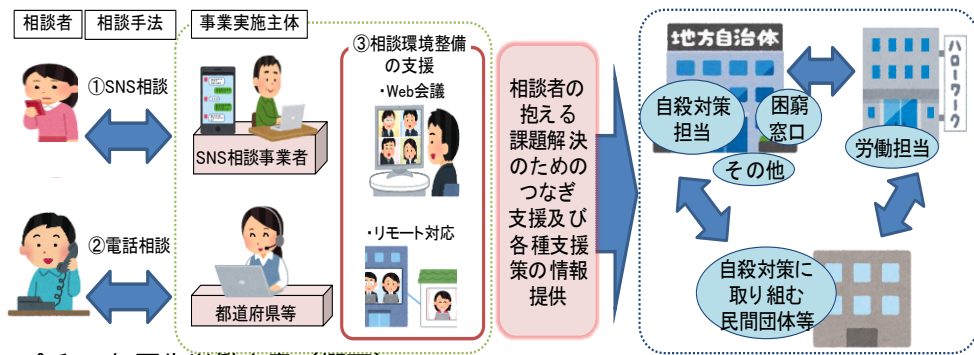
DV相談件数の推移



資料：内閣府男女共同参画局調べ

参考 自殺防止に関する相談体制の強化

- 実施主体：民間団体、都道府県、市町村 ○ 補助率：10/10、1/2、2/3
- 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方
- 相談事業実施の流れ



出典：令和3年厚生労働白書（概要）

参考 児童虐待・DV等相談支援体制の強化

事業内容

- 児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、児童養護施設退所者等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウイルスの感染防止措置等に必要費用を補助する。
 - ▶ テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を図るための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
 - ▶ 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設費用
 - ▶ 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための費用
 - ▶ 感染予防のためのマスク・消毒液等の購入や、密を避けるためのスペースの確保など環境整備に必要な費用 等

例① テレビ電話を活用した相談支援や関係機関との連携

・感染防止の観点からテレビ電話を活用した相談支援や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等を行うための体制整備を図る。



例② 相談支援機関における感染防止措置

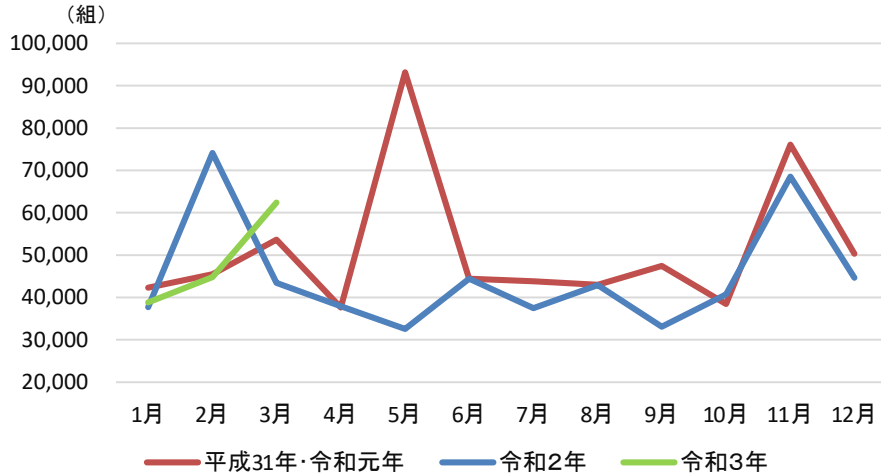
・感染防止の観点から医療機関や専門家等への相談など、医療機関等との連携を図るとともに、マスクや消毒液の購入等、相談支援機関における感染防止措置を講じる。



自粛生活の影響③

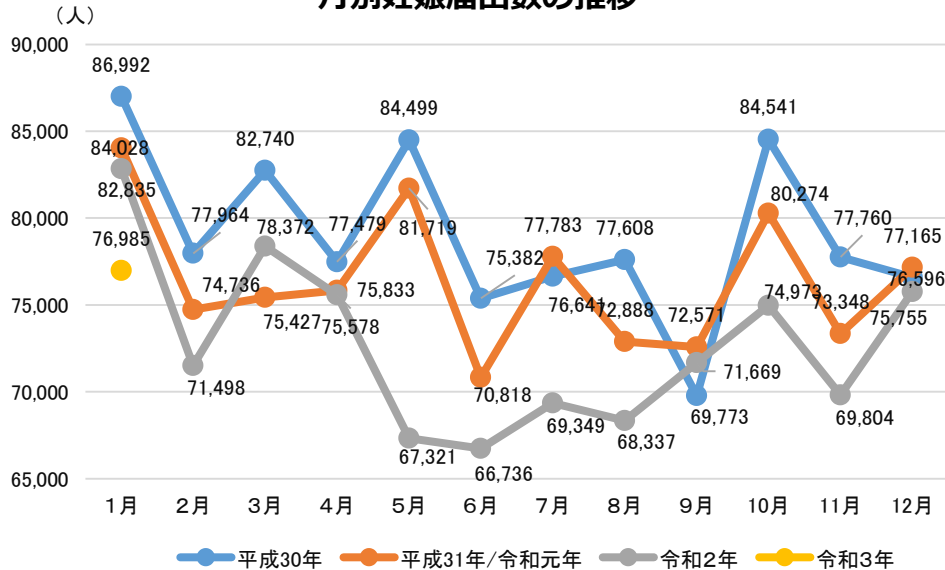
・2020年の婚姻件数、妊娠届出数は減少。感染拡大による出生数の減少が懸念される

婚姻件数の推移



資料：厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計速報」

月別妊娠届出数の推移



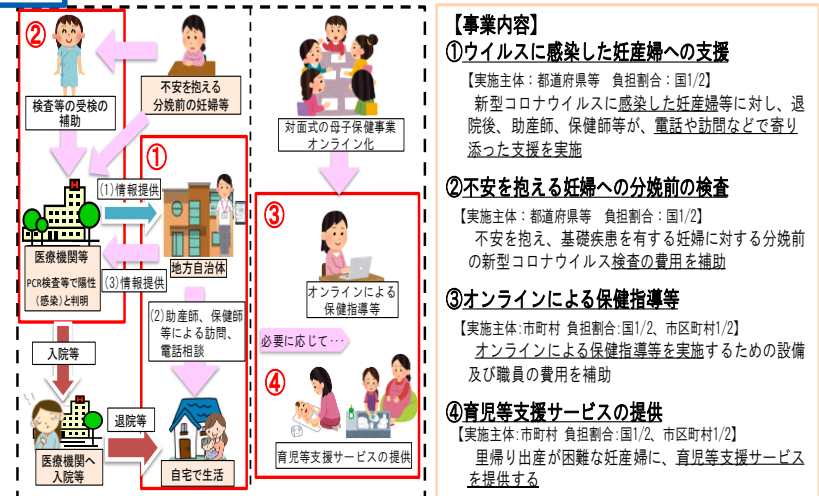
資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

各国における出生数の動向(前年同月比)

イタリア	2020.12 10.3%減、2021.1 14.3%減
スペイン	2021.1 20.1%減、2021.2 8.0%減、2021.3 2.5%増
フランス	2021.1 13%減、2021.2 5%減(※)、2021.3 1%増
スウェーデン	2021.1 6.4%減
ドイツ	2020.12~2021.2 前年同期比0.8%増
台湾	2021.1 23.3%減、2021.2 15.0%減
韓国	2020.12 7.8%減、2021.1 6.3%減、2021.2 5.7%減
日本	2021.1 14.6%減、2021.2 10.3%減、2021.3 2.4%減

(※)うろ年の影響除く。

参考 新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策事業



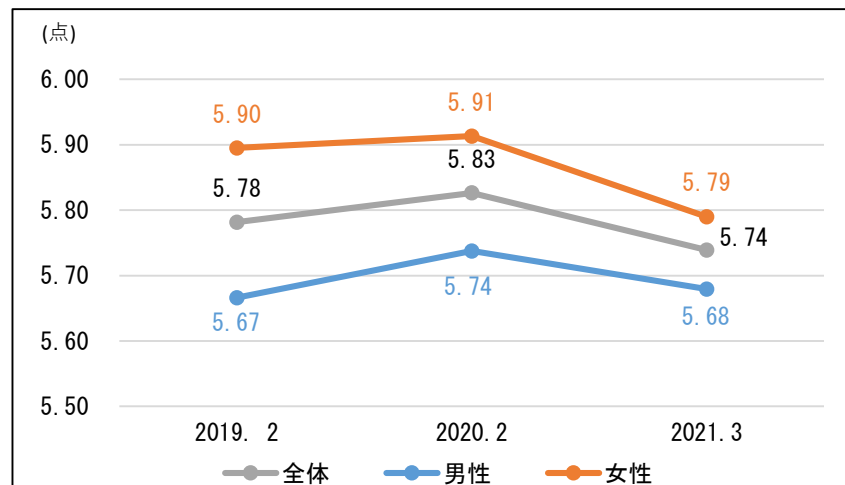
我が国のWell-beingの動向①（満足度等の動向（男女別））

○2021年3月の生活満足度は低下。特に女性で低下した。（図表1-1）

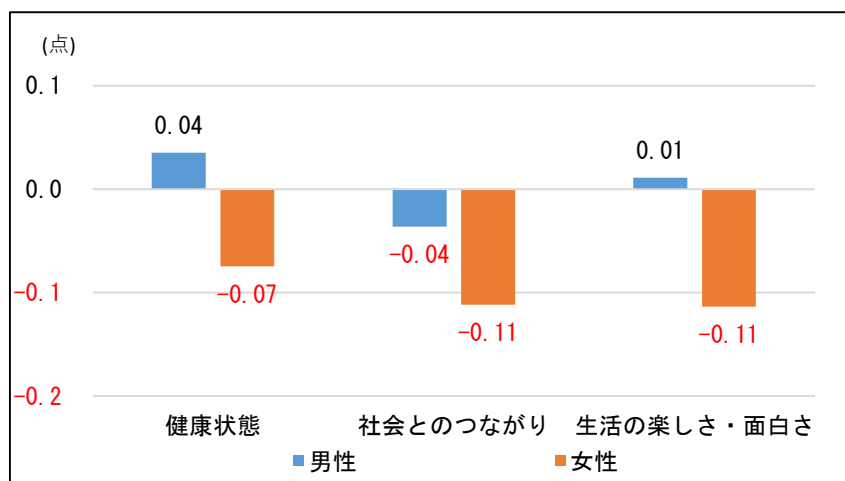
○「健康状態」「社会とのつながり」「生活の楽しさ・面白さ」の満足度は女性で低下幅が大きい。（図表1-2）

○コロナへの感染不安、友人等との交流の減少、気分の沈み等に困っている割合は女性が高い。（図表1-3～1-5）

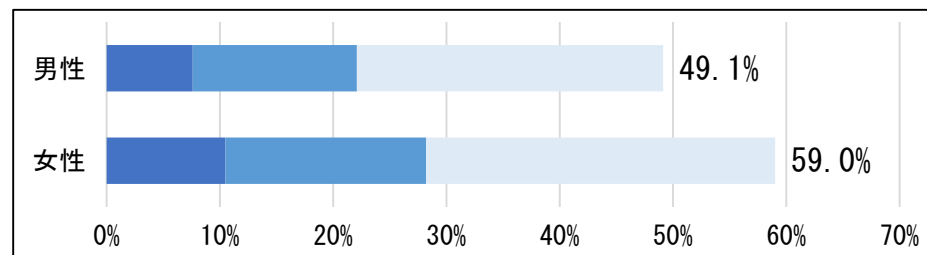
図表1-1 生活満足度の推移



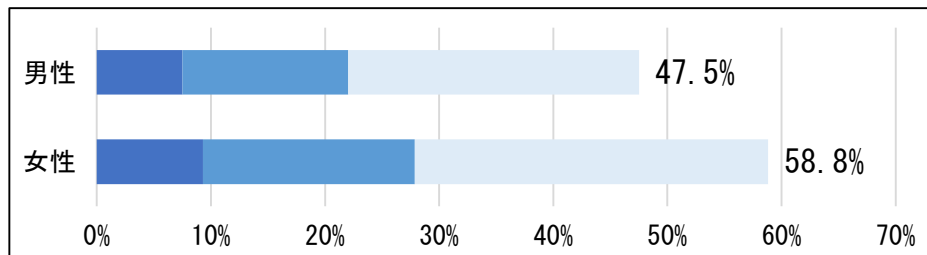
図表1-2 分野別満足度の変化幅



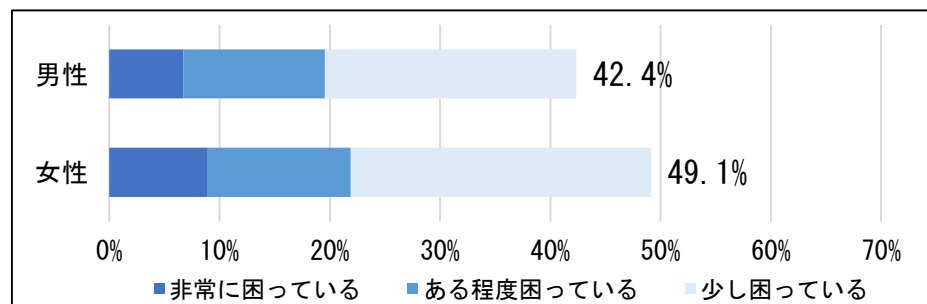
図表1-3 新型コロナに感染する不安やストレスが生じたことに困っているか（回答者割合）



図表1-4 友人・知人との交流が減ったことに困っているか（回答者割合）



図表1-5 気分が沈み、気が晴れないことが多くなり、困っているか（回答者割合）



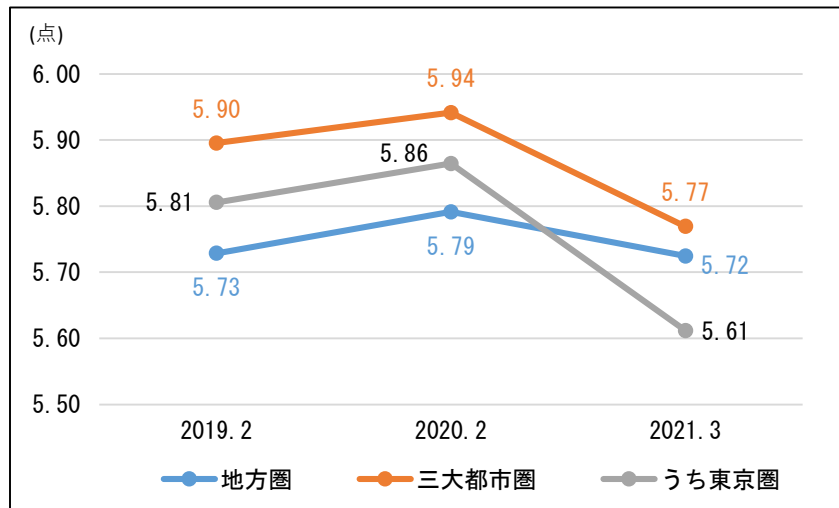
※2020年2月から2021年3月への変化幅

出典：満足度・生活の質に関する調査報告書2021～我が国のWell-beingの動向～（概要）

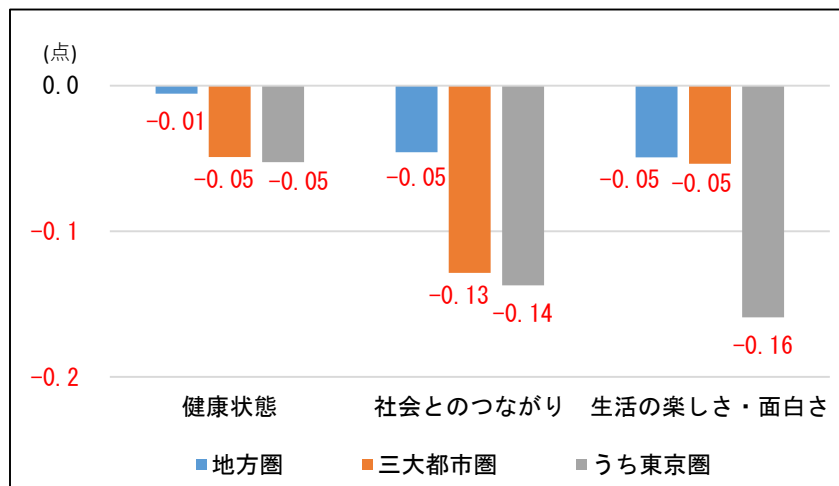
我が国のWell-beingの動向②（満足度等の動向（地域別））

- 2021年3月の生活満足度は特に東京圏で低下し、地方圏の生活満足度を下回った。（図表2-1）
- 「健康状態」「社会とのつながり」「生活の楽しさ・面白さ」の満足度は東京圏で低下幅が大きい。（図表2-2）
- コロナへの感染不安、友人等との交流減少、気分の沈み等に困っている割合が東京圏が高い。（図表2-3～2-5）

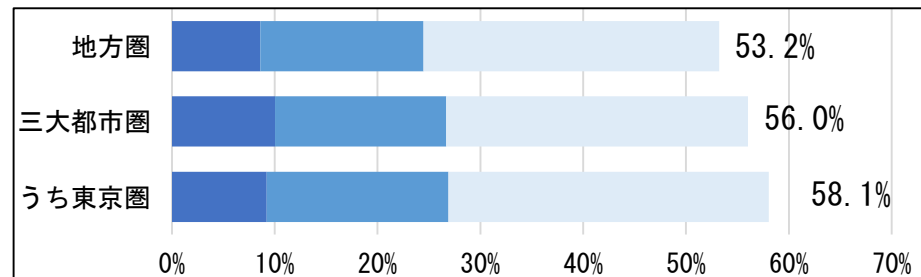
図表2-1 生活満足度の推移



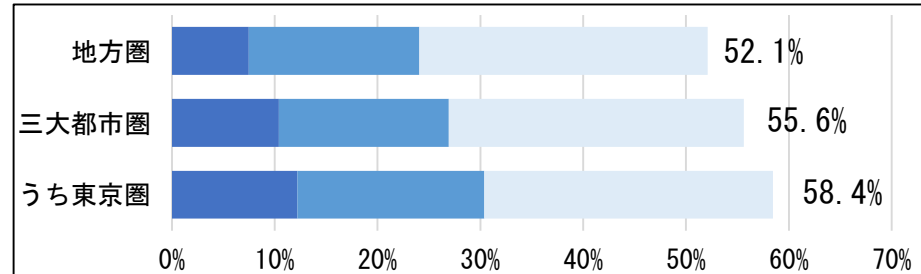
図表2-2 分野別満足度の変化幅



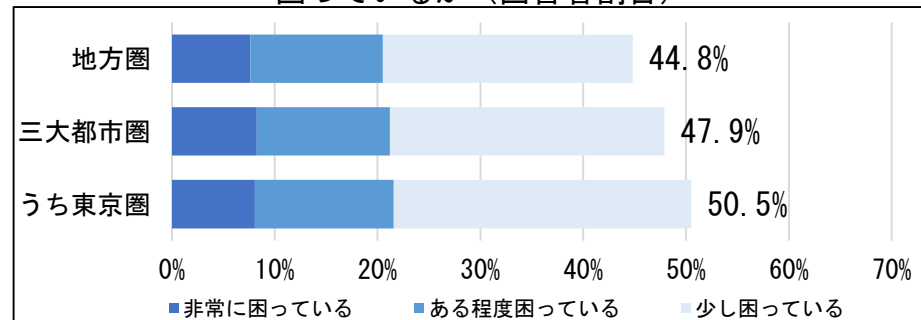
図表2-3 新型コロナに感染する不安やストレスが生じたことに困っているか（回答者割合）



図表2-4 友人・知人との交流が減ったことに困っているか（回答者割合）



図表2-5 気分が沈み、気が晴れないことが多くなり、困っているか（回答者割合）



※2020年2月から2021年3月への変化幅

出典：満足度・生活の質に関する調査報告書2021～我が国のWell-beingの動向～（概要）

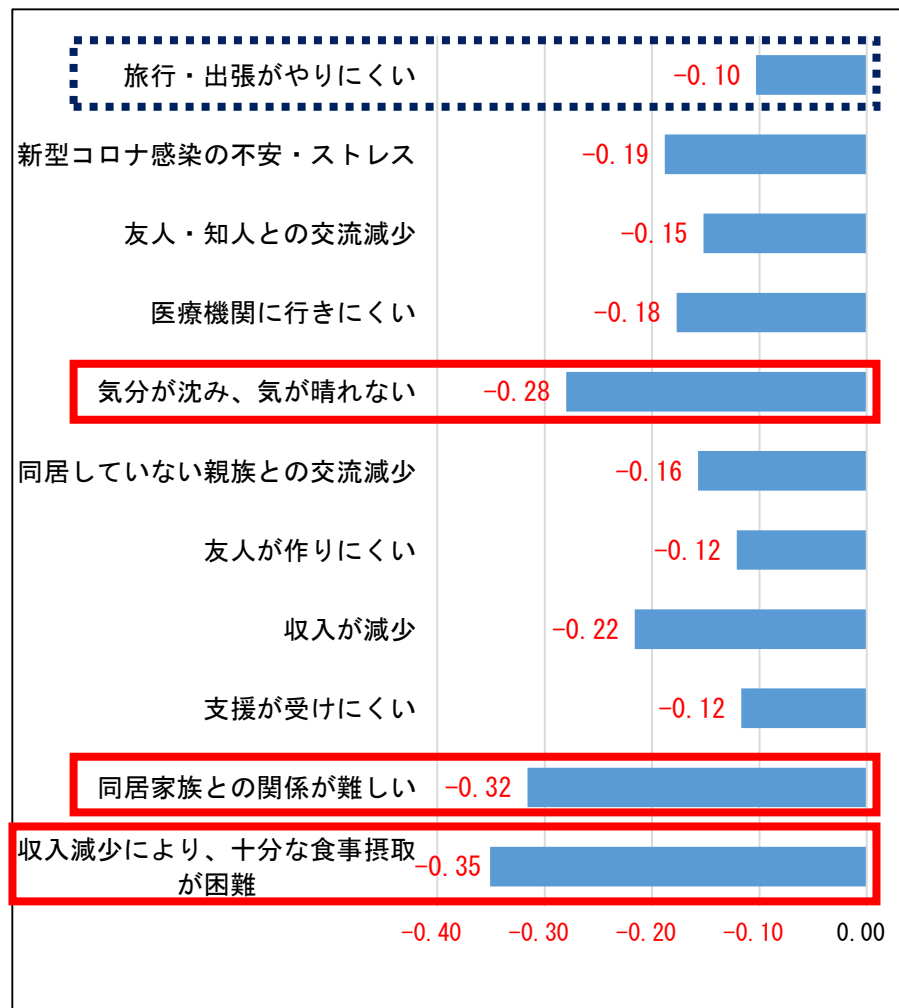
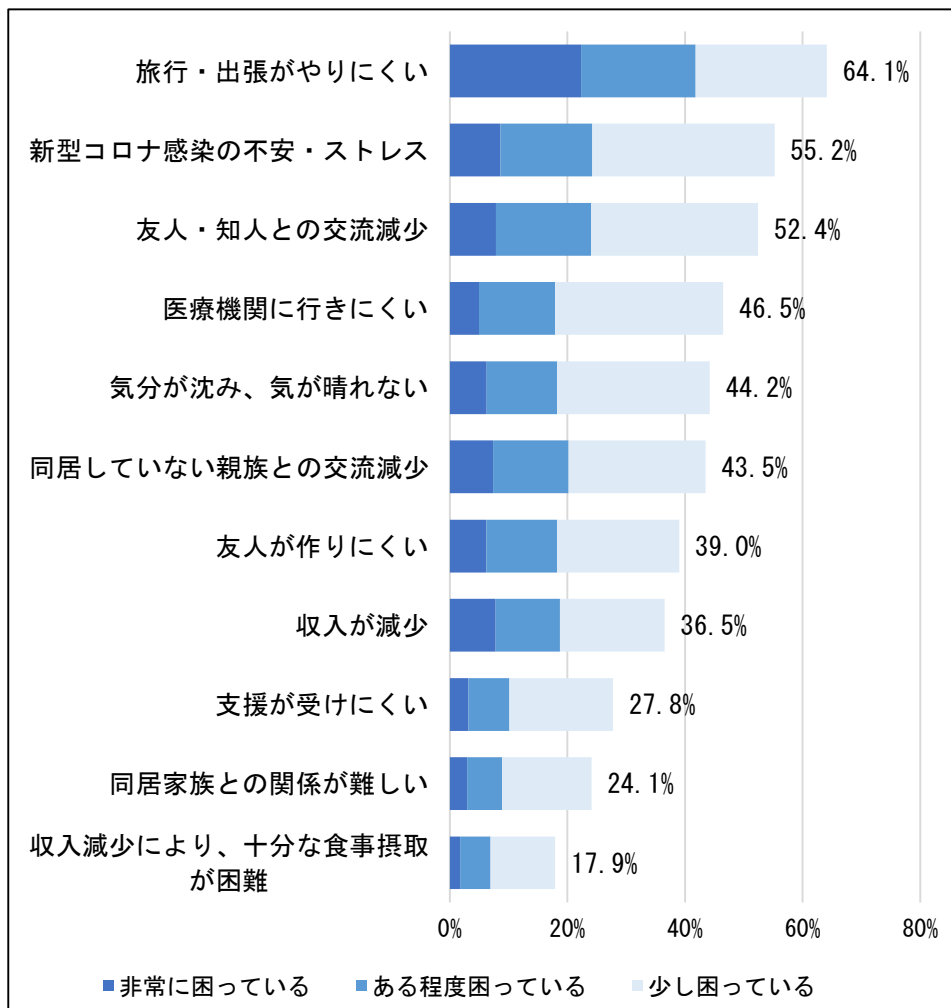
我が国のWell-beingの動向③（1年間の変化で困っていることと生活満足度の変化）

○ 1年間の変化の中で「旅行・出張がやりにくい」ことに困っている人が64%と最も多い(図表4-1)が、該当者の満足度の低下幅は最も小さい(図表4-2)。

○ 気分が沈み、気が晴れないことに困っている人が44% (図表4-1)。該当者の満足度低下幅も大きい(図表4-2)。

図表4-1 「困っている」と回答した者の割合

図表4-2 「困っている」と回答した者の生活満足度の変化幅(※)



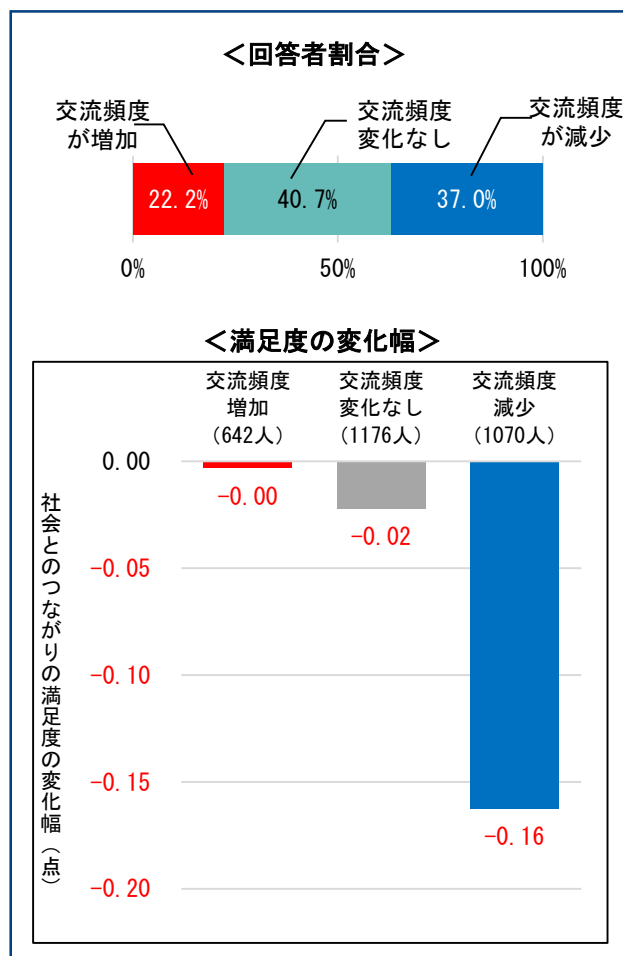
我が国のWell-beingの動向④（社会とのつながりと満足度）

○この1年間の変化としては、友人等との交流、頼れる人の数は「減少」した者の割合が高く、SNS利用割合は「増加」した人の割合が高い。（図表5-1～5-3）

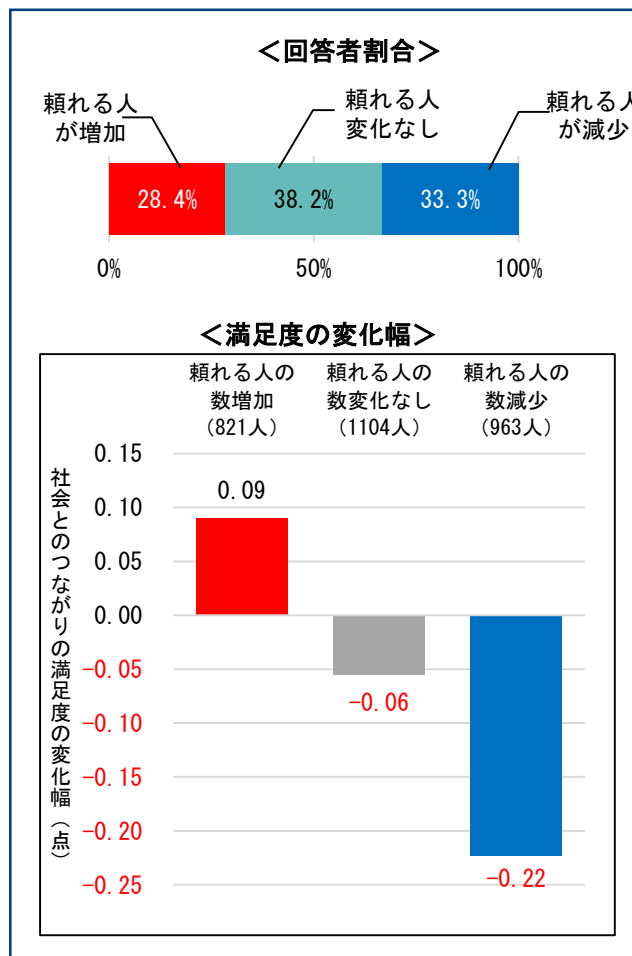
○友人等との交流、頼れる人の数、SNS利用頻度の増加（減少）は、いずれも満足度と正（負）の関係。

（図表5-1～5-3）

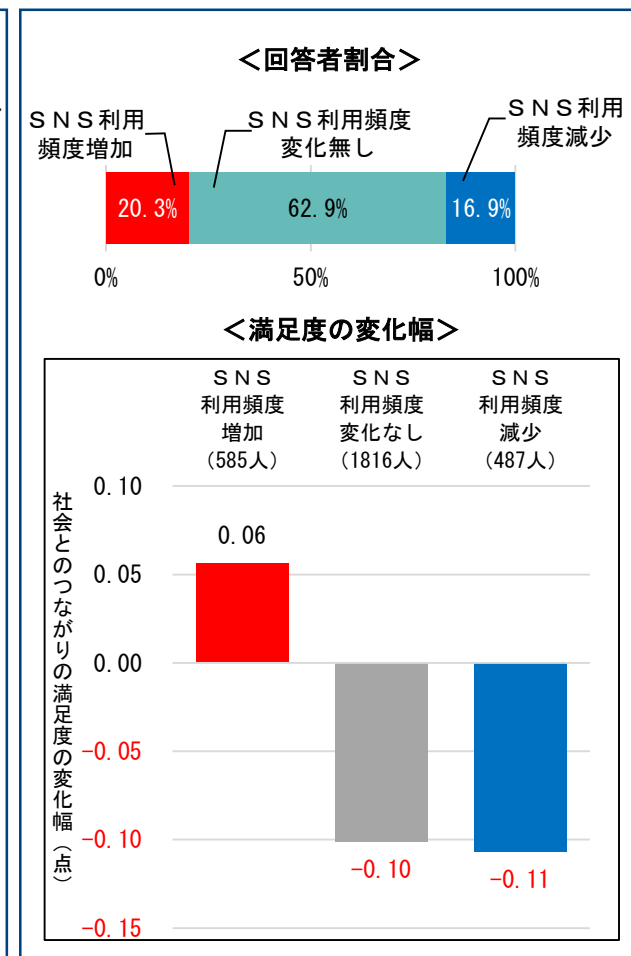
図表5-1 友人等との交流頻度



図表5-2 頼れる人の数



図表5-3 SNS利用頻度



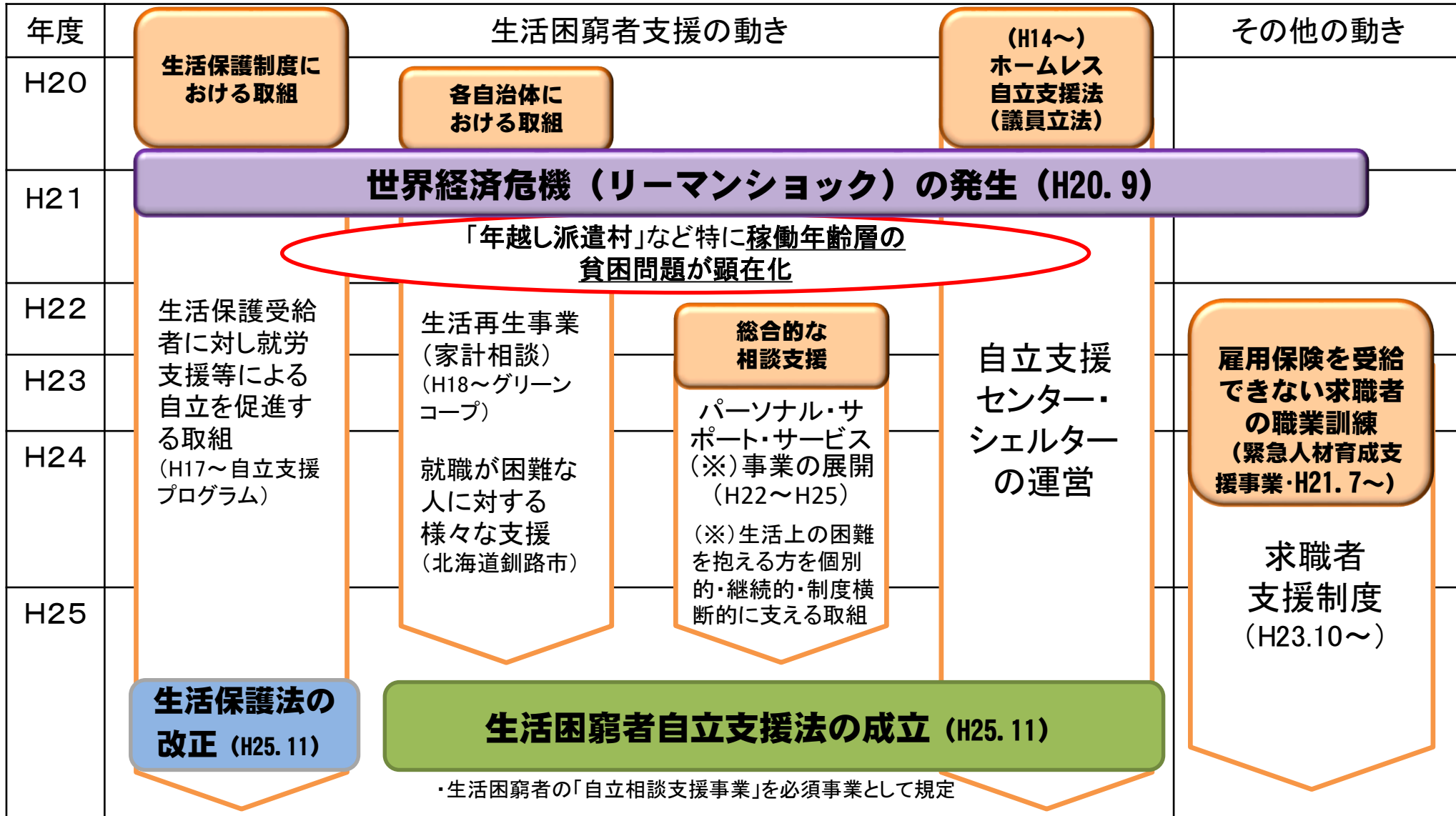
（※）2020年2月調査、2021年3月調査の比較

（備考）図表5-1～5-3は継続サンプル（約2900人）による

2. 生活困窮者支援



生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

<主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**
約30万人(H29・厚生労働省推計)

ホームレス
約0.3万人(R2・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**
約0.3万人(R2・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**
約53万人(R1・労働力調査)

**ひきこもり状態に
ある人**

- ・15～39歳までの者 約54万人(H27・内閣府推計による「広義のひきこもり」)
- ・40～64歳までの者 約61万人(H30・内閣府推計による「広義のひきこもり」)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども
約10万人(H29)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約121万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。
2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。
※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、
 - ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
 - ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。
3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。
相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。
また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度予算

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円
 R 2年度予算:487億円 R 3年度予算:555億円
R4年度予算:594億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国905福祉事務所設置自治体で1,317機関(平成31年4月時点) 国費3/4)

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 国費1/2

◇都道府県による企業開拓

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング 国費10/10



農業分野等との連携強化事業
 就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

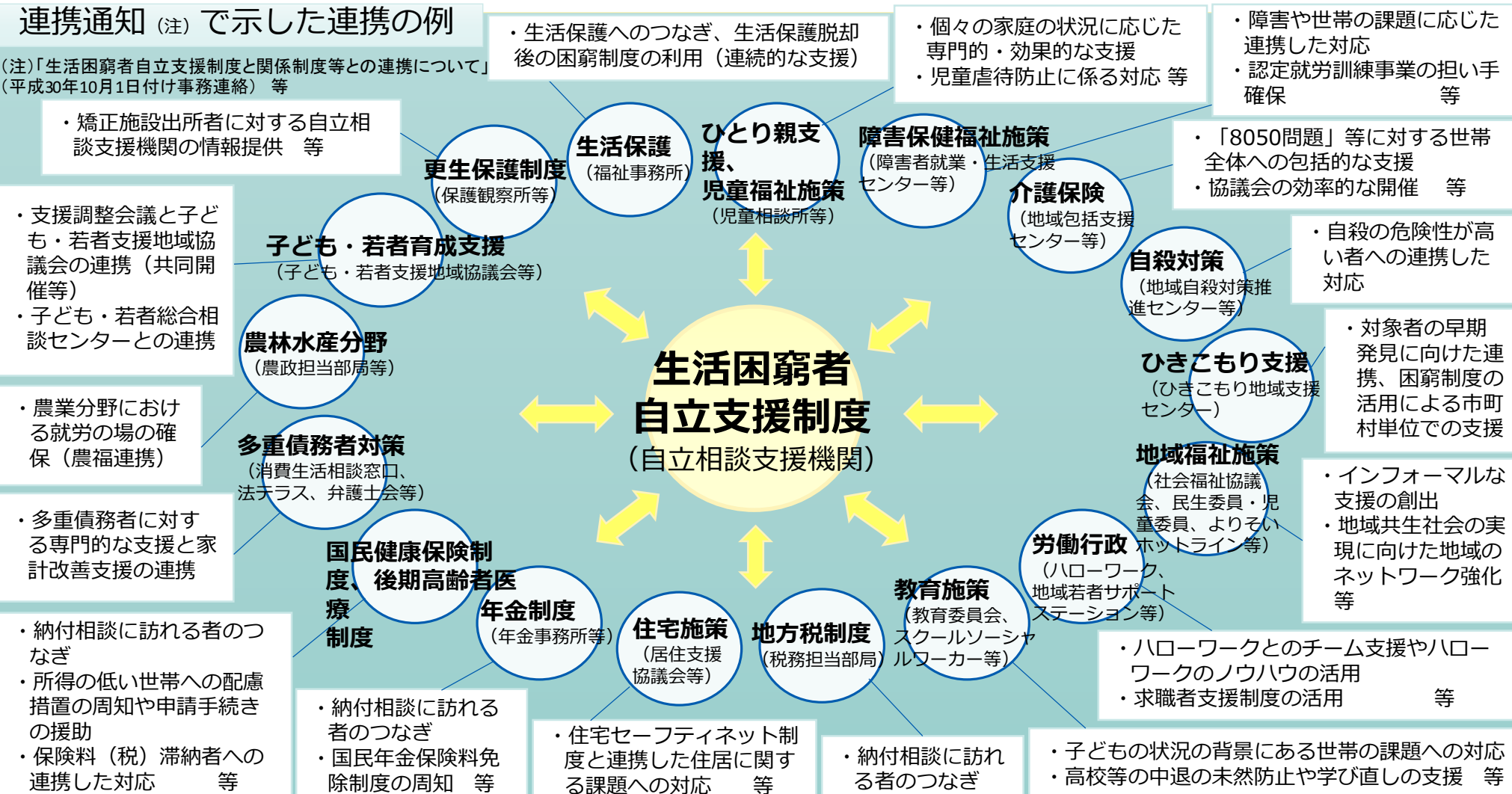
※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成30年10月1日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年4月～令和3年3月）

【平成27年度～令和2年度】

- 施行後6年間での新規相談受付件数(延べ件数)は、約195.0万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約49.0万件。
- 包括的な支援の提供により、約19.3万人が就労・増収につながった。

【令和2年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、新型コロナウイルスの影響により急激に増加している。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	現KPI (令和1～3年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合90% (※令和元年度 85%、令和2年度83%)

支援状況調査集計結果(H27.4～R2.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	①	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%
R2	786,163	51.4	139,060	9.1	76,100	5.0	20,659	14,502	11,902	5,924	27%

任意事業の実施状況 (※実施予定を含む)

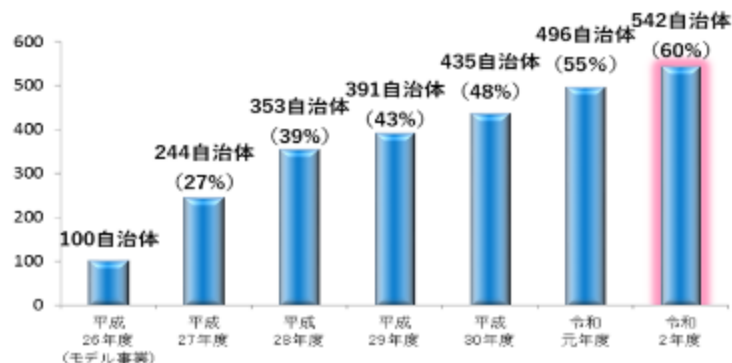
- 令和2年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して徐々に増加している。
- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率は令和2年度に60%を超えた。

平成30年改正で努力義務化

(n=905)

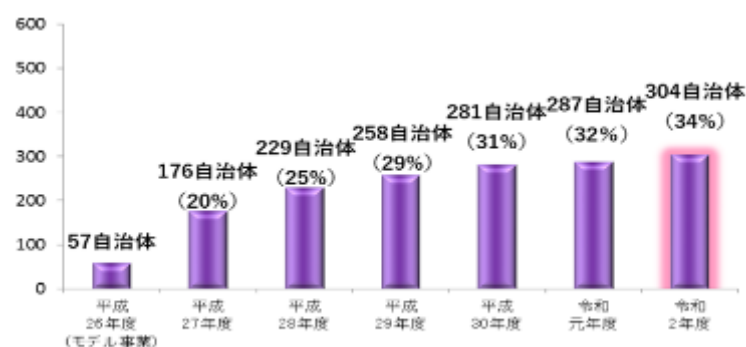
就労準備支援事業

(自治体数)



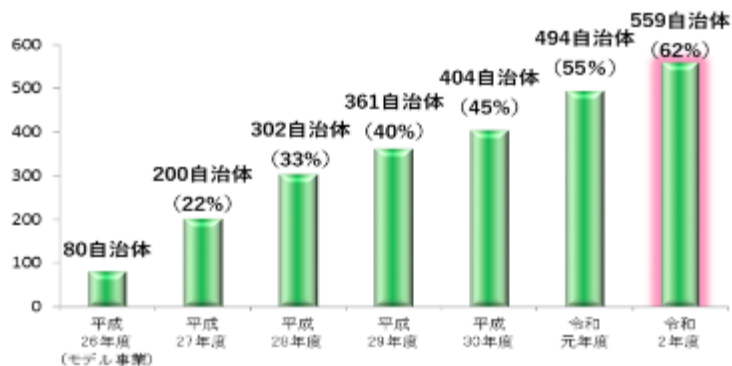
一時生活支援事業

(自治体数)



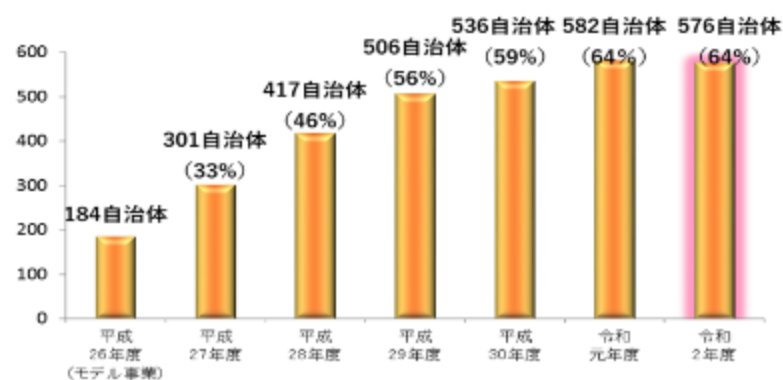
家計改善支援事業

(自治体数)



子どもの学習・生活支援事業

(自治体数)



※ 令和元年度事業実績調査

地域課題の解決と合わせた生活困窮者の就労の場の確保の事例 (滋賀県東近江市)

市の概要

人口: 115,252人
高齢化率: 24.7%
保護率: 6.5%
産業構造:
1次産業4.4%、
2次産業39.3%、
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
- 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
→その一つとして、里山整備を起点に生活困窮者の就労の場の確保と、薪生産・関連製造業が生まれた。

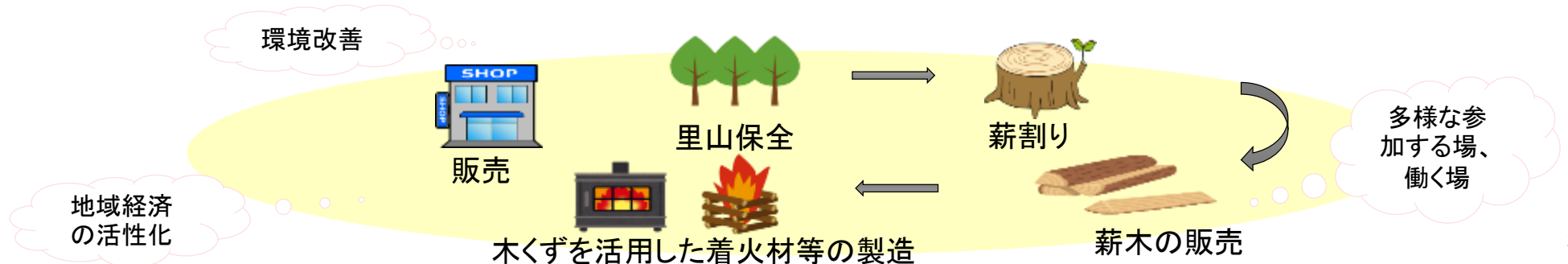
【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

【取組内容】

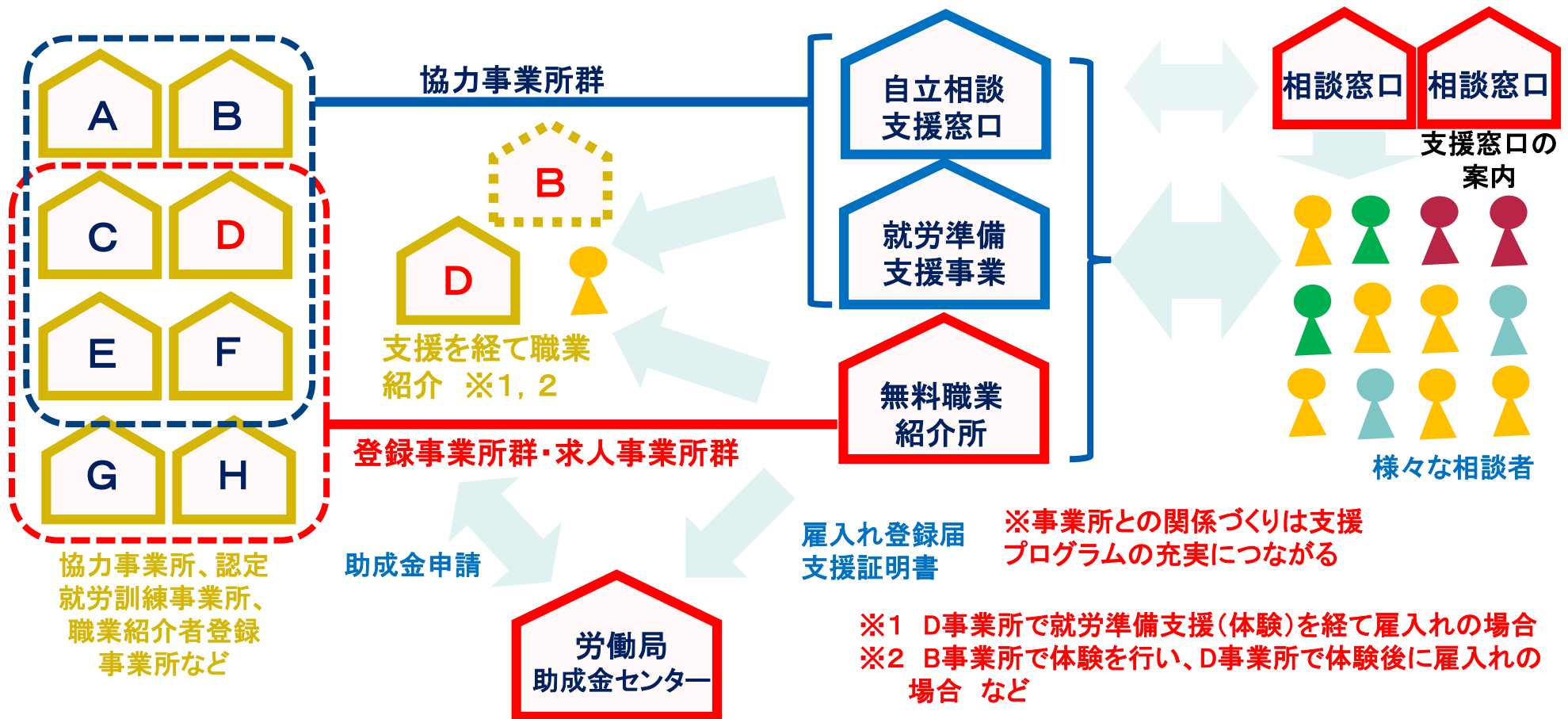
- 生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

○ 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。



生活困窮者の就労に向けた協力事業所の開拓の事例（大阪府豊中市）

- 生活困窮者の就労支援においては、就労体験の場や雇用機会を提供する協力事業所等を、地域において開拓・確保することが重要。
- 大阪府豊中市では、雇用関係助成金を所管する労働局と自治体が連携し、協力事業所等の開拓を効果的に行っている。



家計改善支援事業の利用によって税・保険料の滞納の改善につながった事例 (千葉県千葉市、熊本県阿蘇市)

- 家計改善支援事業を利用することによって、税・保険料の滞納が改善された効果が見られている。

千葉県千葉市

人口約97.8万人
家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数 347件

令和2年4月～令和3年3月

市県民税の滞納：22件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：341万円

固定資産税の滞納：9件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：265万円

国民健康保険料の滞納：30件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：548万円

熊本県阿蘇市

人口約2.5万人
家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数 77件

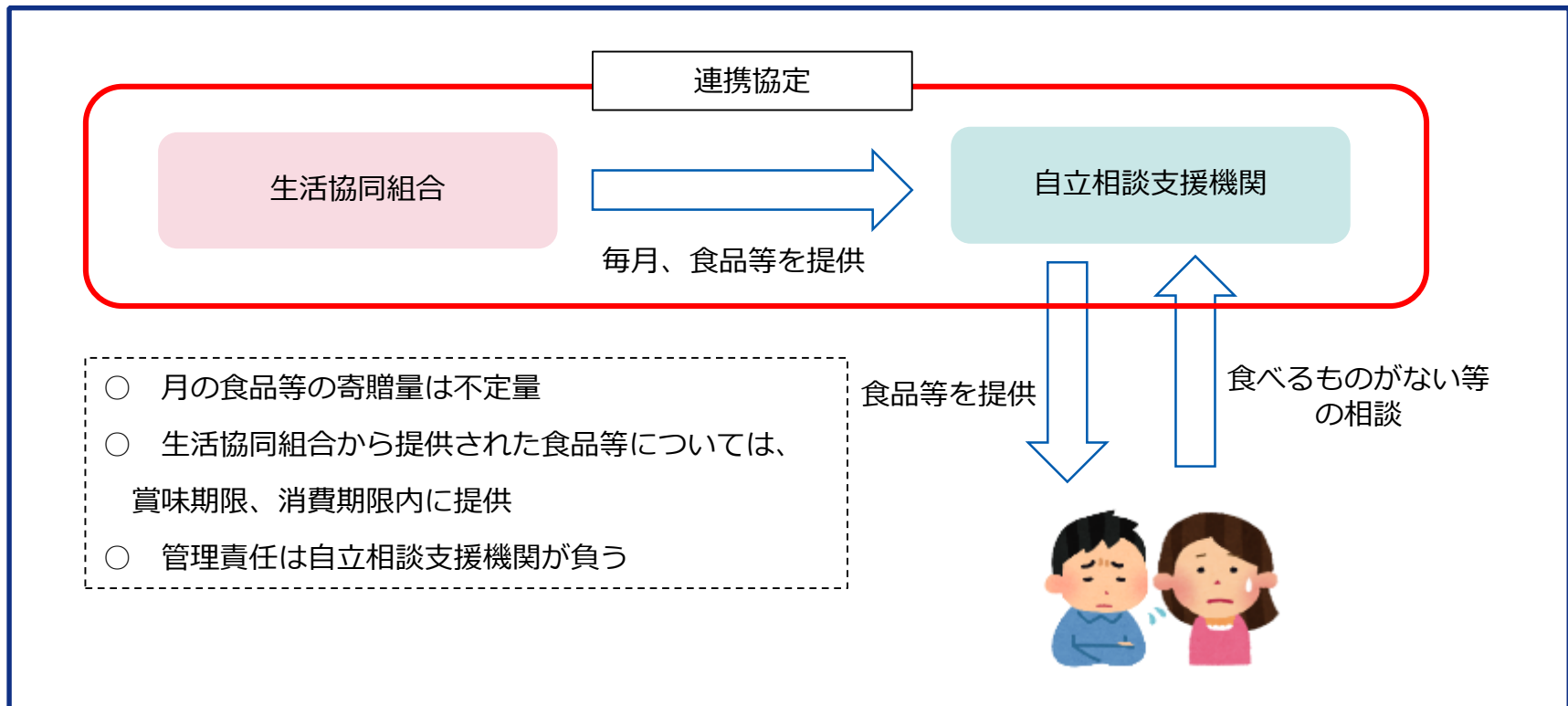
令和2年4月～令和3年3月

国民健康保険税、市県民税、公営住宅家賃、保育料等の滞納：35件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：1,572万円
令和2年度中の納税・納付済み額：131万円



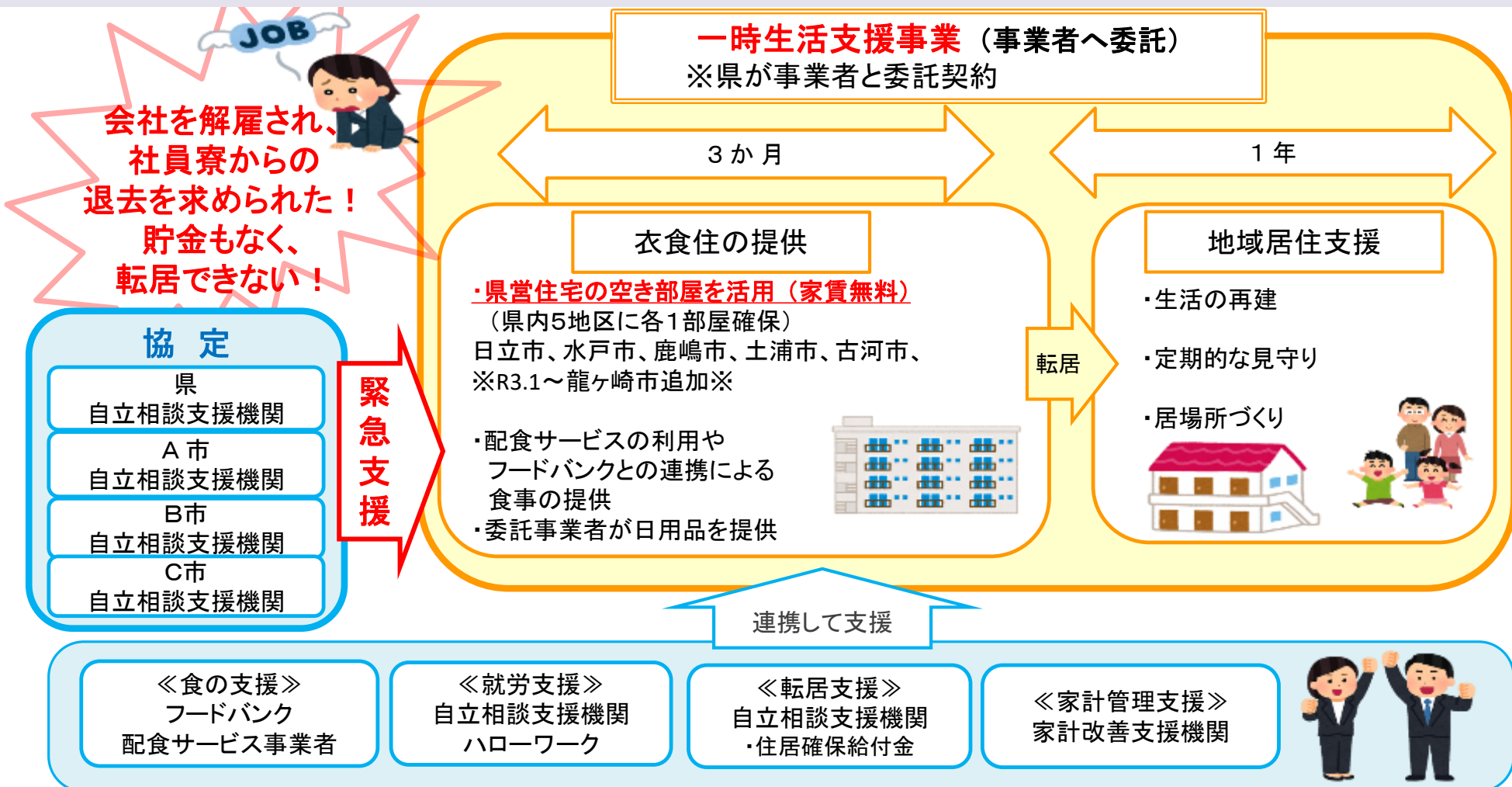
自立相談支援機関と民間団体との連携による食料提供の支援（三重県鳥羽市）

- 三重県鳥羽市では、令和3年度に自立相談支援機関と生活協同組合が協定を結び、生活協同組合から、配送キャンセル等により余剰となった食品等を自立相談支援機関に毎月無償で提供している。
（※）生活協同組合としてはフードロス防止、地域福祉の増進等の観点から協力。
- 自立相談支援機関は、面談を行っている中で支援が必要と考えられる方に対して、個々の状況に応じた必要な日数分の食料を配布している。



広域的に居住支援等の実施体制を構築（茨城県）

- 新型コロナの影響による社員寮等からの退去などを想定し、県と協定市（4市）の共同による一時生活支援事業及び地域居住支援事業を令和3年度（令和2年度モデル事業）から開始した。県の公営住宅の空き室を活用した宿泊場所の提供、フードバンクと連携した食事提供、自立相談支援機関等と連携した就労支援や転居支援等を実施している。



新型コロナウイルス感染症への対応

緊急小口資金・総合支援資金

新型コロナの影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方に対して、特例貸付を行うもの。

対象者

休業等により減収し、緊急一時的な生計維持又は日常生活の維持が困難な世帯

貸付上限額

- ▶緊急小口資金 20万円
 - ▶総合支援資金 単身世帯：月15万円、2人以上世帯：20万円
- ※原則3か月間以内貸付

申請期間

令和4年6月末まで

実施主体

社会福祉協議会

支給実績 ※令和4年4月13時点

- ▶支給件数 緊急小口:1,530,916件、総合:1,068,277件、再貸付:601,003件
- ▶決定総額 緊急小口：2,863.2億円、総合:7,754.0億円、再貸付：3,134.8億円

生活困窮者自立支援金

総合支援資金の特例貸付を終了した世帯等に対して、一定額を支給するもの。

対象者

総合支援資金の特例貸付（初回又は再貸付）を借り終わった世帯等
※収入要件・資産要件・求職活動要件を満たすことが必要

支給額

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、
人以上世帯：10万円
※原則3か月間支給
※一定の場合に再支給（3か月間）も可能

申請期間

令和4年6月末まで

実施主体

福祉事務所設置自治体

支給実績 ※令和4年2月末時点

- ▶支給件数：172,813件
- ▶支給済額：271.3億円

住居確保給付金

新型コロナの影響により住居を失うおそれがある方等に対して、家賃額を支給するもの。

対象者

離職・廃業後2年以内の者 又は
給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、
離職や廃業と同程度の状況にある者
※収入要件・資産要件・求職活動要件を満たすことが必要

支給額

家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）
※原則3か月間、最大9か月間支給
※一定の場合に再支給（3か月間）も可能

再支給の申請期間

令和4年6月末まで

実施主体

都道府県・市・区等

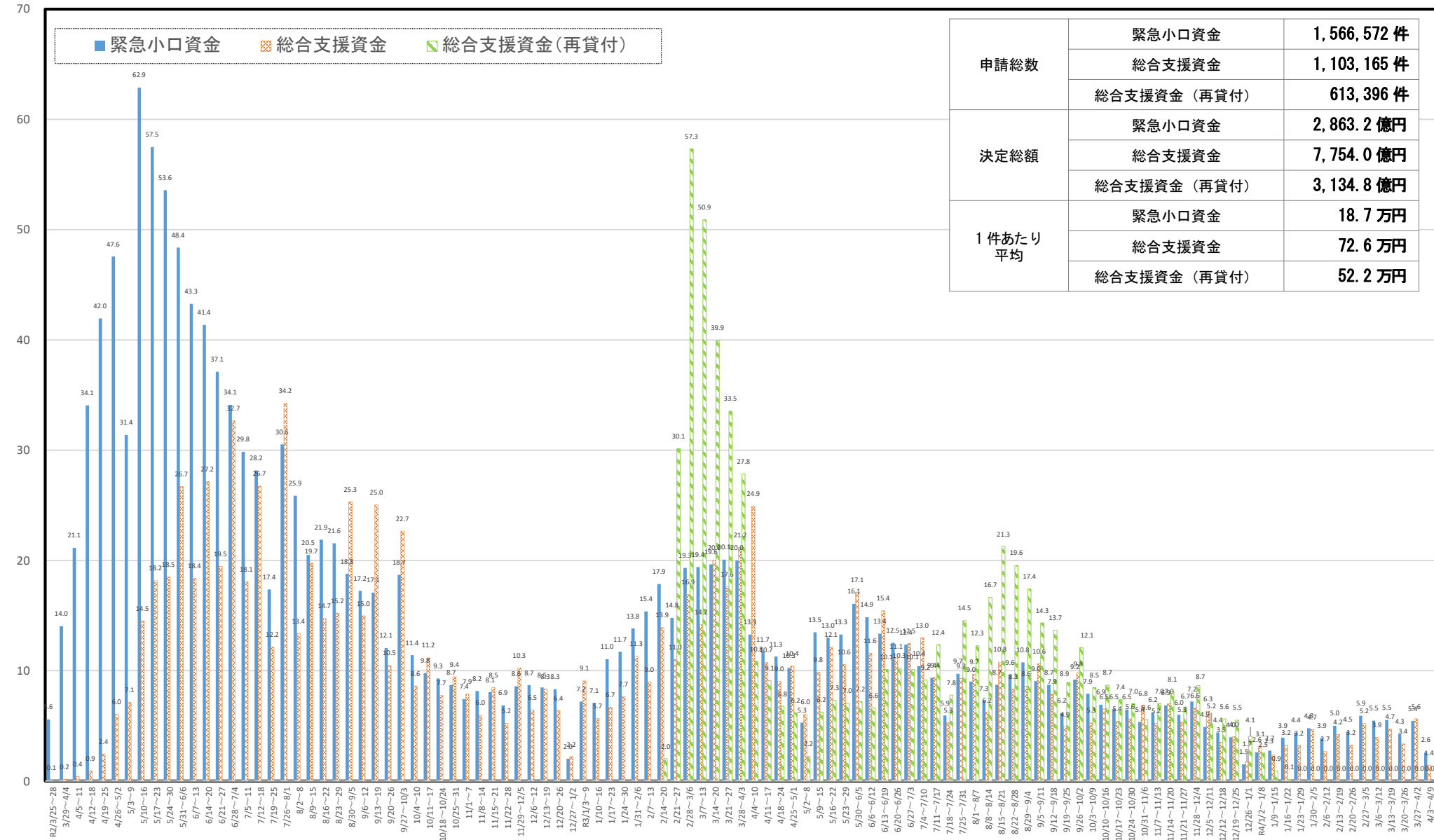
支給実績 ※令和3年1月末時点

- ▶支給件数：174,539件、再支給33,117件
- ▶支給済額：474.3億円

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和4年4月13日現在（速報値）

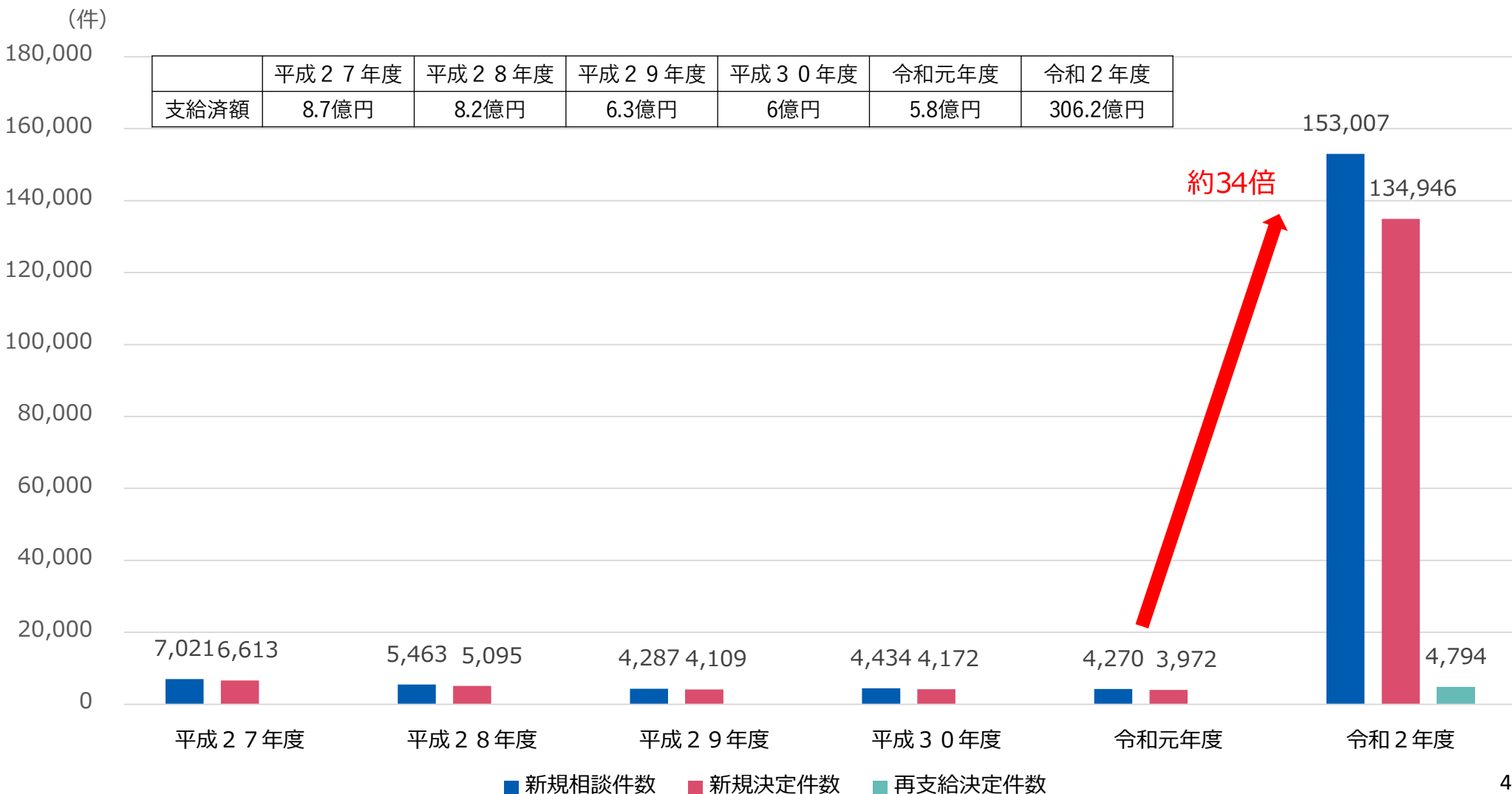
申請件数(千件)



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和2年度）

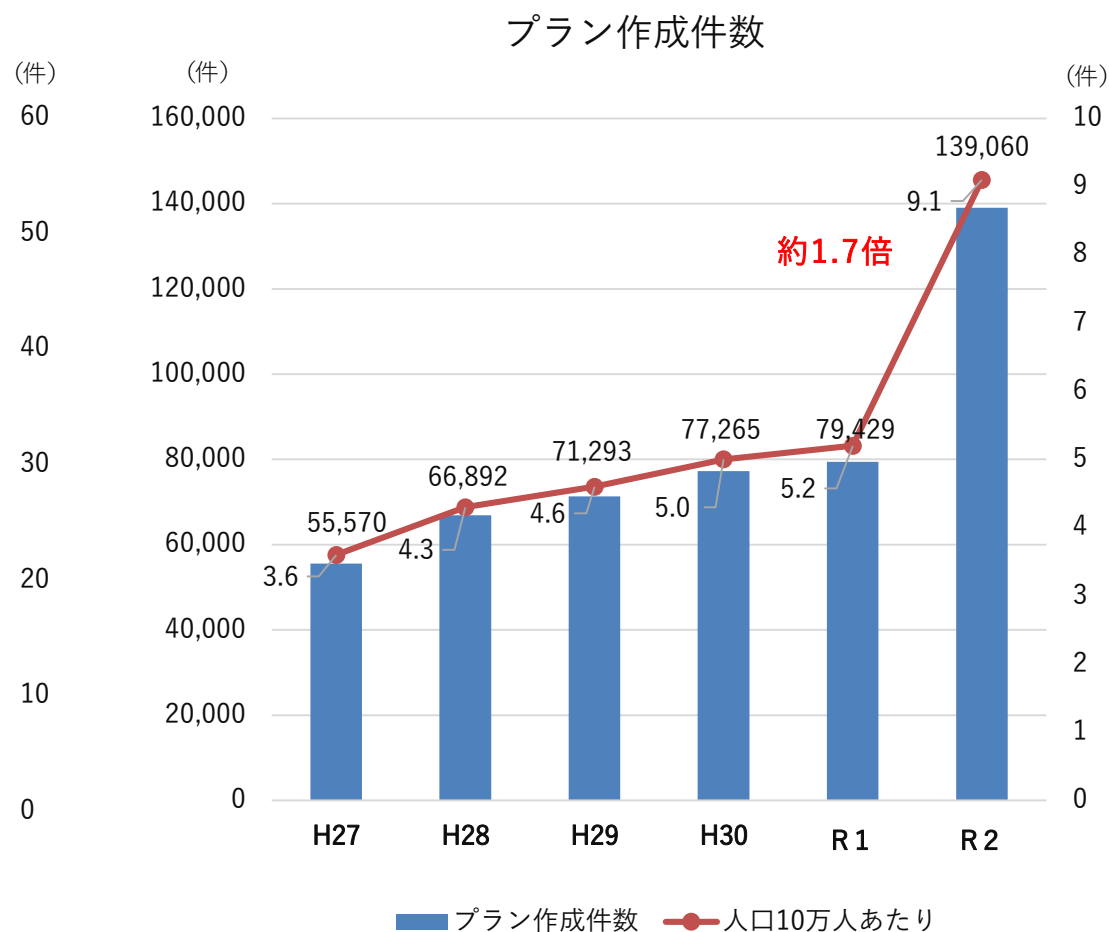
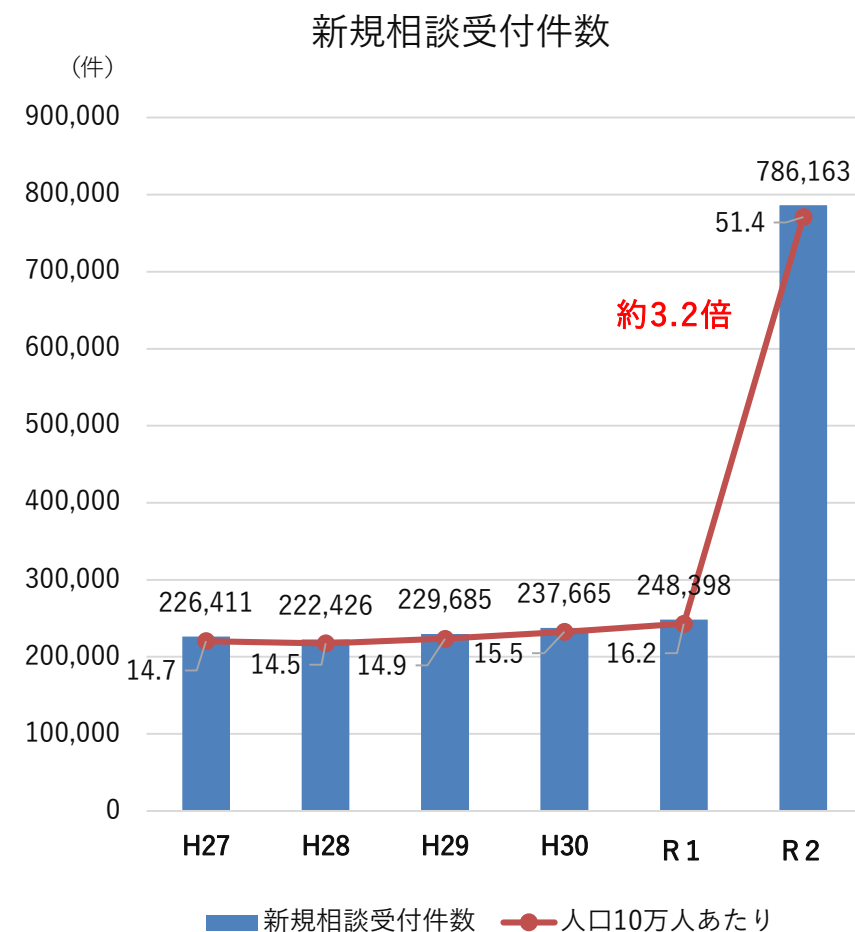
○ 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、4,000～7,000件で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、約135,000件に急増し、多くの生活困窮者に活用された。



法定事業の利用状況と支援効果：自立相談支援事業

- 新規相談受付件数・プラン作成件数ともに年々増加しているが、令和2年度は急増している。

新規相談受付件数・プラン作成件数



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（相談者の属性）

- 相談件数の増加については9割以上の自治体が「よくあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており、特に「解雇・雇い止め等による非正規労働者」や「個人事業主」が増えたと感じている自治体が8割を超えている。他にも、6割以上の自治体が、就労支援が必要な人、家計や住まいに課題がある人、高齢困窮者、若年層、外国籍の人からの相談が増えたと感じている。

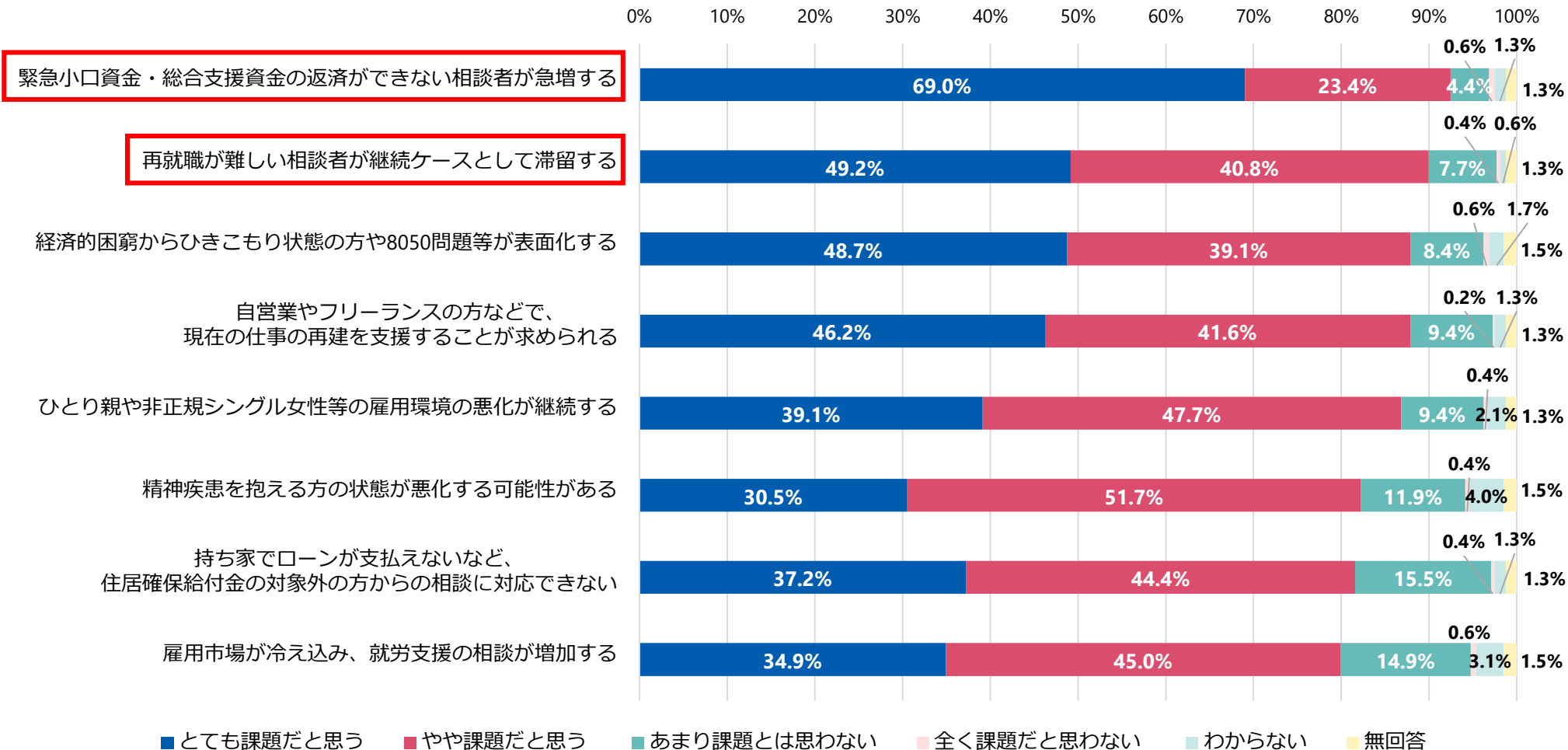
	よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
相談件数が増えた	83.6%	8.5%	5.5%	1.4%
相談件数が減った	0.0%	1.0%	8.7%	88.2%
就労支援が必要な人からの相談が増えた	41.8%	37.3%	16.6%	2.6%
解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	52.1%	32.5%	11.8%	2.0%
勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	16.0%	34.9%	37.5%	9.3%
家計に課題（多重債務等を含む）のある人からの相談が増えた	26.2%	38.5%	31.0%	2.4%
住まいに課題のある人からの相談が増えた	39.8%	37.7%	17.2%	3.6%
高齢困窮者からの相談が増えた	21.5%	37.5%	33.5%	5.9%
地域のひきこもりに関する課題（8050等）が顕在化した	5.5%	24.7%	52.7%	15.4%
ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	12.4%	36.1%	38.9%	10.8%
若年層からの相談が増えた	28.4%	45.4%	21.7%	3.0%
学生からの相談が増えた	11.6%	16.2%	32.0%	37.9%
個人事業主からの相談が増えた	53.3%	31.6%	9.1%	4.5%
外国籍の人からの相談が増えた	45.2%	21.3%	11.6%	19.9%
相談者の数・状態像ともに変化はない	2.0%	4.3%	13.6%	78.3%

※ 赤色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が8割以上、黄色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が6割以上。 n=507（基礎自治体）

※ 令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

新型コロナウイルス感染症による相談支援の課題について

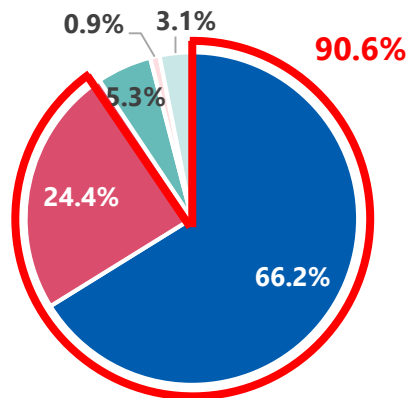
- 「緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」、「再就職が難しい相談者が継続ケースとして滞留する」については、9割以上の自治体が課題と感じている。



新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響について

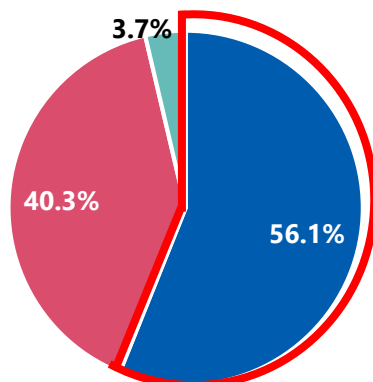
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場の状況は一変。自立相談支援機関では、感染防止策を講じつつ、連日、急増する相談・申請等に対応し、令和2年度の調査では、9割以上の自治体が自立相談支援機関における本来業務の実施に負担や困難さを感じていた。また、6割弱の自治体が、継続的な支援につながっていないケースがあると回答した。
- また、自治体の声として、本来の相談業務に集中できない、就労支援や家計改善支援などの継続的な支援を拒否する人が多いといった声が聞かれた。

本来業務実施への負担や困難さ



■ 強く感じる ■ 少し感じる
■ あまり感じない ■ 全く感じない
■ 無回答

住居確保給付金の申請に係る相談のうち、
プランを作成することが適切と考えられたが、
継続的な支援につながっていないケース



■ ある ■ ない ■ 無回答

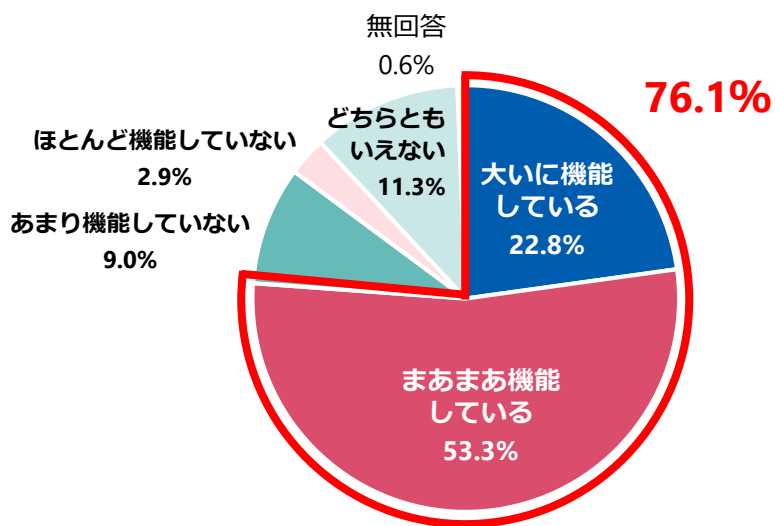
【自治体の声（※）】

- 新たな相談者層の増加により、相談員が貸し付け等の事務手続きに追われてしまい、本来の相談業務等に集中できない実態がある。
- 自立相談支援機関の就労支援や家計改善支援などの継続的な支援は拒否し、特例貸付のみ受けることを希望する人が多い。
- 従来は、自立相談支援機関の相談支援員が転居の相談、不動産業者へのつなぎも行っていたが、コロナ禍において相談件数が増えていること、財政面で相談員の増員が図れないこと、住居確保給付金の申請は市で受けていることなどから、自立相談支援機関と自治体との関わりが薄くなっており、自立相談支援機関における対応ができていない。

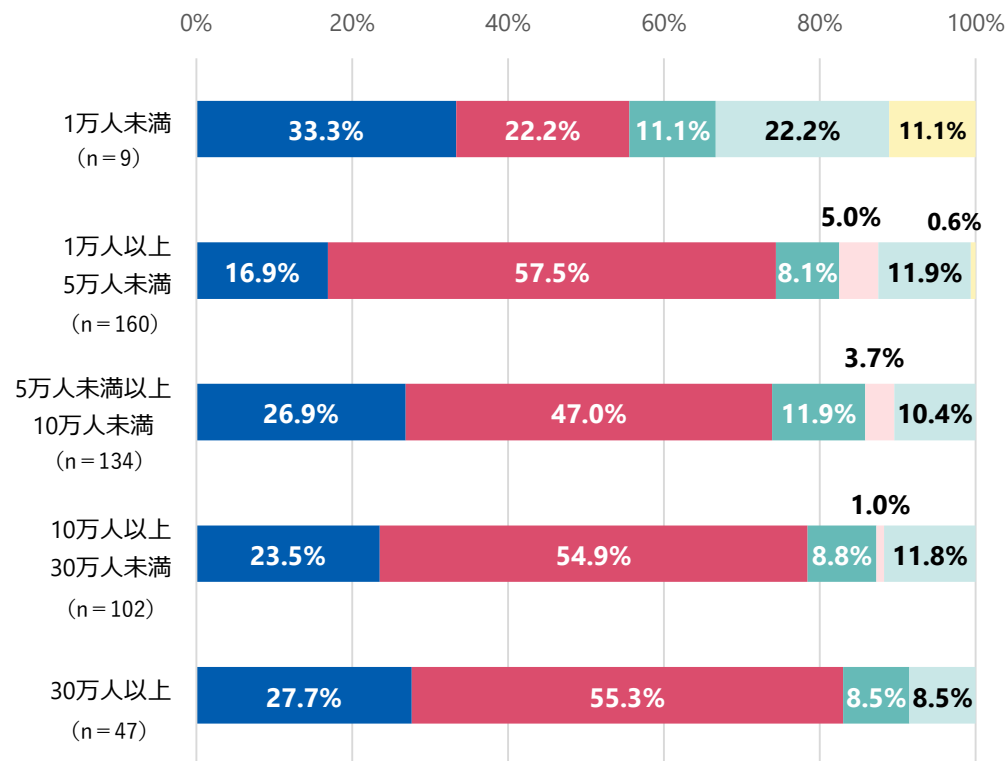
（※）自治体や支援現場の実践者等との意見交換を通じて、厚生労働省がお聞きしている主なご意見

生活困窮者自立支援制度に対する評価

- 新型コロナにより相談支援等に大きな影響が生じている中、生活困窮者自立支援制度については、約76%の自治体が「機能している」と回答した。
- 人口規模別では、30万人以上の自治体において8割以上が「機能している」と回答した一方、1万人未満では「機能している」の割合が他の人口規模に比べて低くなっている。



人口規模別の割合



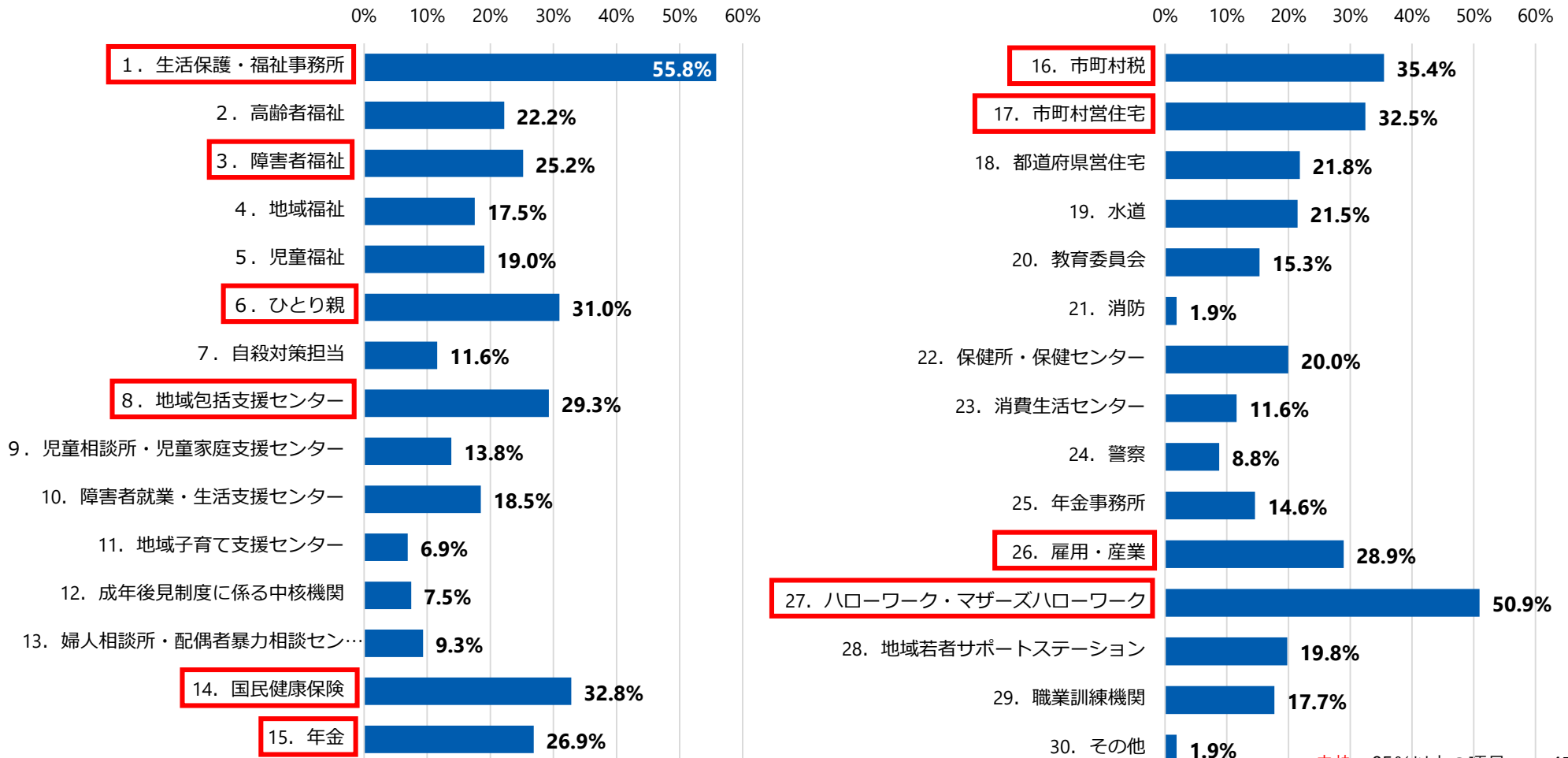
※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について①

- 生活保護・福祉事務所やハローワークとの連携強化が多いものの、その他にも障害者福祉、ひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅、雇用・産業など、幅広い分野で新たに連携強化が図られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

行政機関



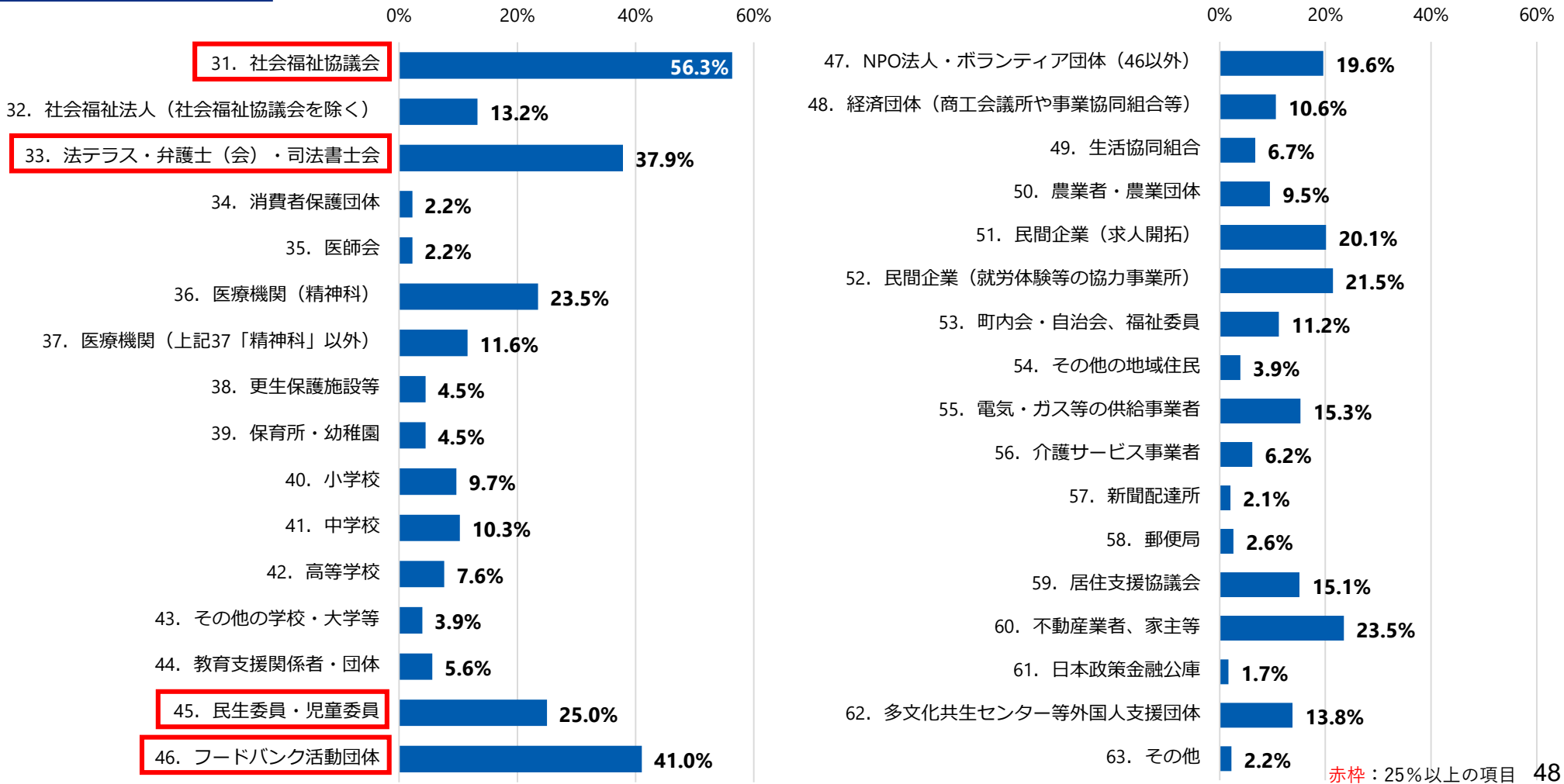
赤枠：25%以上の項目

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について②

○ 社会福祉協議会に加え、法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体と新たに連携を強化した自治体が25%以上見られた。

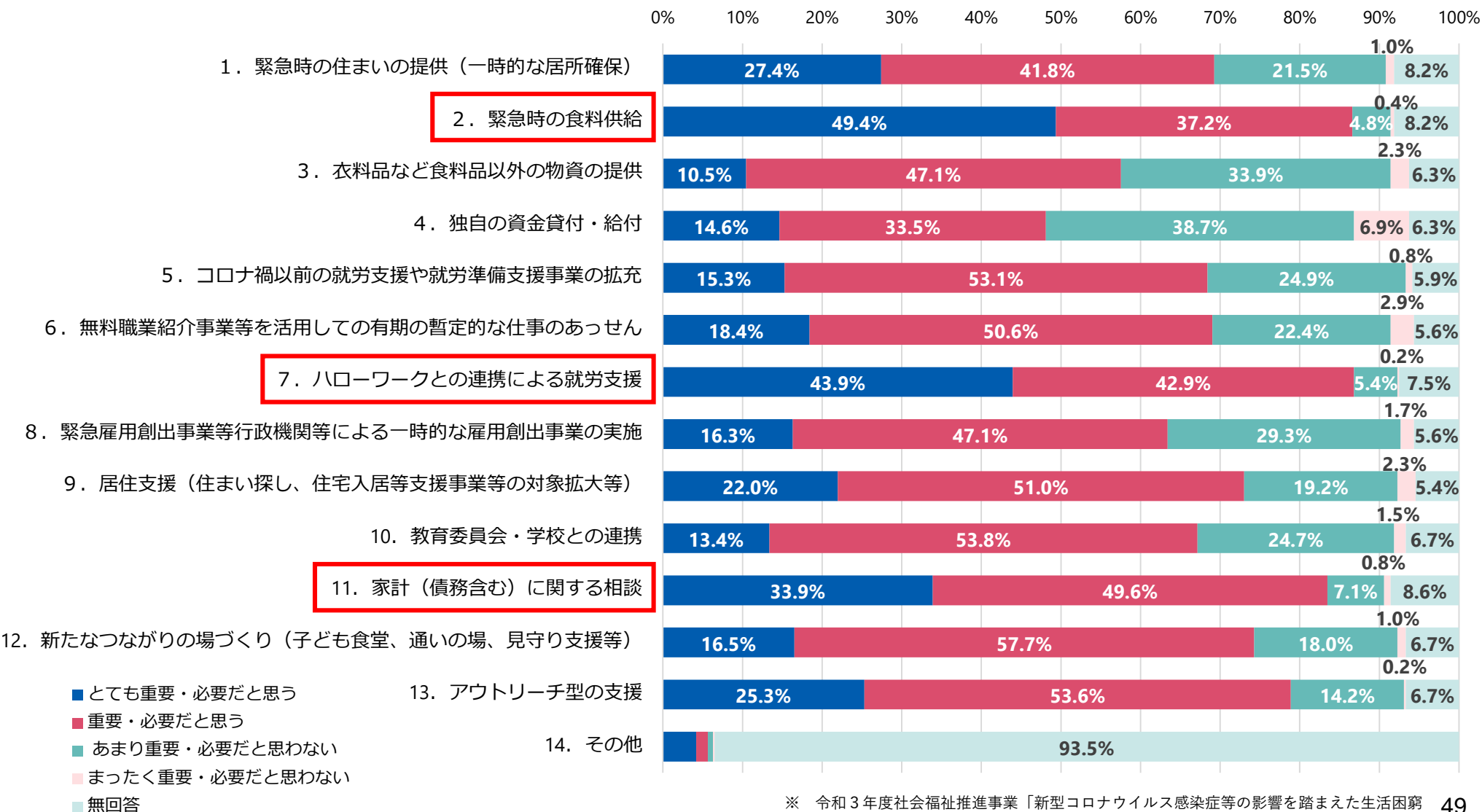
※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

行政機関以外



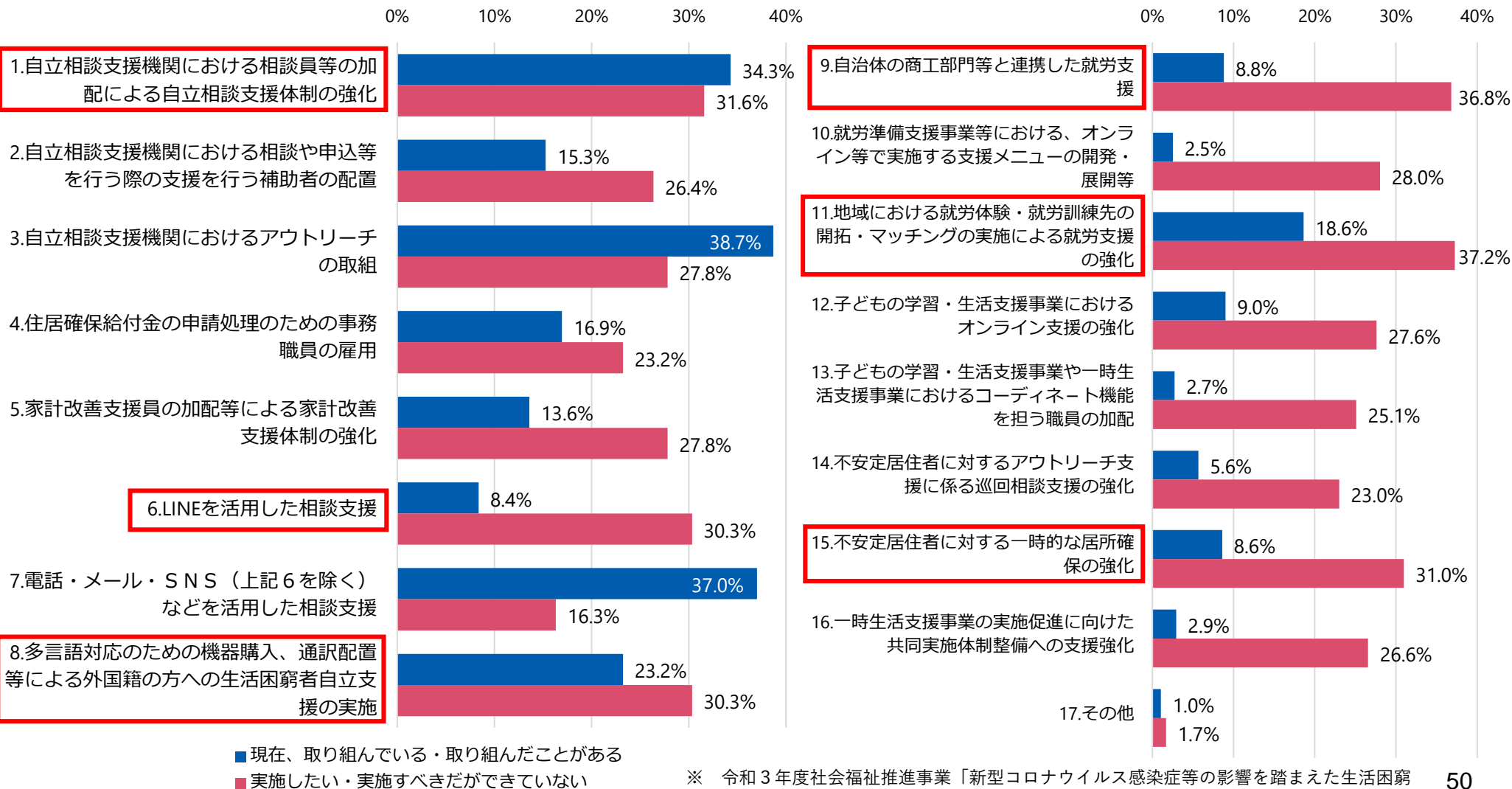
新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した支援ニーズ

○ 「緊急時の食料供給」「ハローワークとの連携による就労支援」「家計に関する相談」については、8割以上の自治体が、重要・必要であると回答している。



機能強化の取組状況

- 「実施したい・実施すべきだができていない」ものとして、多いものから「就労体験等による就労支援の強化」「商工部門等と連携した就労支援」「自立相談支援体制の強化」の順に割合が高い。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

生活困窮者自立支援の機能強化

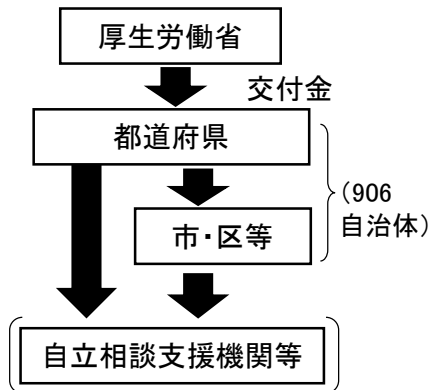
【要旨】 令和3年度補正予算:新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

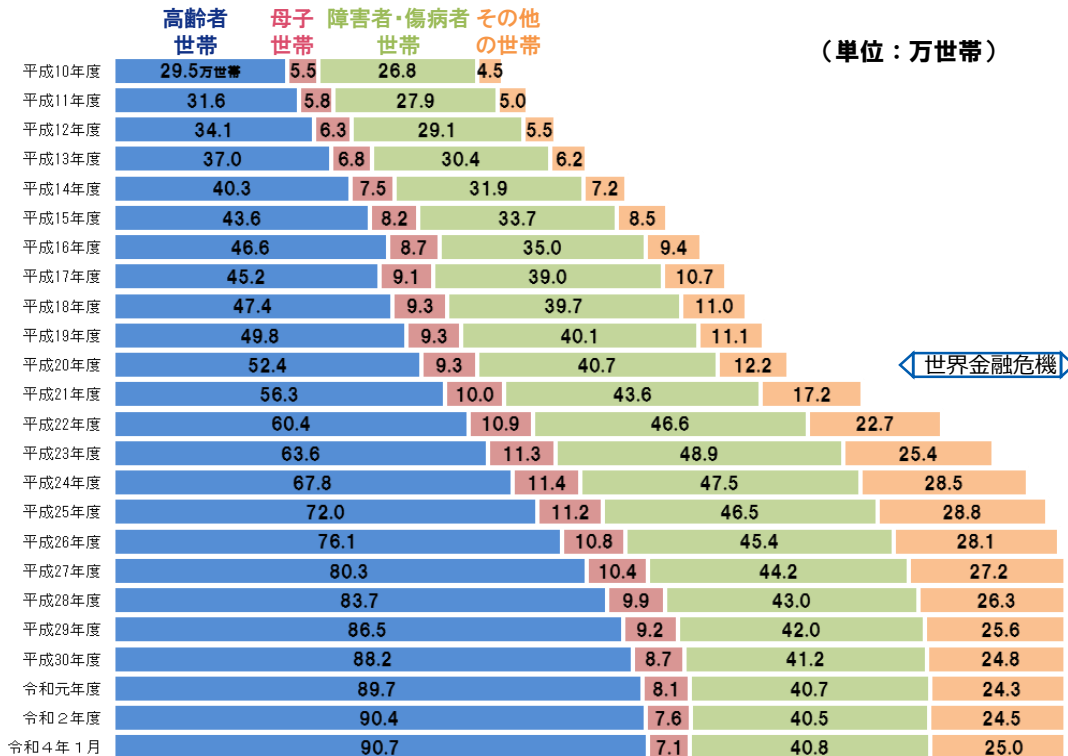
各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
※ 独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

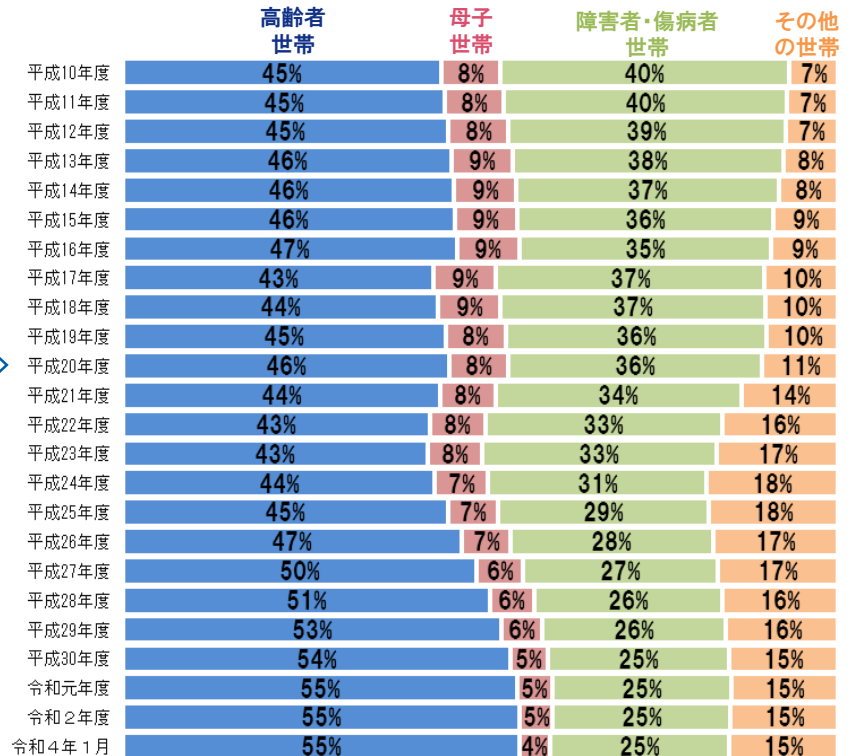
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.2%が単身世帯（令和4年1月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和4年1月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

生活保護の最近の状況

生活保護の申請件数について、令和2年度の前年同月比をみると、4月に25%と大きく増加した後、雇用調整助成金、生活福祉資金貸付制度の特例貸付や住居確保給付金など、新型コロナウイルス感染症に係る各支援措置の効果もあり、5月～8月は減少したが、9月以降は7ヶ月連続で増加した。令和3年度は前年の急増を受け、4月に減少した後、5月以降は8ヶ月連続で増加していたが、1月は減少した。

■生活保護受給者数

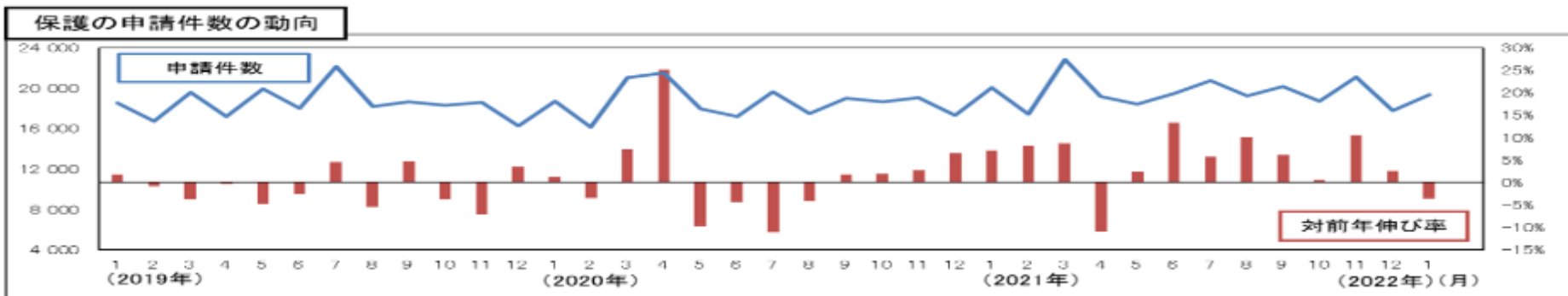
	令和3年												令和4年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
生活保護受給者数（万人）	205.0	204.8	205.3	204.3	204.0	203.9	203.8	203.8	203.8	203.8	203.9	204.0	203.8
対前年同月比（%）	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.6
対前月比（%）	▲ 0.04	▲ 0.1	0.3	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.05	▲ 0.03	▲ 0.03	0.02	▲ 0.01	0.1	0.04	▲ 0.1

■生活保護受給世帯数

	令和3年												令和4年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
生活保護受給世帯数（万世帯）	163.8	163.7	164.2	163.9	163.9	163.9	164.0	164.1	164.2	164.2	164.4	164.5	164.4
対前年同月比（%）	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3
対前月比（%）	0.004	▲ 0.1	0.3	▲ 0.2	▲ 0.01	0.1	0.04	0.03	0.1	0.02	0.1	0.1	▲ 0.1

■保護の申請件数

	令和3年												令和4年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
保護の申請件数	20,059	17,428	22,848	19,165	18,400	19,478	20,757	19,202	20,156	18,726	21,093	17,751	19,334
対前年同月比（%）	7.2	8.1	8.6	▲ 10.9	2.4	13.3	5.6	10.0	6.1	0.6	10.6	2.6	▲ 3.6
対前々年同月比（%）	-	-	16.7	11.4	▲ 7.6	8.3	▲ 6.1	5.5	7.9	2.4	13.6	9.2	3.3
対前月比（%）	15.9	▲ 13.1	31.1	▲ 16.1	▲ 4.0	5.9	6.6	▲ 7.5	5.0	▲ 7.1	12.6	▲ 15.8	8.9



※令和3年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査（月次調査）」（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活保護における対応について（概要）

1. 適切な対応

○生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項として、主に以下につき、随時、事務連絡^(※)により周知

(※)3月10日、4月7日、5月8日、5月26日、9月11日、1月7日、1月29日、2月26日付けで事務連絡を发出。

- 申請権の侵害の防止(いわゆる「水際対策」をしない)、速やかな保護決定
- スムーズな就労再開のため、資産の保有等の柔軟な取扱い(通勤用自動車や自営業用の資産の一時的な保有)
 - ・ 新たに民間保険も同様に取扱う旨を周知(1月29日付け)
 - ・ 基準よりも高い家賃の住居にそのまま住み続けたい希望があれば、一定の場合に一時的に引越ししなくてよい取扱い(転居指導の留保)(2月26日付けで事務連絡を发出)
- 就労の場がない場合は、稼働能力の活用の判断を留保
- 扶養照会の運用の弾力化
扶養照会を行わない例について、以下のとおり弾力化。(2月26日付けで通知・事務連絡の改正、事務連絡の发出)
 - ・【改正前】「生活保護受給者の生活歴に特別の事情がある場合」として、「20年間音信不通」を例示
⇒「著しい関係不良」の場合として整理
(具体例として、「親族に借金を重ねている」、「相続をめぐり対立している」、「縁が切られている」を例示)
⇒「20年音信不通」は、「著しい関係不良」の具体例のひとつとして「一定期間(例えば10年程度)」と例示
 - ・【改正前】DVのみを例示 ⇒ DVの他に虐待等の場合を例示として追加
- 生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の窓口の連携

2. 予算措置

- 面接相談等の業務の臨時職員雇上げ費用(二次補正(4.2億円)、三次補正予算(140億円の内数))
- 業務のデジタル化による効率化の試行事業(三次補正予算(4.8億円))

次期法改正に向けた検討スケジュール

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し
規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会

（計4回程度）

令和4年4月とりまとめ（予定）

議論の共有
連携

国と地方の実務者協議

令和4年4月とりまとめ（予定）

報告

ワーキンググループ（計7回程度）

① 事業の在り方検討班

各法定事業のあり方（被保護者支援との連携を含む）について議論

② 横断的課題検討班

制度全体にまたがる課題（制度のあり方、関係機関連携、地域・居場所づくり、都道府県・町村の役割、中間支援組織、人材育成等）について議論

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論を踏まえ、首長級との会合である「国と地方の協議」を開催予定

（参考）社会保障審議会生活保護基準部会
生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施
（次期検証は令和4年度）

令和4年5月
以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

検討結果に応じて令和5年以降の法案提出を目指す。

「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」（案）について（概要）

- 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」及びその下に設置されたワーキンググループにおいて、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」をとりまとめ、公表（令和4年●月●日）。
- 今後、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において論点整理を踏まえた検討を行い、検討結果に応じて、令和5年以降、生活困窮者自立支援法の見直しを行う予定。

1. 総論

（法施行後の状況）

- 法は、理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」という2つの目標と、包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な新しい支援のかたちを掲げ、全国で様々な実践が重ねられてきた。新規相談者数や継続的に支援した人数は年々増加し、その多くに自立に向けた変化が見られるなど、着実に効果が現れている。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

- 令和2年春から続くコロナ禍は、社会の脆弱性を照らし出し、その影響は世代・属性を超えて非常に広範囲に及んだ。自立相談支援機関の相談窓口における新規相談受付件数や緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の申請件数は急増し、とりわけ個人事業主やフリーランス、外国人、若年層などこれまで生活困窮の相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層からの相談が増加した。
- こうした状況に対して、支援現場においては、感染防止対策を講じつつ急増する相談・申請等に連日対応し、新たな相談者層の支援ニーズに対応するため、試行錯誤を重ねてきた。こうした取組により、コロナ禍において法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしたこと、すなわち法が必要不可欠なものであることが改めて認識された。
- 一方で、コロナ禍においては、従来法が想定していなかった特例的な給付・貸付事務に対応した結果、従来の本人に寄り添った支援の実践が難しくなり、法の理念が揺らいでいるのではないかとの声も聞かれる。
- また、コロナ禍における法と生活保護法の関係についても、検証を行う必要。

（地域共生社会や関連施策との関係について）

- 地域共生社会は、法の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化したものであり、重層事業は、この理念を実現するための1つの仕組みである。法において積み重ねられた実践は、地域共生社会の実現に向けて、市町村の包括的な支援体制の整備における重要な基盤となり得るものである。
- 法施行以降も、様々な関連施策がとりまとめられている。生活困窮者を取り巻く施策の多様化という良い面がある一方、法の目指す包括的な支援を実現するためには、生活困窮者支援の分野として、そうした施策との連携体制の構築が必要。

2. 個別論点

	現状の評価と課題	主な論点
(1)生活困窮者自立支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特例貸付、住居確保給付金の特例措置等の経済支援策は、コロナ禍における生活困窮者の生活の下支えに大きな役割を果たした。 ○ 一方で、支援現場への負荷が高まり、法の理念に基づく相談支援が困難となった。 ○ 法施行以降、特定の属性・状況に着目した支援策や地域共生社会の推進の実現に向けた重層事業が施行。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援という法の理念を堅持するとともに、給付を含めた経済的支援のあり方については、相談支援とは切り分けた上で、法の枠組みを超えた社会保障制度全体の枠組みの中での検討が必要。 ○ コロナ禍における経済支援策の分析・評価をした上で、今後の緊急時の政策の在り方を検討する必要。 ○ 地域共生社会の推進、孤独・孤立対策等の新たな施策と困窮法との関係性の整理・連携が必要。
(2) 自立相談支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍において、自立相談支援機関では、・個人事業主やフリーランス、外国人、若年層といった新たな相談者層が顕在化。 ・急増した相談・申請対応により、9割以上の自治体が業務の遂行に困難を感じる ・フードバンク等関係機関との連携強化を実施。 ○ 関係機関間の情報共有の円滑化のための支援会議は約6割の自治体で未設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな相談者層に対応するため、自立相談支援機関の機能強化や、経営相談等他の公的支援等との連携が必要。 ○ 質の高い支援を行うため、地域特性も考慮した適切な人員配置基準の設定を含めた自立相談支援機関の人員体制強化の検討や、質を評価した委託先の選定が重要。 ○ フードバンク、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」や社会福祉協議会との連携の強化が必要。 ○ 相談者の抱える課題が複雑化・複合化している実態を踏まえ、支援会議を活用し、早期に関係機関間で情報共有を行い、支援を行うことが重要。
(3) 就労支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労準備支援事業は、約6割の自治体で実施。利用件数も増加傾向。自立意欲向上等の効果が現れている。 ○ 認定就労訓練事業は、利用件数が低調。効果が十分に発揮されていないとの指摘。 ○ 労働行政の支援策のさらなる活用や、ハローワーク以外の商工労働施策等との連携を積極的に進めていくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労準備支援事業を必須事業化すべき。効果的な支援の在り方を分析し、予算や研修の在り方を検討すべき。小規模自治体でも実施できるよう、国や都道府県が広域実施に関与すべき。 ○ 認定就労訓練事業について、仕事づくりや事業者育成まで含めたスキームに見直すとともに、直接的な支援を含め、利用者や企業へのインセンティブが必要。 ○ 求職者支援訓練について、コロナ禍での柔軟な運用を継続すべき。特定求職者雇用開発助成金について、利用しやすい工夫が必要。
(4) 家計改善支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家計改善支援事業は、約6割の自治体で実施。コロナ禍において利用件数も増加。 ○ 本事業活用により、債務・滞納の解消や世帯への包括的支援等の効果が現れている。 ○ 令和5年1月から特例貸付の償還開始。返済と連携した支援が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家計改善支援事業を必須事業化すべき。効果的な支援の在り方を分析し、予算や研修の在り方を検討すべき。小規模自治体でも実施できるよう、国や都道府県が広域実施に関与すべき。 ○ 生活福祉資金貸付の際に家計改善支援事業の利用を条件化するなど、家計改善支援事業の強化が必要。 ○ 家計改善支援事業による特例貸付の償還免除等のフォローアップ支援が必要。⁵⁷

(5) 居住支援のあり方

- 一時生活支援事業について、実施自治体数の伸び率は低く、他の任意事業に比べ低い水準。自治体における潜在的な支援ニーズの把握が進んでいない。
- 居住不安定者等に対するソフト面の支援は重要だが、地域居住支援事業の実施自治体数は極めて少ない。
- 住居確保給付金について、コロナ禍において支給対象者の追加や支給要件の緩和等の措置を実施。利用件数は急増。住まいの安定確保に一定の役割を果たした一方で、求職活動要件等の課題も見られる。

(6) 貧困の連鎖防止等

- 子どもの学習・生活支援事業について、「生活支援」を行っている自治体は全体の約7割、「教育及び就労」は約5割であり、学習支援と比べ実施は低調。
- 学校等の教育機関・福祉部局との連携を進め、より効果的な支援の展開に向け、他の事業やフードバンク、民間団体等との連携が一層重要。

(7) 生活保護制度との連携のあり方

- 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の就労準備支援事業・家計改善支援事業については、運用上一体的な支援が進んでいる。
- 両制度間の更なる連携強化に向け、相互の制度理解の深化や顔の見える関係性構築等により連携が重要。

(8) 自立支援に関する諸課題

- 自治体においては、地域づくり・居場所づくりや、他分野や民間団体等の取組との連携強化が図られている。
- 自立相談支援機関においては、身寄りがないことが理由で支援が困難な事例も確認されている。

(9) 支援を行う仕組み

- 人材養成研修は、主に初任者と対象とした国・都道府県による研修、自治体職員向け研修等を実施。
- 都道府県間で市町村支援に差が生じている。
- 帳票・統計システムは、入力に係る事務負担やデータの効果的な活用等の課題も見られる。

- 全世代において「住まいの不安定」問題が顕在化。住宅分野の政策との連携を含め、居住支援の議論が必要。
- 一時生活支援事業や地域居住支援事業における支援、緊急的な一時支援を居住支援事業として再編した上で必須事業化すべき。
- 居住支援の強化を図るため、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せずとも、地域居住支援事業において支援できるようにすべき。
- 属性や課題を問わず、緊急対応が可能な施設や支援が必要。
- 住居確保給付金について、様々な特例措置を恒久化すべき。個人事業主については、個別性・柔軟性の高い支援が求められ、求職活動要件の見直しが必要。

- 子どもの学習・生活支援事業について、学習支援だけでなく生活支援を併せて実施することが重要であり、学習支援が保護者の支援につながるような包括的な支援を展開していく必要。また、委託先の選定における地域における活動状況等の地域要件も考慮する必要。
- 子どもの学習・生活支援事業を地域の共有財として位置づけることや、地域において福祉と教育(学校、スクールソーシャルワーカー等)が連携することが重要。

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の「重なり合う支援」の実現に向けた議論を深めるとともに、就労準備支援事業、家計改善支援事業等について、被保護者が様々な支援を受けられるよう、より一層の連携方策を検討すべき。また、支援プランと援助方針の様式の共有、支援会議の活用などスキームの共有により円滑な支援体制の引継ぎを行うことなどを検討すべき。
- 両制度間の相互理解を深め、共通する理念の下で支援を実施する必要性。

- 制度で支えるのみならず、地域で生活していく上でのつながりの構築が重要。困窮法においてキャッチした課題を、困窮法に基づく支援だけでなく、他分野や他制度、関係機関と連携して解決することが必要。
- 身寄りのない人の支援にあたっては、家族が持つ「機能」の社会化が重要。

- 一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業の従事者に対する研修や、現任者を対象とした階層別の研修、支援員等へのスーパーバイズが必要。
- 都道府県による他分野との連携・協働を通じた市町村支援や、行政と支援現場の間で地域に合わせた支援体制の構築を支援する中間支援の機能が重要。
- 帳票・統計システムについて、支援現場の実態を踏まえた見直しが必要等

3

3. 地域共生社会の構築に向けた取組の深化

(1) 取組の経緯と重層的支援整備体制事業

日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

1. 生活困窮者自立支援制度(H27.4～)
2. 医療・介護総合確保推進法(H27.5)
 - * 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
3. 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン(H27.9)
 - * 新たな福祉サービスの提供システム等のあり方検討プロジェクトチーム
 - ※「全世代・全対象型地域包括支援」の構築を提唱
4. 「ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)(H28.6)
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(H28.7)行程表決定(H29.2)
5. 地域包括ケアシステム強化法(H29.5)
 - * 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(H30.4施行)
6. 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部(H30.10)とりまとめ(R元.5)
7. 地域共生社会の実現のための社会福祉法等改正法(R2.6成立、R3.4成立)
 - * 地域共生社会推進検討会最終とりまとめ(R元.12)

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発

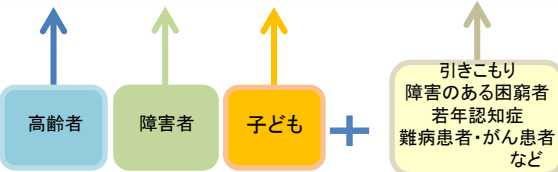
- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 } による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・運営ノウハウの共有
- ・規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

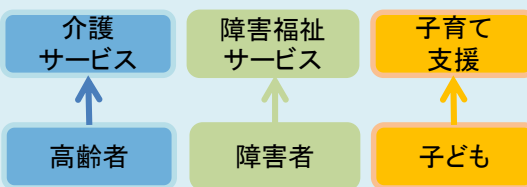


背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) **地域共生社会の実現**

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがい
を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、
自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら
暮らしことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。**
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。

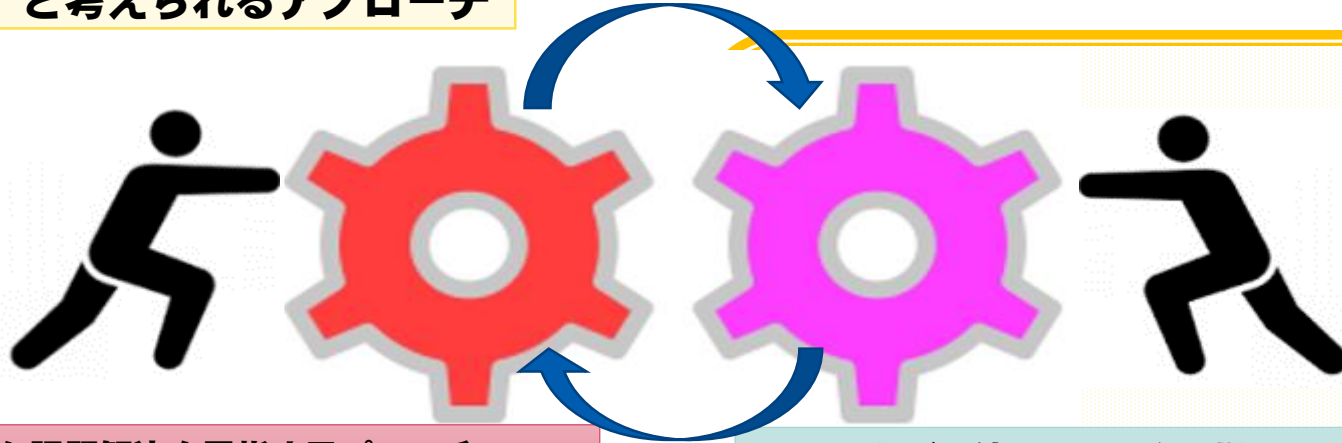


地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
<最終とりまとめで示された方向性>
 - 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。**
 - I 断らない相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

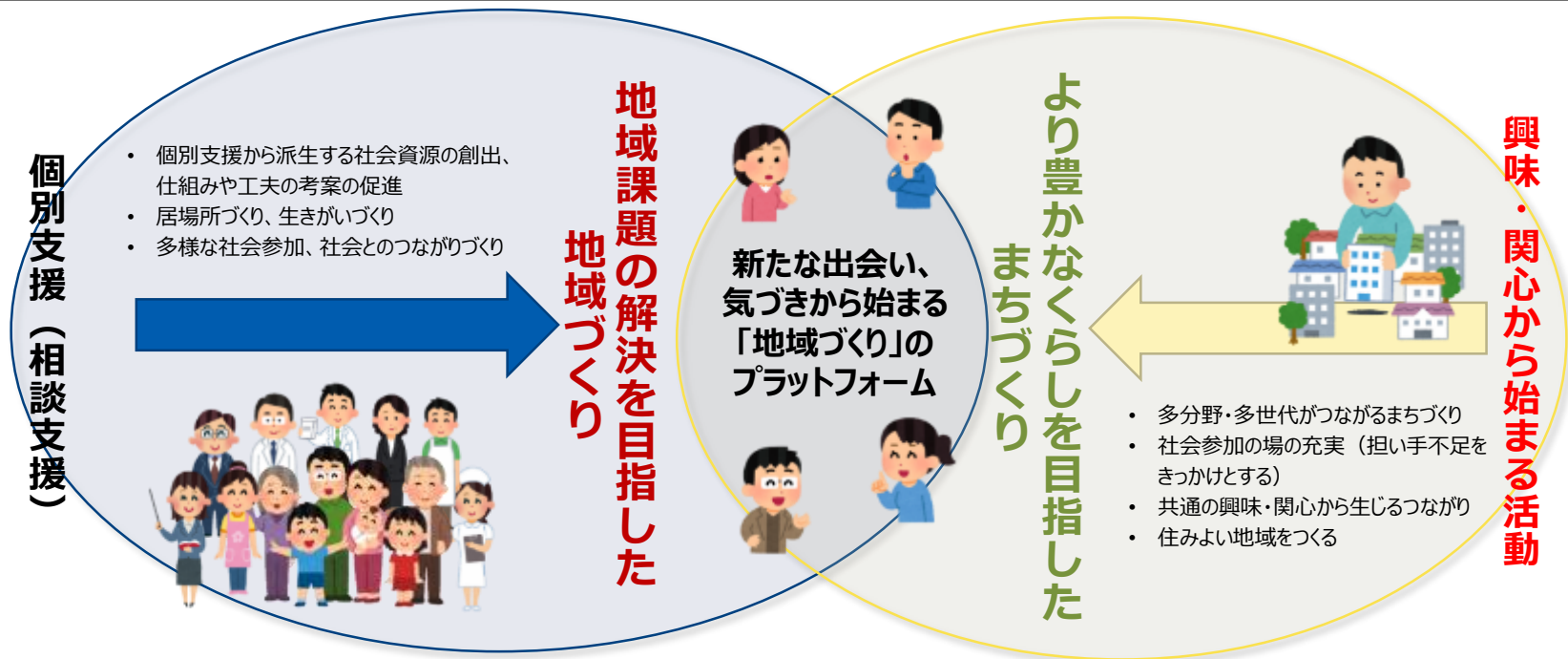
共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

多分野協働のプラットフォームの展開（イメージ）

- 地域の様々な主体が集い、多世代の交流や多様な活躍の機会や役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と資源がつながりやすい環境を整備（ネットワーク構築）した結果として、多様なプラットフォームが形作られていく。
- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

衆議院可決	: 令和2年5月26日
参議院可決・成立	: 令和2年6月5日
公布	: 令和2年6月12日

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②は令和3年10月1日、3③及び4③は令和2年6月12日、5は令和4年4月1日）

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について**一体的に執行**できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例) 就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

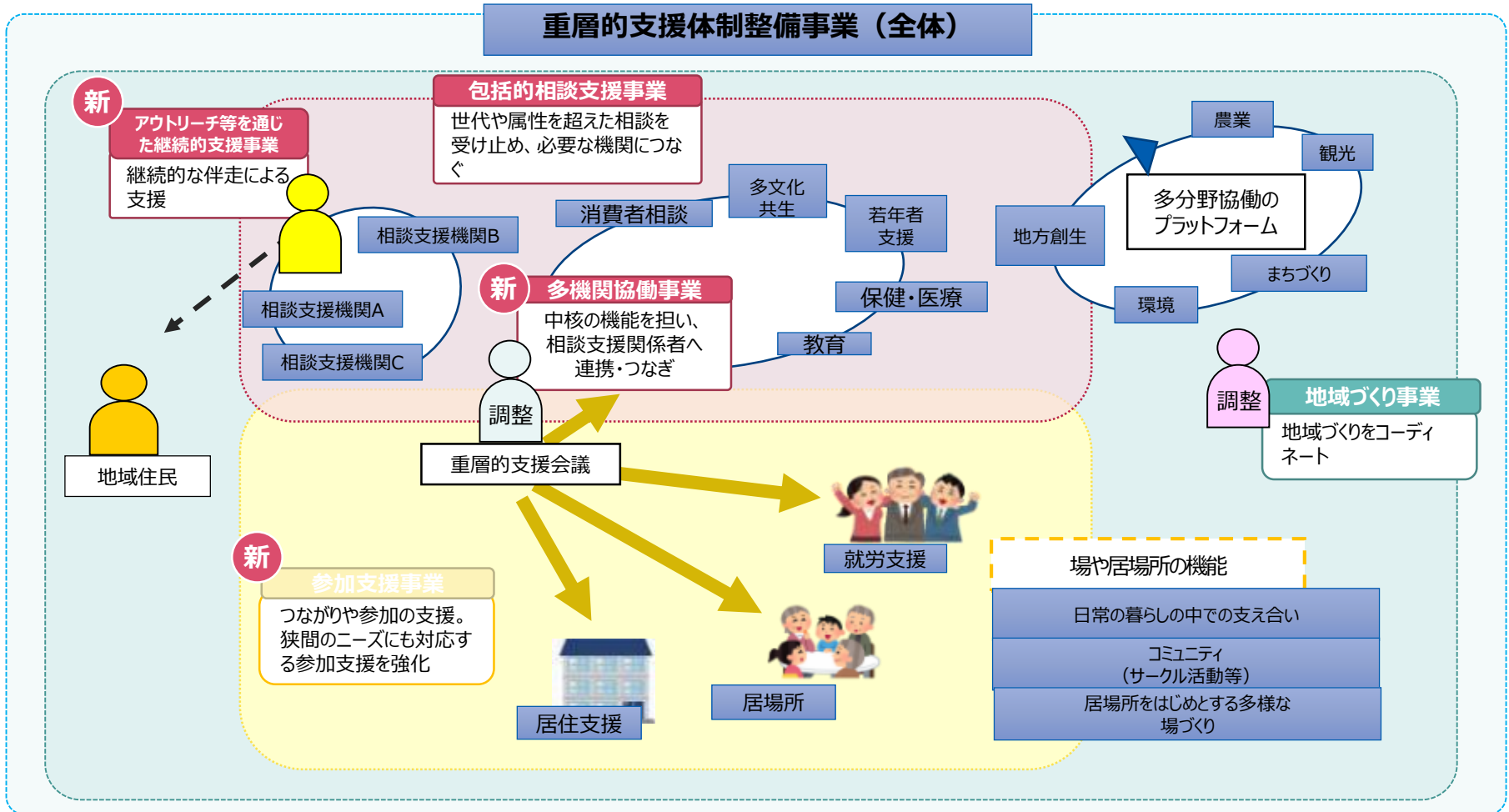
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進(北海道鷹栖町)

自治体概要※

人口 6,724人

面積 139.42km²

小学校数・2

中学校数・1

※2021年8月31日現在 * 町立のみ

- 地域における住民同士の「**助け合い・支え合い**」を進める「**お互い様づくり行動計画**」を策定。誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進。地域における現状や課題、解決策を明示し、**地域共生社会の実現を目指す**。
- 特に、コミュニティカフェや農園など、誰もが気軽に立ち寄り、参加できる**地域の居場所の中での中間的就労**を通じて、働いても長続きしない等の**働くことに困り感を抱えている方の社会参加を支援**する事業を展開。

重層的支援体制整備事業

◎相談窓口の体制整備・強化

- ワンストップの相談窓口として、**生活福祉相談センター**を開設。行政と社会福祉協議会による専門職を配置。
- ケース共有会議を定期的に行い、情報共有を図りながら連携。
- ※**包括的相談支援事業**として実施。



◎見守り活動の体制強化

- 高齢者、障がい者、要介護者などの情報をまとめた「**要援護者台帳**」を整備。
- 民生委員やサポーターによる個別訪問**を実施、必要に応じて相談センターへ繋げている。※**アウトリーチ継続的支援事業**として実施

◎居場所づくり

- 自宅型サロン(12箇所)と拠点型サロン(3箇所)が設立。
- 地域住民が気軽に集まる場としてはもちろん、小学生の学習支援なども実施。
- 長期的にひきこもり状態が続いていたり、就労しても続かないなど、**一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要な方**に対して、中間的就労を目的とした「**働きかけ応援事業**」を展開。

※参加支援事業、地域づくり事業として実施

働きかけ応援事業の作業例



カフェ運営
(調理・配膳・接客)



畑作業
(作付け・収穫など)

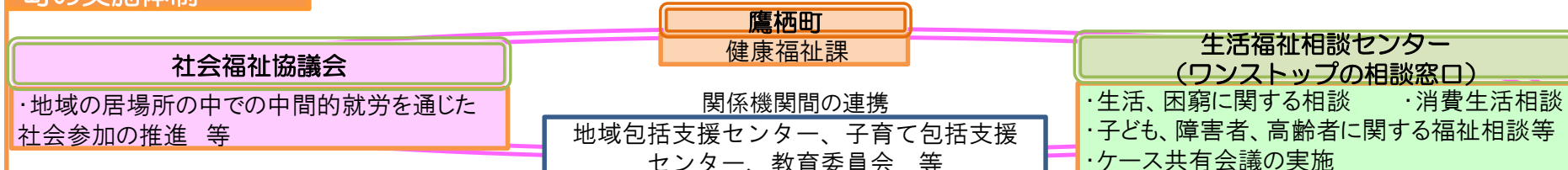


事務作業
(宛名貼り・封詰め)



消毒作業
(新型コロナ対策)

町の実施体制

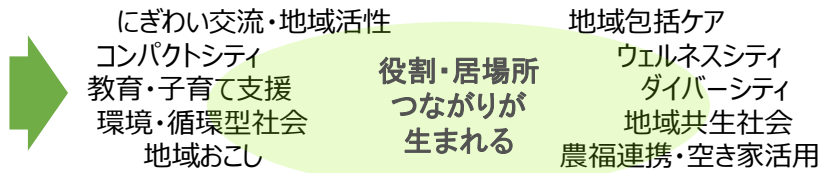


地域共生社会の実現に向けた地域コミュニティ作り(愛知県岡崎市)

居場所と役割にあふれるまちを目指して

丸ごと相談&つなげる支援で人・暮らしを中心に据えた分野を超えたまちづくりを！

- 世帯の複合問題への対応
- 制度にない課題への対応
- 自ら相談に行く力がない人への支援
- 社会とつながる伴走支援



【自治体概要】

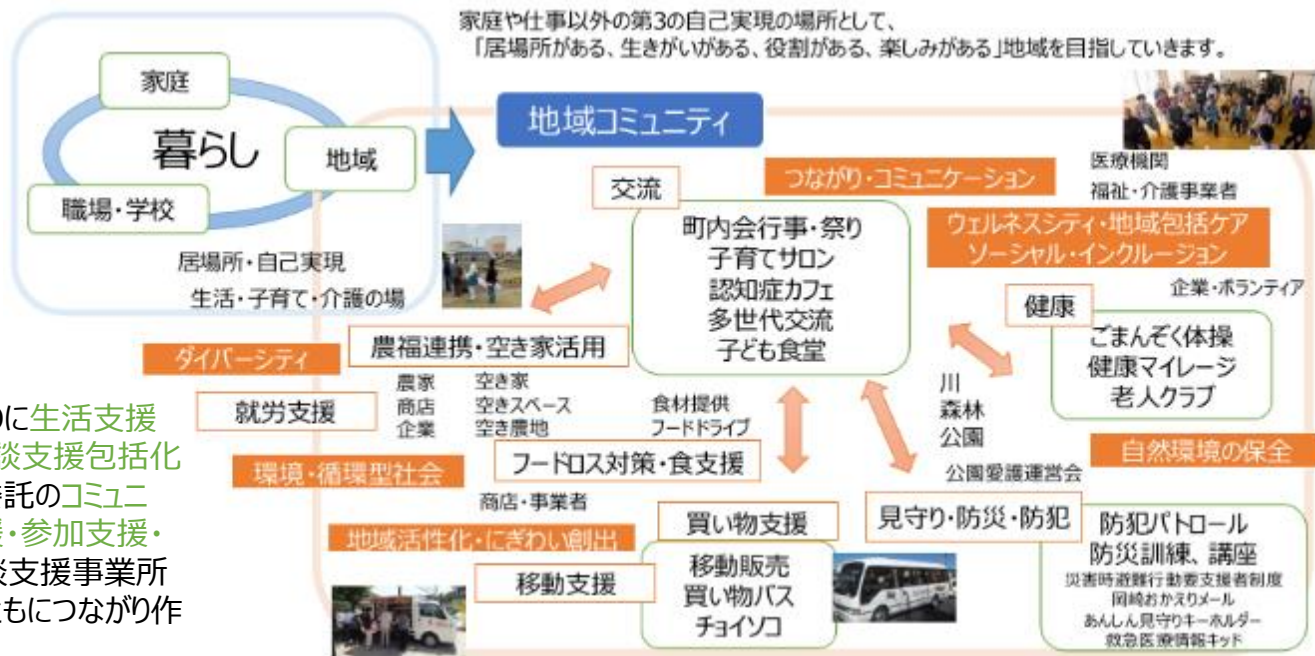
人口	385,676人
世帯数	166,261世帯
面積	387.20km ²
小学校数	47(市立のみ)
2021年9月1日現在	

● 市役所窓口の一体化

福祉相談支援機関を集約した、こども子育てサポートフロア「**ここサポ**」、ふくし総合サポートフロア「**ふくサポ**」を設置。相談窓口をわかりやすくするとともに、支援機関の連携体制を構築した。

● 福祉分野を超えた地域づくり

20か所の地域包括支援センターとNPOに生活支援コーディネーター、「ふくサポ」に直営の相談支援包括化推進員（多機関協働事業）、社協委託のコミュニティソーシャルワーカー（アウトリーチ支援・参加支援・地域づくり事業）を配置。障がいの相談支援事業所等の他分野の地域づくりキーパーソンとともにつながり作り。



通いの場&地域リハビリテーション



民間&学生のアイデア出し



アイデアソンから誕生



企業&地域&包括



企業&地域



3

3. 地域共生社会の構築に向けた取組の深化

(2) ひきこもり支援

「ひきこもり」の定義・実態について

I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

* 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）

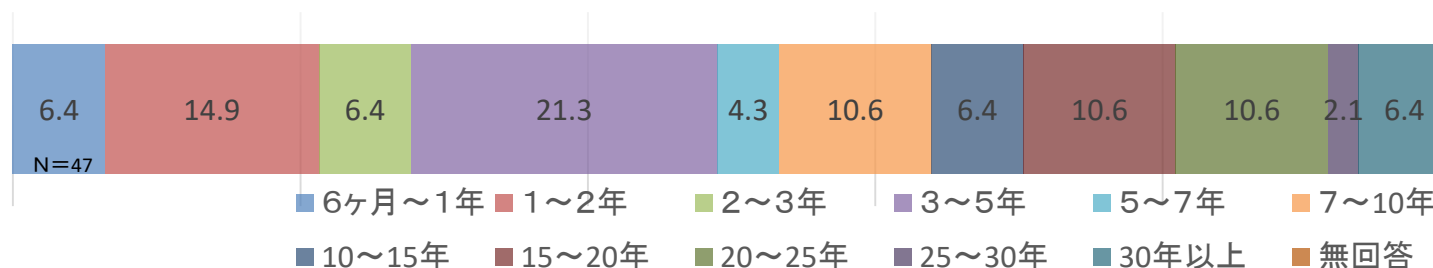
（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

II 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事の時だけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

調査時期	調査対象者	有効回答数	広義のひきこもり群			(内 訳)			
			実数	出現率	推計数	狭義のひきこもり群		準ひきこもり群	
						実数	推計数	実数	推計数
平成27年度	15～39歳	3,115人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人
平成30年度	40～64歳	3,248人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人

- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問への回答で、外出頻度が低かった者のうち、「広義のひきこもり群」に該当する者について、ひきこもりの状態になってからの期間は以下のとおり。



ひきこもり支援施策の推進について（令和2年10月27日地域福祉課長通知）

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

（取組の基本的な考え方）

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるための**ひきこもり相談窓口の明確化・周知**
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた**支援対象者の実態やニーズの把握**
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための**市町村プラットフォームの設置・運営**

…支援体制構築のための取組（★）

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③（★）の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による**包括的な支援体制の構築**〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③（★）の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

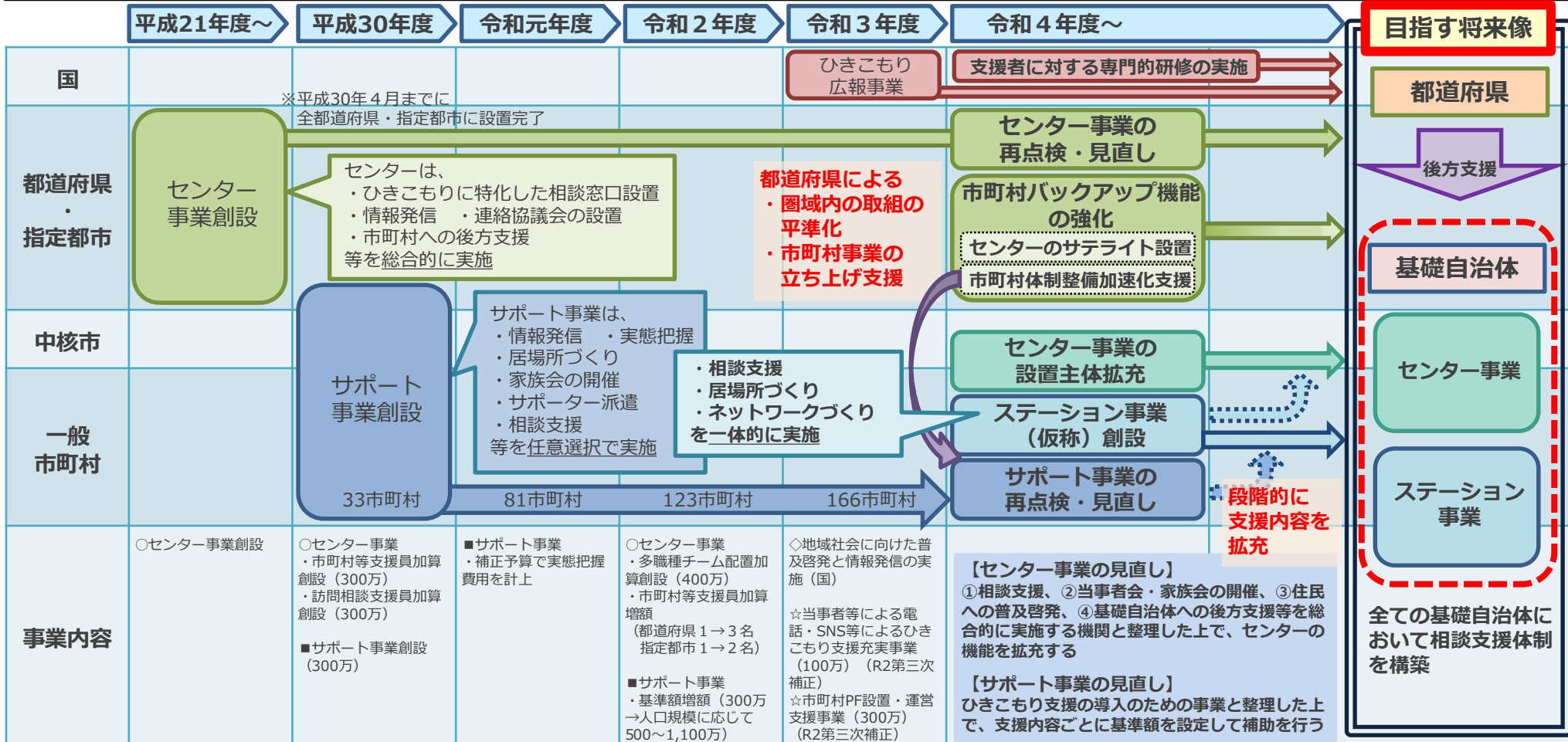
- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

ひきこもり支援のロードマップ

- ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）の設置を進めてきた。
- 基礎自治体での体制整備は、平成30年度から「ひきこもりサポート事業」により取組を進めているところだが、**基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実**がより強く求められている。
- これを踏まえ、①**センターの設置主体を市町村に拡充**するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「**ひきこもり支援ステーション事業**」を創設する。
- また、センターについて、役割や機能を再点検した上で、より総合的な支援を実施する機関として整理し、支援内容の充実を図る。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①**市町村と連携したセンターのサテライトの設置**と、②**小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設**し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施(平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更)

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

立ち上げ支援
後方支援

取組の幅

連携機関の幅



①相談支援



②居場所づくり



③地域のネットワークづくり



④当事者会・家族会の開催



⑤住民への普及啓発

多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

精神保健福祉センター・保健所

家族会
当事者会

NPO
法人

社協

サポ
ステ

その他
関係機関

・民生委員
・農林水産業
・医療機関

・企業、商工会
・ハローワーク
・教育機関 など

市町村プラットフォーム

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

都道府県（指定都市）域

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修



多職種専門チームの設置 等

②支援の質の向上

①社会全体の気運醸成

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウムの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員を対象とした研修の実施

国

教育分野と福祉分野の連携 –滋賀県–

〈ポイント〉県と市町の福祉部局と教育部局を結ぶ連携協定を締結することで、学校内で支援を必要とする児童生徒に対し、双方の部局の連携のもと、早期に適切な支援をすることが可能になった。



【滋賀県概要】
人口：1,418,886人
(R3.1.1時点)
自治体数：13市6町

滋賀県「令和2年度滋賀県のひきこもり支援に関する実態調査結果」

- ◆ひきこもり推計数：約1万3千人（若年層：約6千人、中年層：約7千人）
全人口に占める割合は0.9%
- ◆支援を必要とする方のうち、不登校の経験は約6割にみられ、傷つき体験（いじめ被害、虐待）は約3割にみられた。
- ◆何らかの精神疾患がある方は約4割、発達特性の指摘を受けたことがある方は約3割を占める。

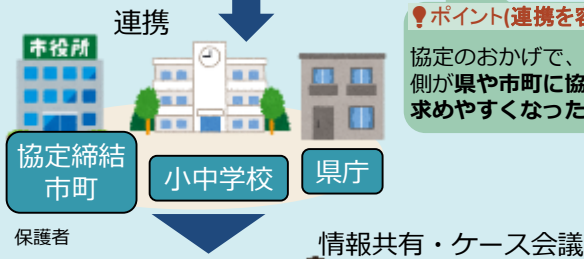
【学校での支援フロー】

1. 県立学校において、児童生徒の不登校事案などの対応が必要な事案が発生



学校外への連携に壁
児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定

2. 必要に応じて市町立学校(出身校)、市町福祉部局、県福祉部局等の関係機関へ連絡



3. 必要に応じて関係機関で情報共有やケース会議を実施



4. 関係機関が連携した支援を実施



【児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定】

県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、**県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて**、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取組。令和3年4月に運用開始。

（支援対象者）

- ・不登校および不登校傾向にある者
- ・発達障害等特別な支援を必要とする者
- ・中途退学および転学等が心配される者
- ・その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

！ポイント(スムーズな情報共有)

協定のおかげで情報共有がスムーズになり、**県と市町、教育と福祉の連携がしやすくなった。**

（令和3年度の実施市町）
14市町(全市町数19)

市町から、早期支援のため高校と連携したいとの要望を受け、**県庁が主導して枠組みを検討**。県福祉部局から市町福祉部局へ、県教育委員会から市町教育委員会へ、説明を重ね、**広域での取組を実現。**

【協定締結自治体における実際の支援事例】

- 令和3年4月に高校に進学した生徒について、高校から市の発達支援部局に対して協定に基づく連携の申し入れ。
- 市の発達支援部局が学校を訪問し情報共有。
- 生徒がGW明けから登校できていなかったため、市の発達支援部局が本人との面談を実施。担任、保護者に情報を共有。
- 高校と市の発達支援部局が協力して、高校での生徒の様子等を資料にまとめ、市の発達支援部局から医療機関につないだ結果、医療機関で診断を受け、治療が開始。
- 市の発達支援部局、保護者、学校の3者でケース会議を実施し、家庭と学校でできる取組を確認。

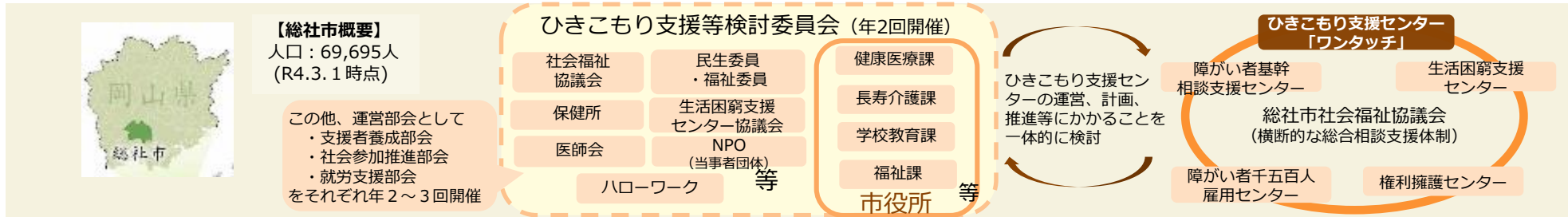
※その後、**県教育委員会と市の発達支援部局の関係性が構築され、市の発達支援部局が講師となって、高校教員に対する「合理的配慮」に係る研修会を実施。**

！ポイント(相互理解の促進)

連携をきっかけに、**高校（県教育委員会）と市の福祉部局の関係が構築される**。高校に、**福祉的支援の知識やノウハウが広がるきっかけになった。**

基礎自治体におけるひきこもり支援の取組 -岡山県総社市-

〈ポイント〉総社市では「ひきこもり」を地域社会の課題としてとらえ、平成29年度から市事業として積極的なひきこもり支援を展開。(総社市社会福祉協議会に委託して実施)



■ 事業 (委託) 内容

- ①相談支援窓口 (ワンタッチ運営)、②サポーター養成、③居場所づくり (ほっとタッチ, ほっとタッチぼえむ運営)、④実態把握、⑤社会参加・就労への支援 (社会福祉士等専門職2名による支援)、⑥関係機関との連携

■ 委託費

- R 3年度：19,367千円 (国事業ひきこもり支援推進事業5,000千円, 単市14,367千円)
- (委託費の主な内訳)**
- ・人件費 (職員1.5+臨時1) … 約10,000千円
 - ・居場所の運営費 (借家借上料, 光熱水費等) … 約4,300千円/2カ所
 - ・検討委員会委員報酬, サポーター養成講座等講師謝礼, サポーター活動費等… 約1,000千円

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収
【把握人数】207人

支援実績 (平成29年4月～令和4年2月)

■ 実相談者数：383人

(10代：86人、20代：76人、30代：76人、40代：62人、50代：34人、60代以上：19人、不明：30人)

<主な相談経路>

- ・本人による相談 138件 (対面119件、電話14件、メール5件)
- ・家族のみによる相談 125件
- ・民生委員からの相談 39件

■ 延べ相談件数：17,946件

- ・訪問：3,366件
- ・来所：7,361件
- ・電話：6,138件
- ・その他 (メール、手紙)：1,081件

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用のプロセス

H27.8～H28.9

H28.10～H29.3

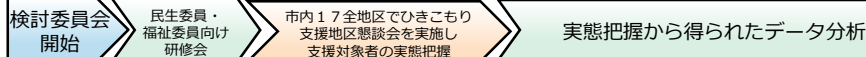
H29.4～

ひきこもり支援等検討委員会による検討 (センター設置に向けて準備)

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置

ひきこもり支援等検討委員会 (運用・計画審議等)

センター事業運用



H29.4～ (相談支援、サポーター養成、居場所づくり、実態把握、社会参加・就労支援、ネットワーク構築を一体的に実施)

常設の居場所「ほっとタッチ」開設 (H30.2)

市役所・社会福祉協議会のそばの一軒家を借り上げ、常設居場所を開設
居場所「ほっとタッチ」等での支援は、専門職に加え、「ひきこもりサポーター」の力を借りて実施



家族会「ほっとタッチの会」設立 (H30.8)

当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図り、リフレッシュできる場をつくり、ひきこもり家族の「孤立」を防ぐ

「居場所」を活用し、毎月1回活動。
(令和4年2月末時点：13家族が参加)



2箇所目の常設の居場所「ほっとタッチぼえむ」開設 (R3.4)

古民家 (一軒家) を借り上げ

ひきこもりサポーターの養成 (R4.2末の登録者数：85人)

ひきこもりサポーター養成講座を年5回実施 (R3は3回)

(当事者・家族・ボランティア等が参加)

サポーター定例ミーティング

(活動を共有し新たな発見等に繋げる)



支援事例

50代後半の男性

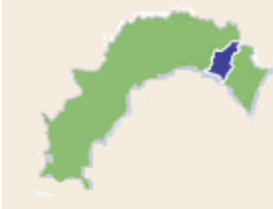
(支援前の状態) 離職・転職を繰り返し、対人関係から退職。約4年間、ひきこもり状態。

(支援内容) センター職員が週1回の自宅訪問を繰り返して相談支援を実施。少しずつ、センター職員らと一緒に福祉施設のボランティア活動を体験。

(結果) その後、センター職員も同行しながら求職活動を行い、就職。今では地域の清掃活動やお祭りにも参加。

農業分野と福祉分野の連携 -高知県安芸市-

〈ポイント〉福祉部局と農業部局の求める方向性が一致し、密な連携へ。双方の厚い理解・支援のもとで、継続して農業に就労する方が増加。



【高知県安芸市概要】

人口：16,716人(R3.3.31時点)

農業が主要産業

※第1次産業が全産業に占める割合：27% (2015年国勢調査)

※農業就業者が就業者全体に占める割合：25% (2015年国勢調査)

主な作物：ナス、ピーマン、ユズ、水稲など



【農福ネットワーク構築の経緯】

福祉 <農業を就労先の一つに>

◆平成25年、高知県安芸地区の自殺死亡率の高さを契機に、**様々な機関が集まる自殺対策ネットワークを構築**

！ポイント (多様な機関の参画)

多様な分野の機関が、お互いの機関を理解し相談し協働できる体制を構築

◆平成29年、**自立支援協議会に就労支援専門部会を設置**しひきこもり当事者等のケース検討から課題を抽出。庁内横断的に課題を共有・検討するチーム会議にてひきこもり支援の関係部局間の役割・方針を検討。

農福連携研究会 (事務局：安芸市農林課)

- ◆平成30年5月設置。毎月1回定例会を開催。
- メンバー：市農林課、市福祉事務所、安芸福祉保健所、JA高知県、安芸農業振興センター、サボステ等
- 就労者及び雇用主への支援 (多職種間で就労について検討し、マッチングを円滑に実施)
- 農福連携の課題を抽出し検討

主要産業である農業を就労先として広げていきたい

農家の理解を深めて、人材確保・定着に繋げたい

！ポイント (組織的な連携体制)

人事異動があっても組織的に農福連携が進むよう、会議を設立し、連携体制を構築

農福連携高知県サミットinあき

農家等の雇用主等に対して取組を周知し、さらなる連携先の農家を開拓



農業 <人材確保・定着を目指して>

◆慢性的な労働力不足、農業人口の高齢化
※平成27年度の農業就業人口に占める65歳以上の者の割合・・・45.3%

◆平成26年、コミュニケーションに苦手意識を持つAさんに、ハウス建設のため土地の石拾いの仕事を依頼したところ、毎日コツコツ取り組むことが農家の助けになり、ナス農家に継続して就労



◆Aさんの就労をきっかけに、他の農家にも受入希望が拡散

双方の理解が、厚い支援へ

【農福連携の実績 (令和3年7月現在)】

◆令和3年7月現在就労状況

従事先	従事者数
農家	36名
JA高知県 (各出荷場など)	11名
酪農	2名
青のり養殖	4名
炭焼き	2名
こうち絆ファーム	36名
計	91名

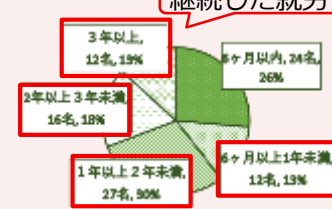
！ポイント (就労先の広がり)

農業だけでなく、酪農や林業、水産業など多様な就労先を開拓

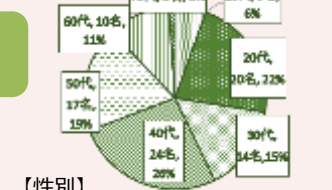
◆主な特性

特性	従事者数
精神障害	37名
発達障害	15名
ひきこもり	20名
身体障害 (聴覚・肢体)	3名
知的障害	8名
難病	3名
その他 (生活困窮)	5名
計	91名

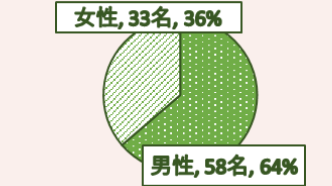
【就業期間】



【年代】



【性別】



【定着に向けた「農・福」双方からの厚い支援】

- 福** 障害や1人1人の特性(個性)を記載した履歴書を作成。
- 福** 県の就労支援へのインセンティブ制度により、受入農家は研修生1人1日につき4,500円を受給。
- 農** 農家と本人の意向により直接雇用を行う。
- 福** 一般就労が困難な場合は障害者就労B型事業所「こうち絆ファーム『TEAMあき』」に繋ぐ。
- 農** 年間を通して就労者のモチベーションを維持するため、ナスの農閑期には酪農やユズ等の他の仕事を切り出す工夫。
- 農** 定着に向けたメンタルサポートのため、JAが雇用する農業就労サポーターが定期的に農家を訪問し、就労者と雇用主双方をフォロー。

マッチング

実習

契約

定着

就労分野と福祉分野の連携 -大阪府豊中市-

〈ポイント〉一人ひとり抱えるハードルは様々。ひきこもり、困窮者など属性にとらわれることなく、様々な制度、事業を活用して、一人ひとりの適性や意欲に合わせたオーダーメイドの就労支援を実施。

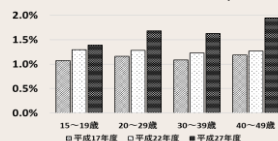


【豊中市概要】

人口：408,736人(R3.4.1時点)

◆平成28年度実施「若い世代の生活に関する調査」
豊中市内在住の満15歳から39歳までの方から無作為抽出して調査
15歳～39歳のひきこもり郡の推計人数2,530人
出現率：1.63%(国調査は1.57%)

【人口に占める非労働力人口(その他)※の割合】



※非労働力人口(その他)…通勤・通学、家事のいずれもしていない人
【出典】国勢調査

⇒H17からH27にかけて年々増加

【主な連携のイメージ】

①多様な支援の入り口

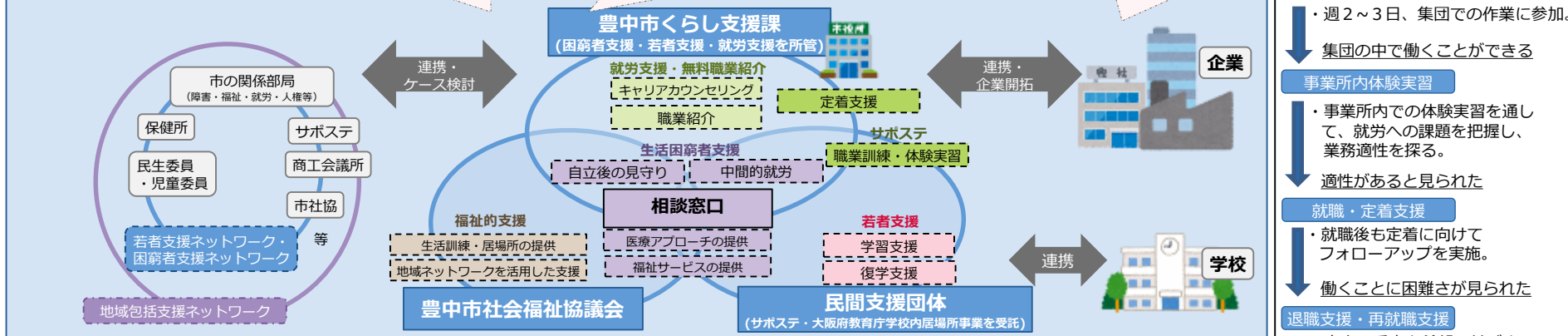
3か所の相談窓口(市くらし支援課・市社協・民間支援団体)や市社協の見守り活動等から、ひきこもり支援を必要とする方の情報が集まる。

②様々なネットワークを活かした支援の見立て

支援を必要とする方それぞれの状況に応じて、困窮者支援や若者支援のネットワークを活用して、適切な関係団体からなるケース検討会(含む支援会議)を実施。

③企業の理解のもとでの細やかな就労支援

ケース検討の結果、就労支援を必要とする方については、くらし支援課やサポステが支援を実施。



【支援事例】

中学校・高校は不登校で、
集団での活動経験が少ない方

集団での作業に参加

・週2～3日、集団での作業に参加。
↓
・集団の中で働くことができる

事業所内体験実習

・事業所内での体験実習を通して、就労への課題を把握し、業務適性を探る。
↓
・適性があると見られた

就職・定着支援

・就職後も定着に向けてフォローアップを実施。
↓
・働くことに困難さが見られた

退職支援・再就職支援

・本人の受容と希望に基づき障害者手帳の取得を支援し、業務適性と障害への配慮がある他企業への再就職支援を行う。



◆ポイント(複眼的なフィードバック)

相談者の状況に応じて、支援の方法を見直すなど、就労支援や福祉等、様々な視点からフィードバックを行う

【くらし支援課が行う就労支援の流れ・工夫】

企業開拓

- 無料職業紹介事業の実施
※アンケートを実施し、行政と連携した採用活動に前向きな企業をリスト化。商工会議所と連携し企業開拓(200社～300社と関係性を構築)。
- 一定期間、相談者を雇用した企業に対する支援金制度を導入。

見立て

- 支援を必要とする方それぞれが抱える課題を、丁寧に把握。(家族の生活課題、心身の状況等)

マッチング・フィードバック

- 企業が求める人物像や、相談者の特性(得意なこと、苦手な状況、配慮事項等)を把握し、企業と相談者を引き合わせ、企業見学や就労体験を実施。
- その際、くらし支援課の就労支援員や企業の担当者等が、様々な観点から相談者へフィードバックを実施。(例)
・企業で発揮できるストレングスの共有や働くイメージ(職業観)の醸成。←くらし支援課の就労支援員
・企業で通用するストレングスの評価と、職場や就労上の注意事項の共有。←企業の担当者

就職

就職後、定着に向けた支援を継続。

福祉的支援

就職に限らず、障害者手帳や年金の手続き支援、居場所支援等、状況に応じた支援を実施。

【マッチングの工夫】

◆仕事と出会うwithとよなか
ものづくり企業の協力のもと、セミナー、見学会、キャリアカウンセリングとステップを踏み、ミニインターシップを経て企業との面接へと繋げる。

【参加実績】

	H30	R元
見学者	32	39
応募対策セミナー参加者	26	23
ミニインターシップ参加者	18	20
応募者	20	15
合格者	9	9

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため中止

3

3. 地域共生社会の構築に向けた取組の深化

(3) 権利擁護支援（成年後見・その他の総合的な権利擁護支援策）

成年後見制度の概要と利用促進の経緯

1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29~R3年度の5年間)を閣議決定。
※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

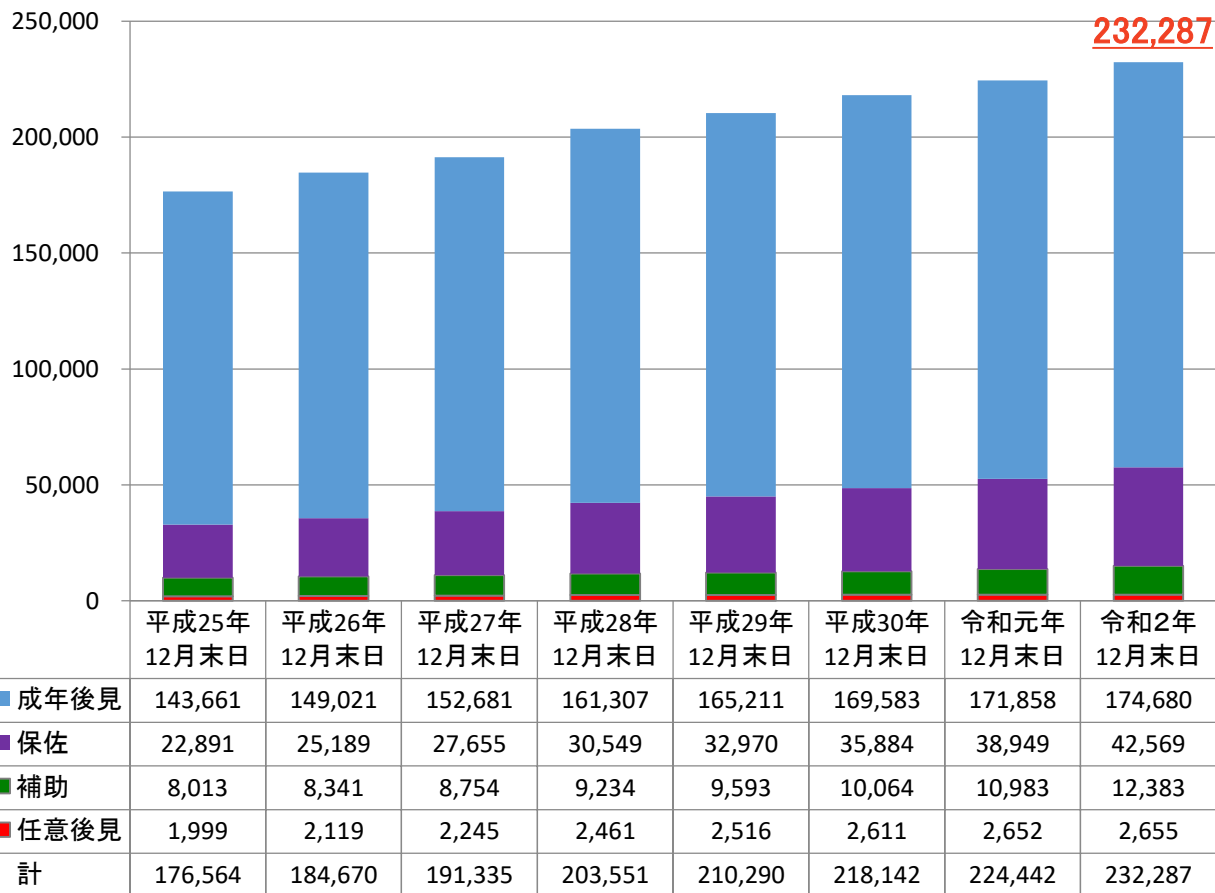
3. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回(3つのWGで合計13回)の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施(12月22日公表)。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。令和4年3月25日に「第二期基本計画」を閣議決定。

成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。**

＜成年後見制度の利用状況 ※5＞



＜認知症者数 ※1＞

約600万人(推計値:令和2年)

＜軽度認知障害 ※2＞

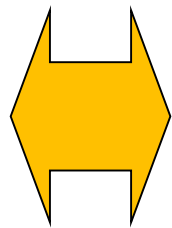
約400万人(推計値:平成24年)

＜知的障害者数(在宅) ※3＞

約 96万人(平成28年)

＜精神障害者数(外来) ※4＞

約389万人(平成29年)



※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治)

※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 朝田隆)

※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」

※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※5 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題

(平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応

(令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

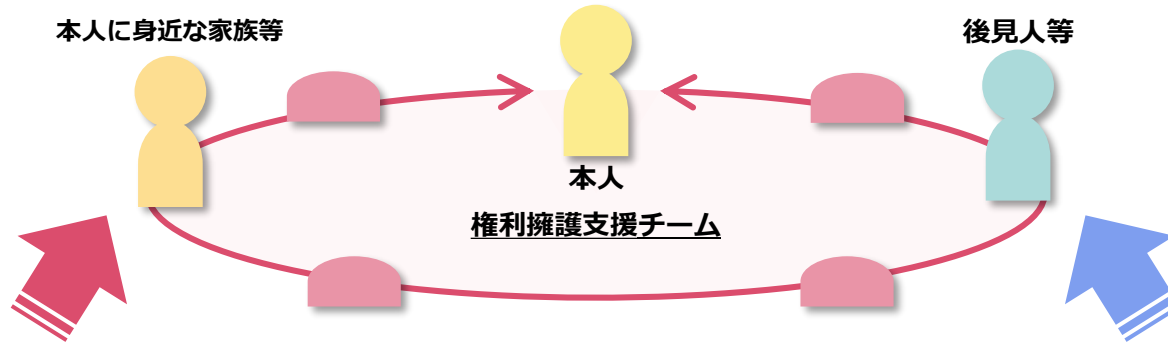
(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

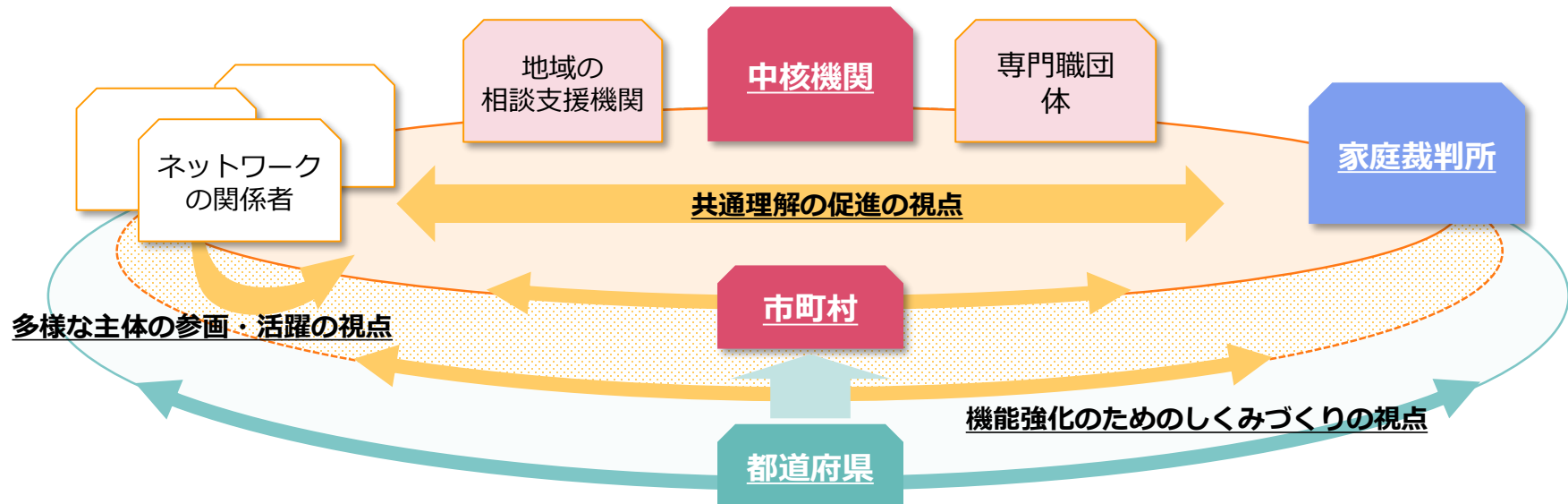
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能



成年後見制度利用促進の体制整備の状況等について

R2確定値

- 基本計画では、全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる地域体制の構築を目指しており、全市町村における中核機関等の整備を進めている。

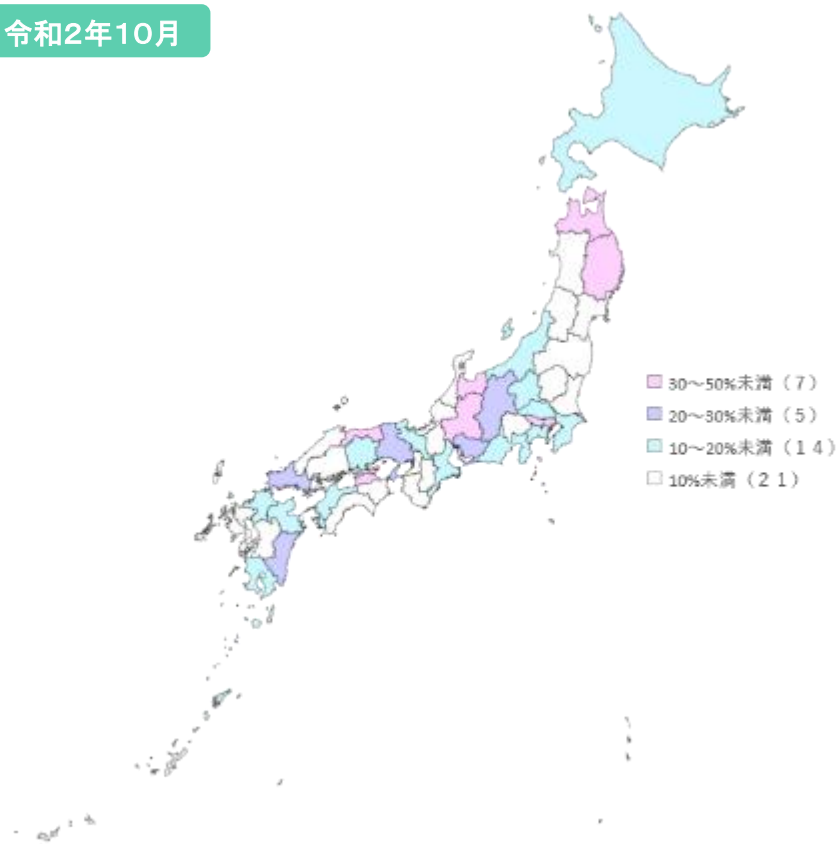
※まずは広報・相談の2機能の整備に着手。残りの利用促進(受任調整等)・後見人支援の機能充実は段階的・計画的に取り組むものとしている。

- 第二期計画では、都道府県の機能強化を図り、中核機関等の整備など、市町村等による体制整備を進めていく。

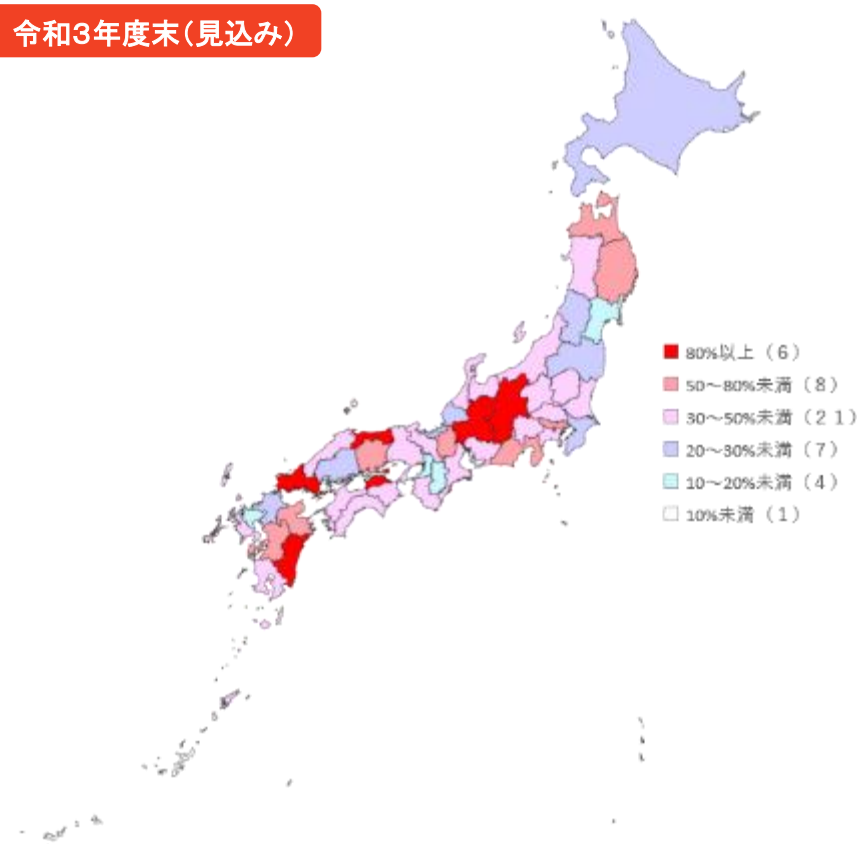
【①中核機関等の整備】	令和2年10月時点: 672市区町村 (38.6%)	⇒	令和3年度末見込: 957市区町村 (55.0%)
【②市町村計画の策定】	令和2年10月時点: 283市区町村 (16.3%)	⇒	令和3年度末見込: 1,019市区町村 (58.5%)
【③協議会の設置】	令和2年10月時点: 304市区町村 (17.5%)	⇒	令和3年度末見込: 658市区町村 (37.8%)

<都道府県別の中核機関の整備状況>

令和2年10月



令和3年度末(見込み)



社協単独委託型で中核機関を整備(岡山県総社市)

自治体概要

人口	約68,994人
面積	約211.9km ²
高齢化率	28.0%

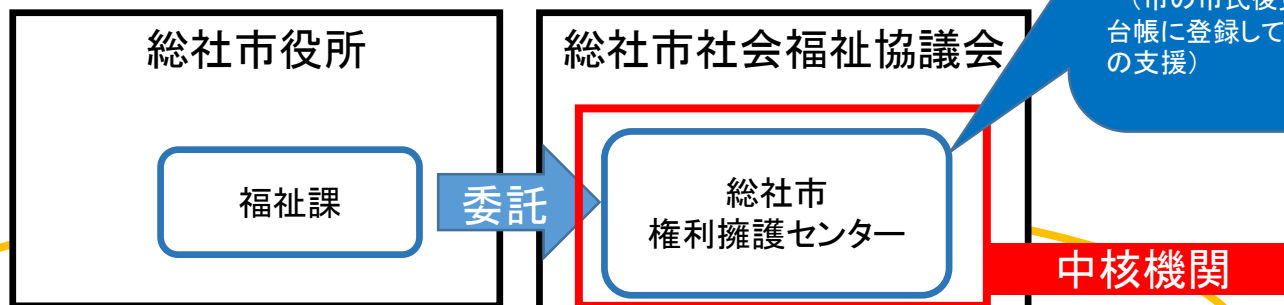
ポイント

- 平成25年より、総社市社会福祉協議会に「総社市権利擁護センター」しえん」を整備。
- 成年後見制度の利用促進、虐待防止、身元保証がなくても入院、入所できるようにする支援等、権利擁護の総合的支援に取り組む。
- 平成31年4月1日、総社市権利擁護センターを中核機関とする。
- 市民後見人を21名養成、18名が名簿登録、15名が選任、活動。
- 総社市社会福祉協議会が、法人後見12件を受任。



- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

(市の市民後見人登録台帳に登録している方への支援)



協議会: 総社市権利擁護センター運営委員会

各市町村との協働での広域整備型 上伊那成年後見センター

自治体概要

人口 約181,000人
面積 約1,348km²
高齢化率 30.9%



ポイント

- 8市町村が協定を結んだ上で、それぞれに委託契約を結び伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を広域設置。
- 市町村が一次窓口となり、上伊那成年後見センターが二次相談窓口となる。
- 利用促進検討会を経て、**センター運営委員会で決定**し、平成31年4月に中核機関とする。
- 一次窓口と二次窓口両方を中核機関と位置づけ、機能で役割分担。
- 市民後見人を35名養成、9名が活動中（受任件数12件）。
- 伊那市社会福祉協議会が、法人後見87件、後見監督12件を受任。

- ① 広報機能
- ② 相談機能(二次)
- ③ 利用促進機能(二次)
- ④ 後見人支援機能(二次)

中核機関

各市町村社協

協力

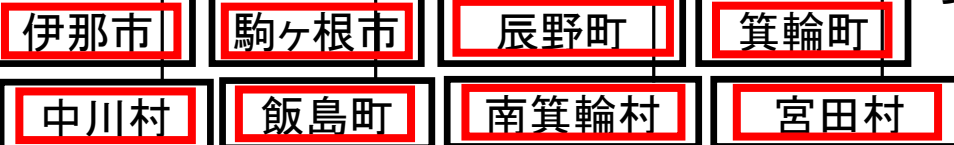
伊那市社会福祉協議会

上伊那成年後見センター

- ② 相談機能(一次)
- ③ 利用促進機能(一次)
- ④ 後見人支援機能(一次)

中核機関

各市町村が委託



協議会：各市町村協議会、上伊那全体協議会を整備

福祉総合相談センター・虐待防止・中核機関の一体的整備（山口県・宇部市）

<自治体概要>

人口：163,132人（令和3年1月1日）

面積：286.7km²

高齢化率：33.2%（令和3年1月1日）

<中核機関>

設置方法：単独

運営方法：直営（総合相談）

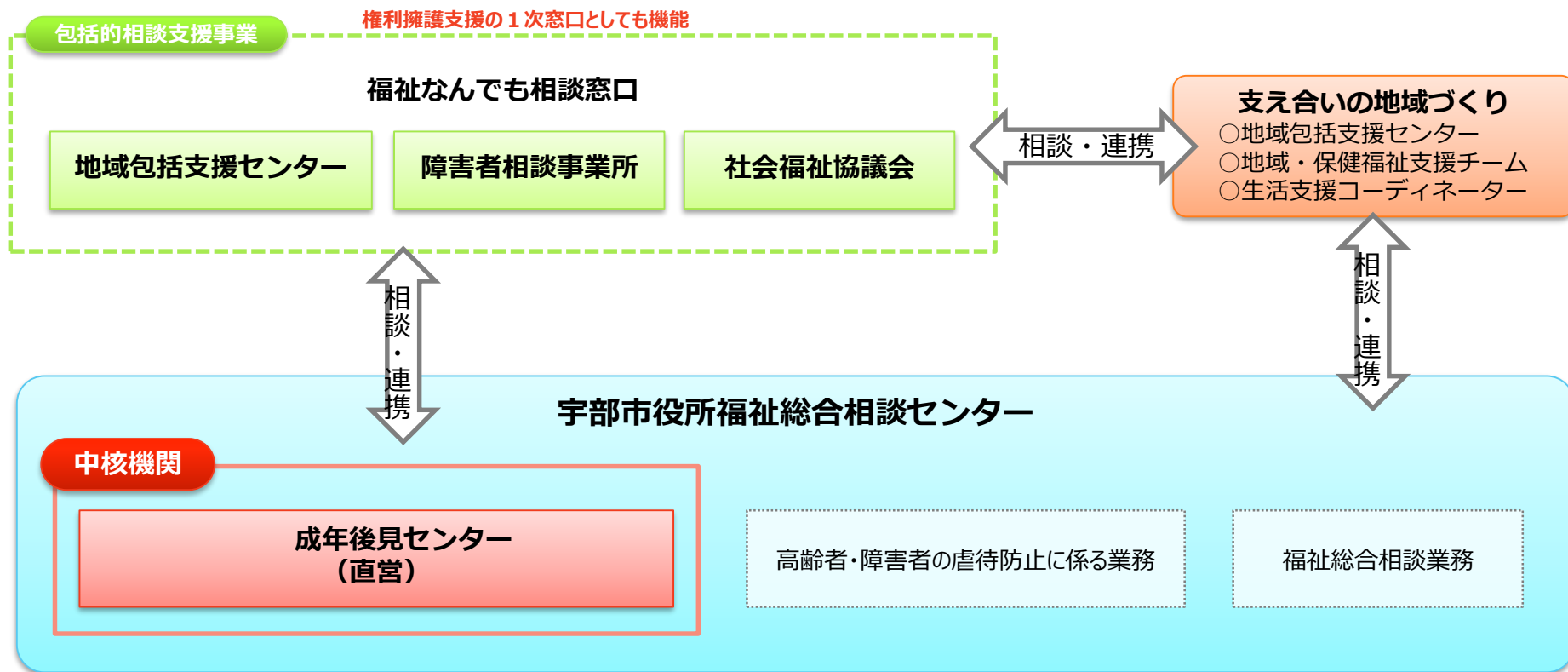
運営主体：自治体

<ポイント>

- 宇部市では、地域福祉・指導監査課内に福祉総合相談や虐待防止等の業務を担う「福祉総合相談センター」を設置。このセンター内には、直営の成年後見センターが中核機関として設置されている。
- 各地域15箇所に配置された「福祉なんでも相談窓口」等が、包括的な相談対応の中から、権利擁護支援のニーズをキャッチし、成年後見センターにつないでいる。
- 成年後見センターが設置されている福祉総合相談センターでは、虐待防止の担当も配置（一部、成年後見センターの職員との兼務あり）されているため、金銭搾取やセルフネグレクトといった対応の際に、迅速かつ適切に成年後見制度を利用することができ、本人の権利の保護を図ることが進めやすい。

各地域

市全域



市と社協の協働による包括的支援の実施と中核機関の運営（愛知県・豊田市）

<自治体概要>

人口：421,765人（令和3年3月1日）

面積：918.3km²

高齢化率：23.6%（令和3年3月1日）

<中核機関>

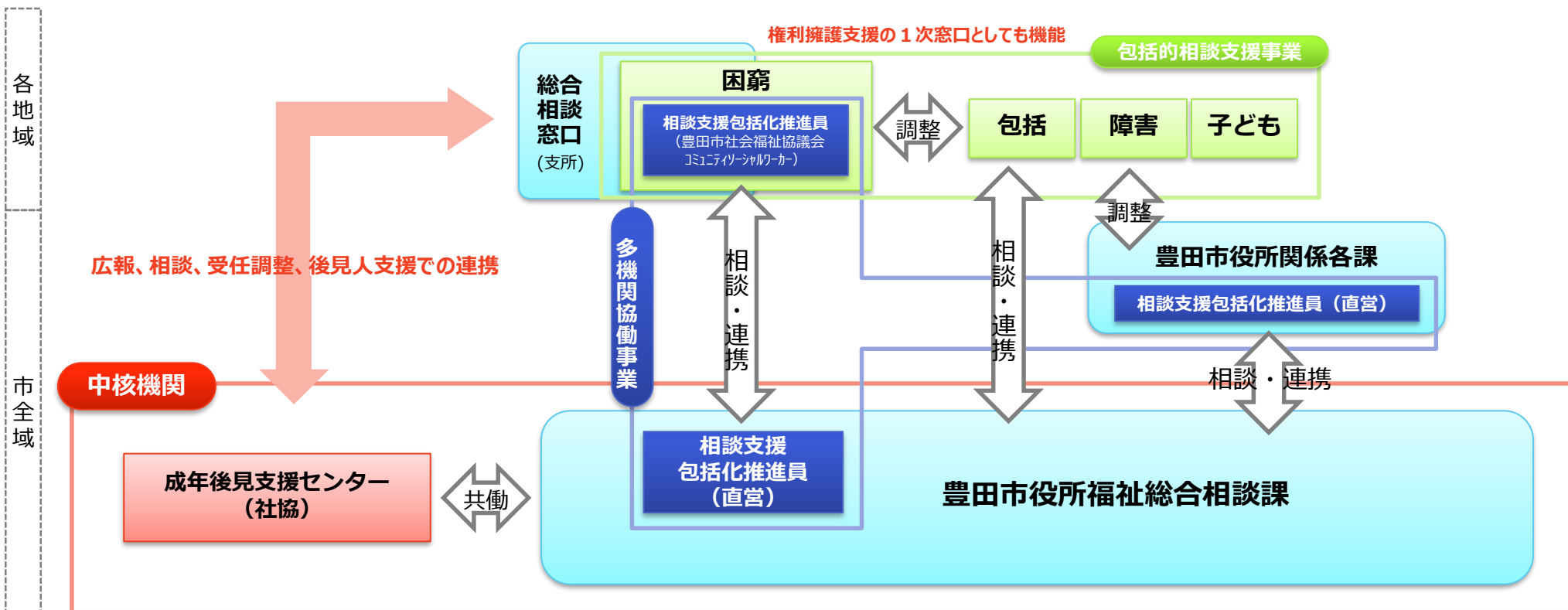
設置方法：単独

運営方法：直営 + 委託

運営主体：自治体・社会福祉協議会

<ポイント>

- 豊田市では、中核機関を、市役所（相談支援包括化推進員を兼務）と、成年後見支援センター（市社会福祉協議会に委託）が共働して運営。
- 市町村計画において、権利擁護支援の1次窓口として、総合相談窓口や地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所（包括的相談支援事業を実施）を位置付けている。
- 多機関協働事業を担う相談支援包括化推進員を、市役所の関係各課及び社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー、中核機関でもある市役所福祉総合相談課といった多機関に配置していることで、権利擁護支援においても多岐にわたる連携・調整をスムーズに実施することが可能。



新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和4年度予算額(令和3年度予算額)
37,500千円(一千円)

【要旨】

- 第二期基本計画期間(令和4年度～8年度)に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

事業内容

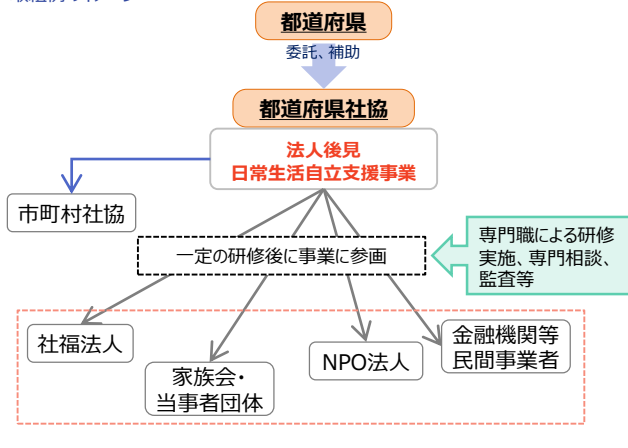
○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検証する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4

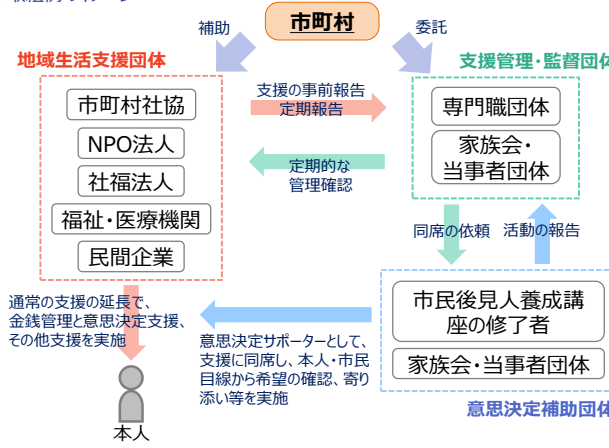
① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

取組例のイメージ



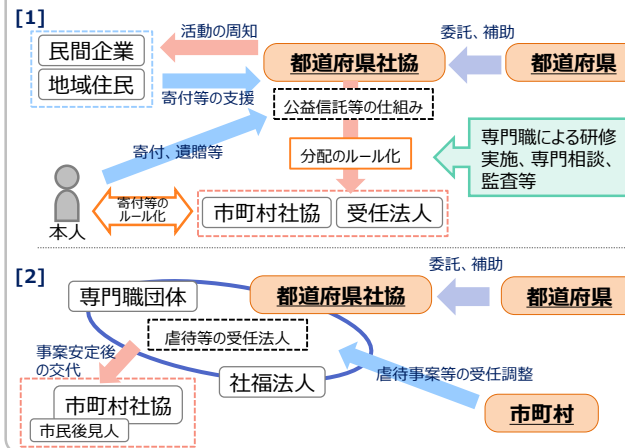
② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

取組例のイメージ



③ 寄付等の活用[1]や、虐待案件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組

取組例のイメージ



3. 地域共生社会の構築に向けた取組の深化

(4) 孤独・孤立対策、自殺総合対策

孤独・孤立対策

- 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化
→ 令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進

<取組の例>

- 孤独・孤立対策の重点計画（孤独・孤立対策の基本理念・基本方針を明示）を令和3年12月に策定
- 孤独・孤立対策ウェブサイトで、支援制度や相談先を一元化し、情報発信
- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援（＝重点計画に記載）

孤独・孤立対策の重点計画（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）

1. 孤独・孤立対策の現状

- ・ 新型コロナ感染拡大後、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ・ 孤独・孤立は、**人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの**
- ・ 「**望まない孤独**」と「**孤立**」を対象として取り組む

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

3. 孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい**社会とする（孤独・孤立の実態把握、声を上げやすい環境整備など）

(2) 状況に合わせた**切れ目ない相談支援につなげる** （相談支援体制の整備、人材育成等の支援）

(3) **見守り・交流の場や居場所づくり**を確保し、**人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**を行う （居場所の確保、アウトリーチ型支援、地域における包括的支援体制など）

(4) 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動**をきめ細かく**支援し、官・民・NPO等の連携**を強化する

4. 孤独・孤立対策の施策の推進（施策の実施状況の評価・検証など）

孤独・孤立対策ウェブサイト

- ✓ 一般向けページと18歳以下向けページを開設
- ✓ チャットボット（自動応答システム）により利用者の悩みに応じた支援制度や相談窓口を紹介する機能、悩みを抱える方向けのFAQ等を掲載

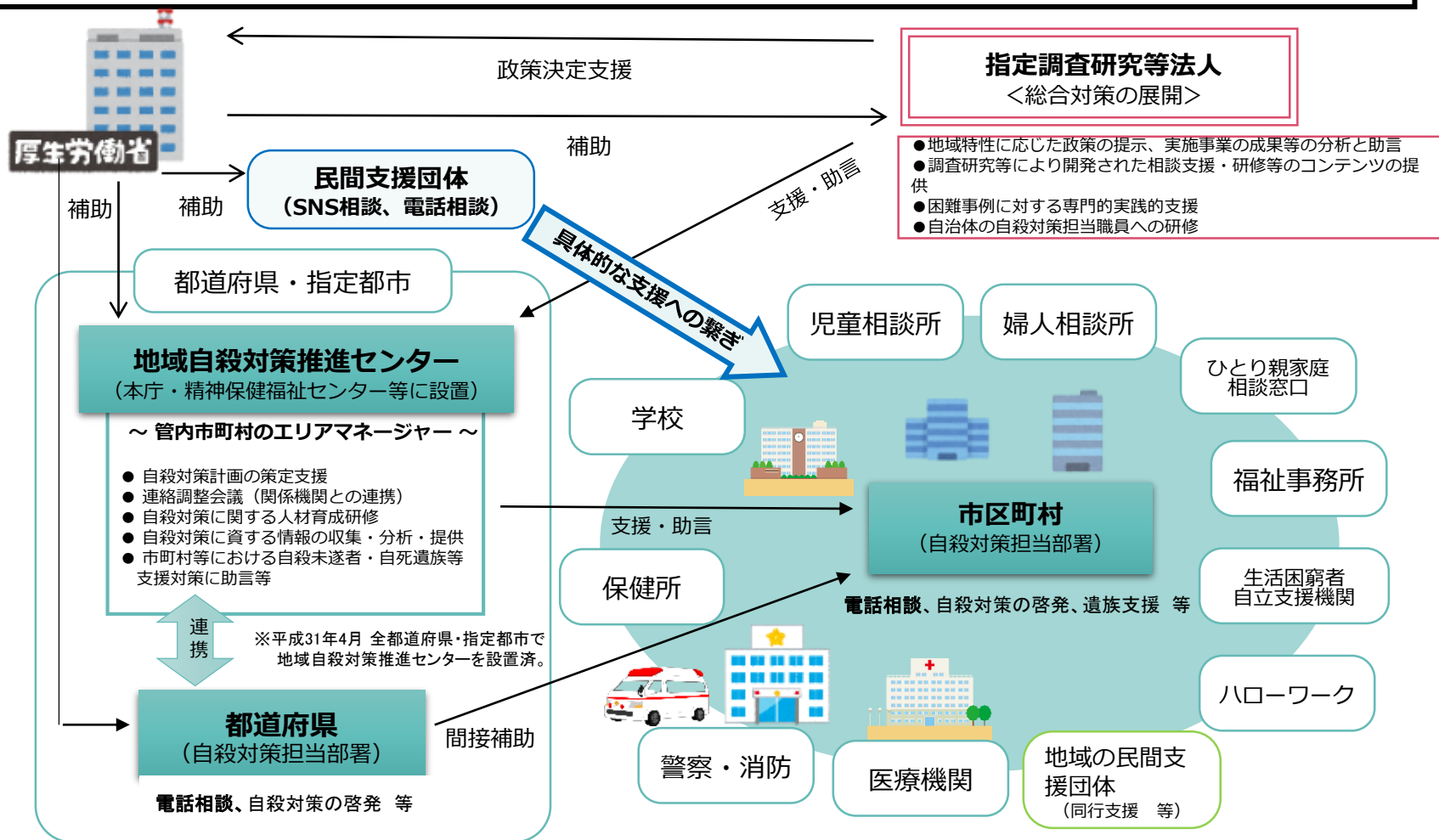


支援制度や相談窓口を紹介（一般向けページの例）



自殺対策の推進体制

- 市区町村において、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、自殺念慮者、自死遺族等への具体的な支援を行う等、地域の実情に応じた自殺対策を実施
- 都道府県及び指定都市が設置する地域自殺対策推進センターにおいて、市区町村への必要な助言や情報提供等を実施。
- 地方自治体や民間支援団体が実施する電話相談やSNS相談は、相談者ごとの悩みや問題に応じて地域の関係機関・支援団体につなぎ、具体的な支援を行う。
- 厚生労働省及び指定調査研究等法人において、地方自治体に対する地域の自殺データ提供、職員の研修、財政的支援、等を実施。また、民間の電話相談やSNS相談に対し、財政的支援を行う。



● 大綱見直しの趣旨 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた更なる推進～

- ✓ 自殺者数は基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、関係者によるこれまでの取組みに一定の効果があったと考えられるが、依然として、自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、令和2年はコロナ禍の影響で様々な問題が悪化したことなどにより、11年ぶりに前年を上回る、深刻な状況。
- ✓ これまでの取組みを基本に置きつつ、新型コロナウイルス感染症の影響など喫緊の課題への対応も含め、今後更に取り組むべき課題を検討し、「大綱見直しに関する意見（ポイント）」において、14の論点に沿って議論の成果を整理

大綱見直しに関する意見（ポイント）

総論

- ① **関連施策及び関係機関の有機的な連携を図り、総合的な対策を推進**
 - 包括的な対応を図る生活困窮者自立支援制度や孤独・孤立対策、子どもへの支援策、地域共生社会の実現に向けた取組みといった関連施策との連携
 - 地域における関係機関の連携と体制の充実
 - 精神科医療、保健、福祉施策との連携
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた支援**
 - 自殺への影響の更なる分析やICTの活用、社会的セーフティネットの強化
- ③ **自殺者及び自殺未遂者、それらの者の親族の名誉及び生活の平穏への配慮**

個別施策

- ④ **スティグマの解消**
 - 「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」ことやゲートキーパーの役割等の普及啓発の推進
- ⑤ **相談体制の充実と、支援策や相談窓口情報等の分かりやすい発信**
 - メール・SNS等を用いたインターネット相談窓口の活用、相談員に対する組織的なフォローの実施
 - 個人事業主等への相談支援
- ⑥ **精神科医療につなぐ医療連携体制の強化**
 - 医師等と地方公共団体が連携し、多職種でサポートする体制や、多様な医療機関や診療科の連携を推進
- ⑦ **子ども・若者の自殺対策の更なる推進**
 - 心の健康の保持に係る教育及び啓発等の更なる推進、及び関係機関の連携等による環境・体制整備
- ⑧ **女性に対する支援**
 - コロナ禍における女性支援
 - 妊娠されている方への支援
- ⑨ **勤務問題による自殺対策の更なる推進**
 - 過労死防止対策等との十分な連携、及びテレワークの適切な運用を含めた職場におけるメンタルヘルス対策の更なる推進
- ⑩ **遺された人への更なる支援**
 - 遺族の自助グループなどと連携した課題解決、及び自死遺族の方から学ぶ機会の確保
- ⑪ **インターネット利用への対応**
 - サイバーパトロールや検索連動広告といったICTを活用したアウトリーチの取組みの継続実施、及び誹謗中傷の対策強化の検討
- ⑫ **自殺報道等への対応**
 - 自殺報道ガイドラインを踏まえた対応の要請
- ⑬ **自殺総合対策の更なる推進に資する調査研究等の推進**
 - 疫学的研究や科学的研究も含め、必要なデータやエビデンスの収集の更なる推進

施策の推進体制

- ⑭ **PDCAサイクルの更なる推進、数値目標の設定**
 - 国及び地方公共団体において、エビデンスに基づいた政策となるよう新大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を定量的に把握し、その効果等を評価
 - 令和8年までに自殺死亡者を平成27年と比べて30%以上減少させることとしている現大綱の数値目標を継続（平成27年18.5 ⇒ 令和8年13.0以下）

4. 終わりに

～取組を進めるために～

- 属性を問わない包括的な支援のためのシステムをつくる
制度の縦割りを超えて
様々な担い手、関係者との協働
- 「支える側」、「支えられる側」に分かれない
“誰にも役割と居場所がある”
- 多様なゴールを想定する
- 「問題解決型支援」と「伴走型支援」を組み合わせる
- 地域資源を開拓する
- 地域づくり、地域社会の機能強化につなげる